

第2次遠野市総合計画

前期基本計画（案）

まちづくり指標

番号のマスが黄色  の場合は、現計画を継承（変更含む）。

番号のマスが赤色  の場合、新規指標。

目次

大綱 1	自然を愛し共生するまちづくり	2
大綱 2	健やかに人が輝くまちづくり	37
大綱 3	活力を創意で築くまちづくり	70
大綱 4	ふるさとの文化を育むまちづくり	103
大綱 5	みんなで考え支えあうまちづくり	131

平成 27 (2015) 年

岩手県遠野市

総合計画の体系

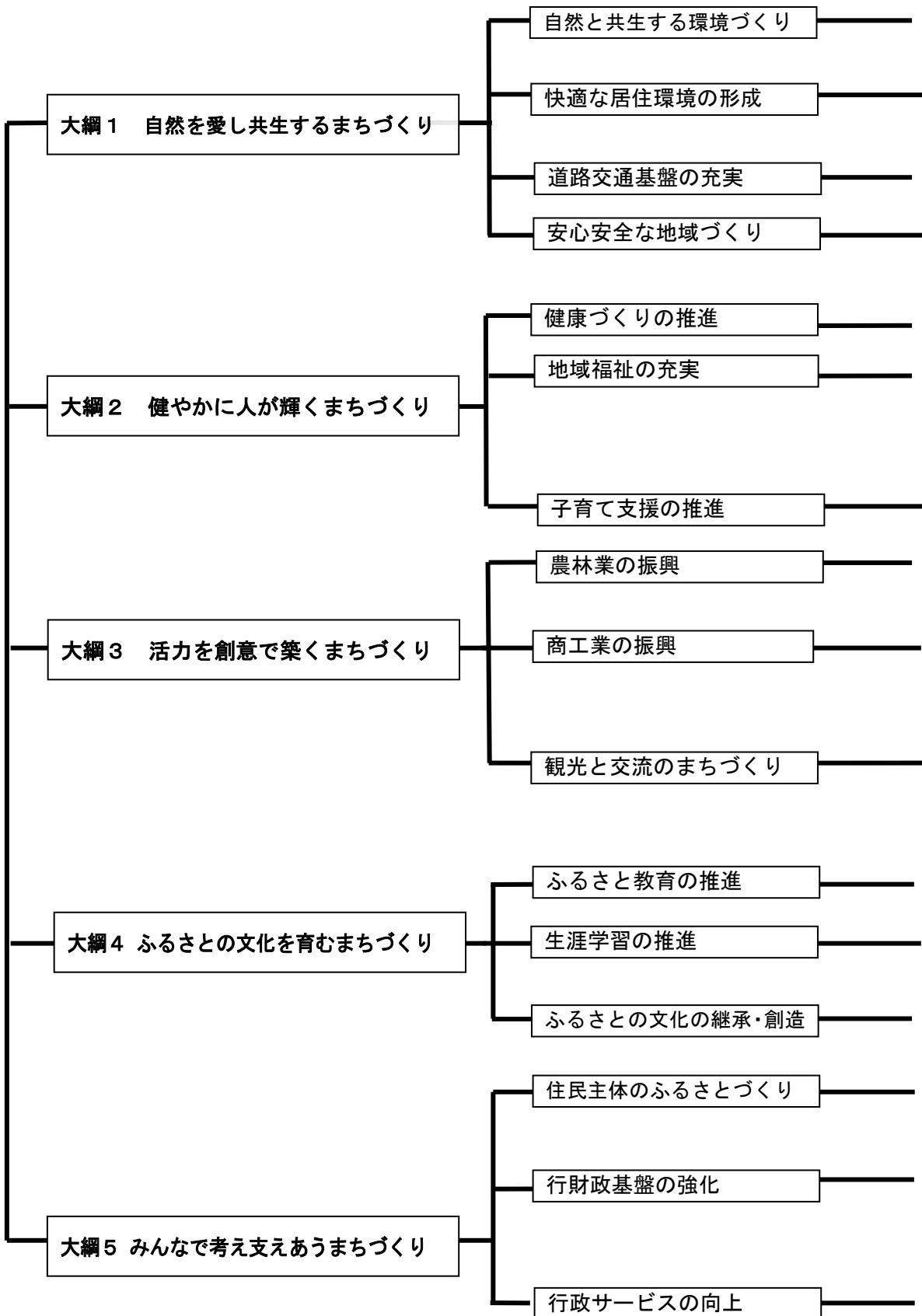
基本理念 将来像

大綱

政 策

基本理念
..遠野スタイルの創造・発展

将来像
..永遠の日本のふるさと遠野



施 策

基本事業

環境とくらしの調和	・資源の循環的利用の推進 ・エネルギーの有効利用 ・自然環境の保全
遠野らしさを醸し出す景観の保全	・遠野らしさを醸成する土地利用と景観の保全 ・新たな景観形成の展開
快適な居住環境の整備	・住みやすい居住環境の整備 ・住宅・宅地の整備 ・快適な市街地の形成
安全でおいしい水の安定供給	・環境保全と水源涵養 ・安全な水の安定供給
衛生的な生活環境の整備	・汚水処理施設の整備 ・水洗化率の向上
道路基盤の整備	・幹線道路の整備 ・生活関連道路等の整備
交通基盤の整備	・総合交通体系の整備 ・交通環境の整備 ・鉄道の利便性の向上
防災・消防・救急	・施設・設備の整備 ・体制の充実 ・防災コミュニティーの形成 ・自然災害の防止
防犯・交通安全・消費者保護	・防犯体制の整備 ・交通安全運動の推進 ・消費者保護の推進
情報基盤の充実	・情報化の推進 ・総合情報サービスの提供
健康づくり活動の推進	・保健活動の充実 ・健康づくり総合プログラムの推進 ・スポーツの振興
医療体制の充実	・医師の確保と地域医療体制の充実 ・広域救急医療体制の確立
地域福祉活動の充実	・地域包括ケアシステムの推進 ・地域福祉活動の推進 ・生活保護の適正実施
高齢者の生きがいづくりの推進	・社会参加への支援 ・生涯学習機会と働く場の確保
介護予防・介護サービスの充実	・介護の充実と地域・家庭との連携 ・介護保険事業の推進
障がい者福祉の充実	・障がい者の自立と社会参加への支援 ・障がいに対する市民の意識啓発
社会保障の充実	・国民健康保険制度 ・後期高齢者医療制度 ・医療費給付制度 ・介護保険制度 ・国民年金・農業者年金制度
少子化対策・子育て支援	・少子化対策・子育て支援総合プランの推進 ・子育て支援の充実
児童・母子等福祉の充実	・保育環境の充実 ・児童の健全育成 ・ひとり親家庭等への支援の充実
農業の振興	・農地の有効活用 ・多様な労働力の発揮 ・高収益農家の拡大 ・生産振興とブランド化の推進 ・地産地消と6次産業化の推進 ・農村環境の保全
林業の振興	・里山美林の推進 ・林業・木材・住宅産業の振興 ・山村振興と特用林産の振興
商工業の振興による雇用創出	・雇用の維持・確保の推進 ・ものづくり産業の振興 ・地域資源を活用した物産振興
中心市街地の活性化	・中心市街地活性化基本計画の推進 ・宮守まちなかの賑わい創出 ・日常生活に密着した地域商業拠点の育成
観光の振興	・官民一体となった観光計画の立案 ・国際的な集客推進 ・観光情報の充実
交流から定住への推進	・遠野ツーリズムの充実 ・遠野ファンの全国展開 ・定住促進
地域間交流の推進	・地域間の交流の推進
国際交流の推進	・国際化に向けたまちづくりの推進 ・国際性豊かな人づくり ・姉妹都市との交流促進
就学前教育の充実	・家庭や地域での教育 ・教育・保育の充実
学校教育の充実	・教育内容の充実 ・教育環境の充実 ・学校給食の充実 ・学校と家庭、地域社会との連携 ・高等学校への支援
社会教育の充実	・総合推進体制の整備 ・家庭や地域教育の充実 ・成人教育の充実 ・高齢者教育の充実 ・青少年の健全育成と指導者の養成
芸術文化活動の推進	・芸術文化団体の育成と支援 ・創作芸術文化活動の振興
郷土文化の保存と活用	・博物館活動の推進 ・図書館活動の推進
文化財の保護と継承	・文化財調査・保護 ・郷土芸能活動の推進 ・遠野遺産の認定と保護活動及び活用の推進
郷土の文化を生かした地域創造	・市史編さん事業の推進 ・郷土文化の研究・調査の推進 ・次世代へのふるさと文化の継承
市民との協働による地域づくりの推進	・市民との協働の推進 ・地域づくり活動の支援 ・コミュニティー施設の充実
男女共同参画社会の推進	・男女共同参画社会の推進
広報広聴と情報公開	・広報広聴機能の充実 ・情報公開
「経営改革大綱」の推進	・計画的なまちづくりを進めるための財政基盤の強化 ・行政サービスの質の確保を目的とした事務事業等の見直し ・行政ニーズに迅速・的確に対応できる組織の再編 ・理解が広がる情報のオープン化 ・総合力を發揮する職員間の連携と能力開発
広域連携	・広域連携の確立
市民サービスの充実	・市民サービスの充実
公共施設の整備と活用	・公共施設の整備と適正な活用

みんなで取り組むまちづくり指標 141138 指標

大綱 I 自然を愛し共生するまちづくり

3423 指標

大綱 2 健やかに人が輝くまちづくり

2425 指標

大綱 3 活力を創意で築くまちづくり

4351 指標

大綱 4 ふるさとの文化を育むまちづくり

2426 指標

大綱 5 みんなで考え支えあうまちづくり

1613 指標

◇ 全指標の達成状況を毎年公表します。



大綱別計画

大綱1 自然を愛し共生するまちづくり

豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。

市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らせる、住んで良かったと実感できるまちづくりに取り組みます。

自然との共生においては、市民共通の財産である遠野の歴史・風土及び街並み、美しい山河などの自然環境や、田園及び山里の景観を守り育てるとともに、後世に引き継ぎます。また、東日本大震災を契機に、豊かな地域資源を生かすことへの期待が高まっていることから、「遠野市新エネルギービジョン」が示す再生可能エネルギーの導入を推進し、地域資源の循環活用と自然景観が調和する社会を目指します。

快適な居住環境においては、道路、水路、汚水処理などの生活に身近な環境の一体的な整備を進めるとともに、本庁舎の整備と合わせた遠野駅前通り周辺の再開発による魅力ある中心市街地の形成と都市機能の充実を図ります。

道路交通基盤においては、東北横断自動車道釜石秋田線の釜石までの全線開通に向けた整備を推進するとともに、その活用を図ります。市民生活の利便性を高めるために、市道の整備、橋梁の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。また、総合交通対策として、効率的で持続可能な生活交通システムの構築を図ります。

安心安全な地域づくりにおいては、東日本大震災において内陸部に位置する本市が、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことから、広域的な災害に対応できる消防防災拠点としての機能充実・体制強化を図るとともに、地区単位での自主防災組織の育成、関係機関・団体・地域が一体となった交通安全や防犯活動を推進します。また、ケーブルテレビネットワークの活用による全市的な情報の共有化、情報基盤の整備に取り組みます。

自然環境の保全

新エネルギービジョンの推進

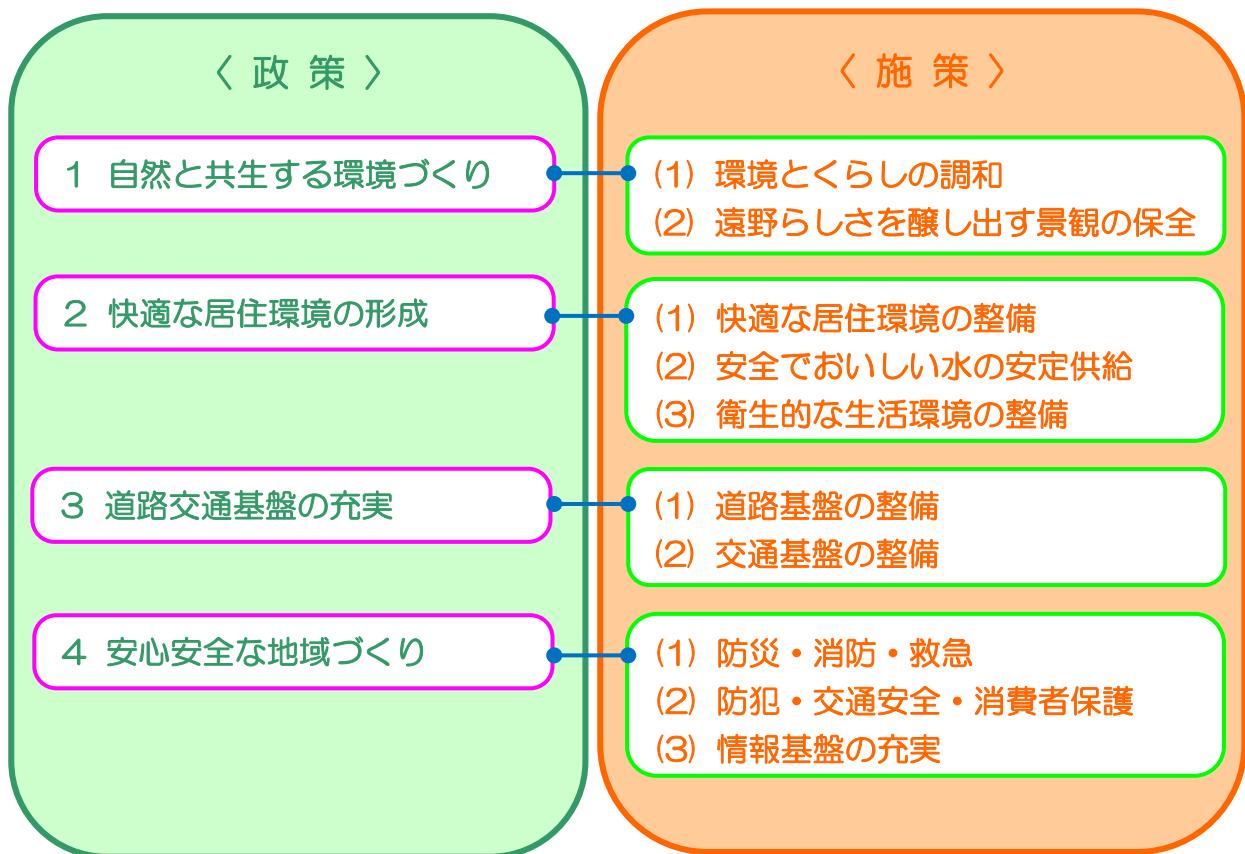
魅力ある中心市街地の形成

社会資本整備と長寿命化

豊かな自然を愛し、平和で
住みよいまち

ケーブルテレビネットワークの充実

消防防災拠点の機能充実



1 自然と共生する環境づくり

自然との共生においては、市民共通の財産である遠野の歴史・風土及び街並み、美しい山河などの自然環境や、田園及び山里の景観を守り育てるとともに、後世に引き継ぎます。また、東日本大震災を契機に、豊かな地域資源を生かすことへの期待が高まっていることから、「遠野市新エネルギービジョン」が示す再生可能エネルギーの導入を推進し、地域資源の循環活用と自然景観が調和する社会を目指します。

政策の体系

1 自然と共生する環境づくり

(1) 環境とくらしの調和

- ① 資源の循環的利用の推進
- ② エネルギーの有効利用
- ③ 自然環境の保全
- ④ 環境保全活動の推進

(2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全

- ① 遠野らしさを醸成する土地利用と景観の保全
- ② 新たな景観形成の展開

(1) 環境とくらしの調和

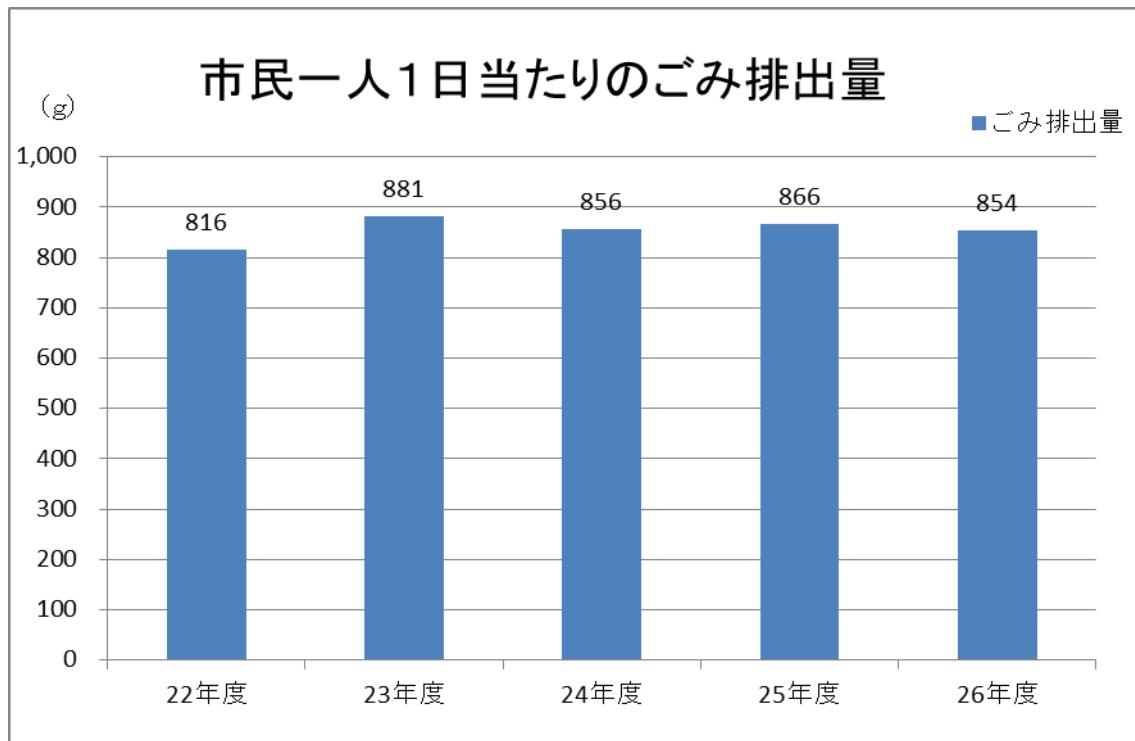
現状と課題

地球規模での温暖化やエネルギー問題を始めとした環境問題が顕在化しています。環境の悪化は、自然環境や生態系への影響はもとより、気象変化による自然災害の増加なども危惧されています。

本市では、市民一人ひとりの意識改革を進め、環境負荷を低減するための取組として、市民環境団体の結成やこどもエコクラブの活動などを始め、ごみの正しい分別の徹底と資源ごみのリサイクル活動の推進により、ごみ排出量の抑制に努めてきました。

そして、平成23年3月に発生した東日本大震災以降のエネルギー方針の転換、太陽光発電等の新エネルギーへの期待の高まりを背景に、平成26年11月に「遠野市新エネルギービジョン」を策定し、一次産業における未利用資源の活用による地域経済循環の実現、安心・安全な住民生活確保のための、地域資源による発電・熱の供給体制を構築していきます。

地球規模の環境問題への対応を意識し、市民、事業者、行政が一体となった温室効果ガスの排出量削減に向けた対応と、地球環境保全に貢献する積極的な取り組みが求められています。



施策の方向

① 資源の循環的利用の推進

- 「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」と「遠野市環境基本計画」に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 循環型環境調和社会の実現に向け、「遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び実施計画」、「遠野市分別収集計画」、「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づく環境に配慮した資源循環型生活を推進します。
- ごみの減量とリサイクルを奨励し、分別収集によるごみの減量化、資源回収と再資源化の取組をさらに推進します。
- ごみの排出抑制や再生利用を進めるため、ごみ処理手数料の有料化について検討します。
- 岩手中部広域行政組合による、不燃・粗大ごみ処理施設の整備について検討します。
- 岩手中部広域行政組合による、最終処分場の整備について検討します。
- 林地残材や工場残材、家畜から排出される糞尿等地域の一次産業と密接に関わるエネルギー資源を活用した遠野型新エネルギー導入を促進し、好循環型社会の構築と地域経済循環を推進します。
- 老朽化したし尿処理施設の整備計画について検討します。

② エネルギーの有効利用

- 公共施設等への木質ボイラーの導入や太陽光発電設備の設置など、新エネルギーの積極活用と省エネルギーの取り組みにより、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。
- エコドライブの普及や公共交通の利用促進、冷暖房の温度管理の徹底や省エネ機器の利用、照明機器及び防犯灯のLED化など省エネルギーを推進します。
- 遠野市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギーなど、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用を推進し、補助制度を活用した民間導入を促進します。
- 自立分散型エネルギー供給体制を確立し、災害時において防災拠点等へエネルギー供給を可能とする等、安全、安心な住民生活の確保を推進します。
- 新エネルギーの普及促進を図るとともに、重要な景観資源の保全に努め、地域の景観との調和に配慮したエネルギー施策を推進します。
- 市民の省エネルギー意識を高め、新エネルギーの導入により地球温暖化防止に向け

た取組を推進します。

③ 自然環境の保全

- 本市に生息する希少な動植物を次世代に継承するため市民や関係機関と連携し、自然生態系の保護に努めます。
- 国土保全、水源の涵養、潤いのある自然景観の保全など、森林の持つ多面的機能の維持と確保に努めます。
- 河川の改修にあたっては、魚道の確保や生息環境に配慮した健全な河川生態の維持や、多自然型の河川づくりに努めます。
- 生活排水の浄化対策を進め、河川や水路の水質保全を図るとともに、無秩序な山林開発やごみの不法投棄を防止するため、ごみの適正処理を推進し自然環境の保全を図ります。
- 自然環境の維持保全の一翼を担っている農林業の役割を再認識し、環境保全型農業の推進や木材を活用した低炭素社会への取組を推進します。

④ 環境保全活動の推進

- 「環境フロンティア遠野」などの市内環境活動団体のネットワーク化により、自然環境を守り育てることを目的として、研修会や講演会、イベントなどを実施します。
- 市民環境団体の育成と学校や地域のリサイクル活動や緑化活動、環境保全活動などの自主的活動を促進します。
- 市民や事業者が環境保全への理解を深め、自発的な活動につながることを目的に、子どもたちから大人までの環境教育と環境学習を推進します。
- 「遠野市地球温暖化対策実行計画」に基づくエコオフィス活動をさらに推進するとともに、関係団体等への普及に取り組みます。
- ごみの不法投棄防止のため公衆衛生組合と協力し、環境パトロール活動等を実施するとともに、市民や事業者の市内清掃活動への参加を促進します。
- 各家庭や企業、学校等でのごみの減量や資源化等の促進に加え、食品ロスの減少、生ごみのたい肥化など3R（Reduce、Reuse、Recycle）に関する理解を深め、環境配慮に対する意識の向上に努めます。

ごみ減量推進化ワーキンググループ

●テーマ ごみ排出量の抑制

●目標 平成 26 年度のごみ排出量の現状は、岩手県循環型社会形成推進計画に掲げる一人 1 日当たりごみ排出量目標値（標準目標）928g / 日を達成していることから、平成 28 年度は同計画における満足目標 859g / 日を目指すこととします。

●方 策

◎市民の役割

- 家庭でのごみ分別の徹底。
- 買い物時のマイバック持参。
- 過剰包装を断る。
- 使い捨て商品の購入・使用を控える。
- 生ごみの水分をきちんと切る。
- 生ごみ処理機の活用。
- 家庭系一般廃棄物の処理手数料有料化検討。
- レジ袋有料化の検討。
- 資源集団回収の取組強化。

◎行政の役割

- 広報や遠野テレビを活用したごみ分別方法の周知。
- ごみ排出量の目標値と実績値の公表。
- 小中学校でのごみ学習会の開催。
- イベントを活用したごみの分別と削減の啓発。
- 一般廃棄物の処理手数料有料化検討。

【共通認識】

- ・何もしなければ、ごみは減らない。
- ・何か手をうてば、ごみは減る要素がある。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
101	市民一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	854	859					策定中の「遠野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と調整中。 (WG・環境課)
102	市民環境団体登録数	団体	68	68	68	68	68	68	ふるさと遠野の環境を守り育てるため、市民環境団体の育成を図る。 (環境課)
103	小中学校等の環境学習及び環境活動の実施	回	76	77	78	79	80	81	子どもたちの環境教育を推進するため、小中学校、児童館、保育園等の環境学習及び環境活動を促進する。毎年1回増を目指す。 (環境課)



(2) 遠野らしさを醸し出す景観の保全

現状と課題

全国的に画一的な都市化が進むなか、本市の豊かな自然と地域文化により形成された町並みや農村、里山の景観が「日本のふるさとの原風景」として、見直されています

本市では、住民の心のよりどころとなる文化や景観を「遠野遺産」として認定し、地域の絆と市民協働の活動を通じて、地域の誇る文化として守り継承してきました。

今後、さらなる地域資源の掘り起こしと地域力により「永遠の日本のふるさと遠野」としての景観の保全と、中心市街地の活性化等に合せた新たな景観形成を進める必要があります。

施策の方向

① 遠野らしさを醸成する土地利用と景観の保全

- 遠野らしい景観形成を図るために、地域の歴史や文化などの特性に応じたきめ細かな景観を意識した土地利用の誘導を図ります。
- 「遠野市景観計画」で設定した「自然景観」「農村景観」「都市景観」の3つの区分領域、7つの地域における景観形成方針に基づき、「規制・誘導・管理」、「保護・保全」、「整備の推進」を図ります。
- 宅地の開発・造成については、市景観計画や各種規制を踏まえ、乱開発の防止と秩序ある良好な土地利用の促進に努めます。
- 「新エネルギービジョン」及び「景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」に基づき、再生エネルギー事業の推進とともに、良好な景観資源の次代への継承を図ります。

② 新たな景観形成の展開

- 市民の誇る麗しい景観を後世に残し引き継ぐために「遠野市景観計画」に基づき、景観形成に係る意識の啓発と向上を図ります。
- 「遠野遺産」認定制度を継続し、市民協働のもと、名木や古木、史跡、建造物、風景など後世に伝えるべき景観保全活動を促進します。
- 大規模建築物や開発行為にあっては、自然や町並みの景観に調和したデザインや色彩の採用など住民協定の締結を含めた景観誘導による適正な指導、助言に努めます。

- 地域の文化に根差した特徴的な景観づくりを奨励し、文化による景観のまちづくりを推進します。
- 城下町・宿場町として栄えた往時の風情を残すために整備した下一日市地区における伝統的な町家の街並みの佇まいの推進と保存に努めます。
- JRから発表された「老朽化による遠野駅舎の縮小建て替え」について、市民による「遠野駅舎の未来を考える会」とともに、現駅舎の存在意義や今後の対応などについて検討を行います。



2 快適な居住環境の形成

快適な居住環境においては、道路、水路、汚水処理などの生活に身近な環境の一体的な整備を進めるとともに、本庁舎の整備と合わせた遠野駅前通り周辺の再開発による魅力ある中心市街地の形成と都市機能の充実を図ります。

政策の体系

2 快適な居住環境の形成

(1) 快適な居住環境の整備

- ① 住みやすい居住環境の整備
- ② 住宅・宅地の整備
- ③ 快適な市街地の形成
- ④ 公園の整備・充実

(2) 安全でおいしい水の安定供給

- ① 環境保全と水源涵養
- ② 安全な水の安定供給

(3) 衛生的な生活環境の整備

- ① 汚水処理施設の整備
- ② 水洗化率の向上

(1) 快適な住環境の整備

現状と課題

現在の日本は、人口減少と高齢化社会及び低経済成長という、いわゆる成熟社会の時代を迎えています。

社会資本整備においても開発・建設から保有資源の再生と有効活用、及び必要に応じた合理化など適正な管理が求められる時代に移行しており、施設管理者は施設を常時良好な状態に保つよう、維持修繕することが法律で義務化されています。

また、全国的な問題となっている空家等について、本市においても点在しております、空家対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより、市内の空家等の適正管理を所有者に促していく必要があります。

本市では、生活に身近な道路・水路の整備や土地区画整理事業、公営住宅の整備を進めてきましたが、さらなる中心市街地再整備による活性化や良好な居住環境の整備が求められています。特に、市庁舎整備と合わせた遠野駅前通り周辺の再生等による中心市街地の活性化は緊急の課題であると言えます。

施策の方向

① 住みやすい居住環境の整備

- 「生活に身近な道づくり事業」により、市全域の快適な住環境を創出します。
- 「生活に身近な水路事業」により、集落内の生活環境の向上に努めます。
- 平成26年度に改訂した「遠野市都市計画マスタープラン」に基づき、土地利用を適切に誘導するとともに、道路・公園等を計画的に整備して、住みやすい住環境の創出に努めます。
- 市内における管理不全となっている空家等については、周辺住民等への影響を考慮しながら所有者への適正管理に向けた助言・指導等に努め、空家等の適正管理の啓発に努めます。

② 住宅・宅地の整備

- 「公共施設等総合管理計画」や「遠野市公営住宅ストック長寿命化計画」に基づき、

子育て世帯や高齢者などの住宅需要に配慮して、地元産材を活用した人にやさしい健康住宅の適正供給を図ります。

- 「地域住宅計画」を推進し、遠野の気候・風土に育まれた地域材を使用し、伝統技法と準耐火構造で造る「遠野住宅」の普及に努めます。また、住宅リフォームや耐震診断・改修のための助成、浄化槽設置補助など住宅改修の支援を図ります。

③ 快適な市街地の形成

- 中心市街地においては、本庁舎整備に合わせ、遠野まちなか再生地区都市再生整備計画に基づき、遠野駅前通り周辺の魅力的な景観形成と都市機能の充実を図ります。
- 昭和56年に現在の都市計画区域に変更以降30年以上が経過し、周辺の状況も変化していることから、都市計画マスターplanに基づき都市計画区域、都市計画街路及び都市計画公園等の見直しを遠野都市計画変更事業として順次実施し、快適な市街地の形成に向けた規制・誘導を図ります。

④ 公園の整備・充実

- 遠野運動公園と銀河の森総合運動公園を市民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの活動の場とし、各種健康づくりや大会の実施など利用促進を図ります。
- 市街地においては、地域住民や観光客が集い、憩えるポケットパークの再整備や子どもが元気に遊ぶ公園の適正な整備と管理に努めます。また、都市計画区域内の未整備の都市公園については、都市公園の計画の見直しを含め整備に努めます。



市民と市職員による

快適住スマイル応援事業ワーキンググループ

●テーマ 快適住マイル応援事業の利用拡大

●目標 快適な居住環境の整備に向け、快適住マイル応援事業（リフォーム、水洗化、子供室増築）に関して、申請の簡素化、利用者の多数を占める高齢者への配慮、周知不足の解消等により、事業の利用拡大を推進していく。

●方策

◎市民の役割

- 住宅の改修により、少しでも環境負荷を低減していくこと（水洗化による雑排水の放流をなくす、水洗トイレの節水化、照明器具のLED化、断熱サッシの採用など）。

◎行政の役割

- 事業者への周知徹底、助成に関する研修会の開催など。
- 市民への情報提供は引き続き、遠野TVや広報を活用しながら、周知を図っていく。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
104	公営住宅整備戸数	戸	—	—	—	10	12	5	宮守旧JA跡地を利用した子育て、高齢者向け用の公営住宅の整備を図る。 (建設課)
105	快適住マイル応援事業申込戸数	戸	74	75	75	75	75	75	一般住宅の改修に係る費用を助成することにより、市民の快適な生活環境の整備や水洗化を促進する。 (都市計画課)

(2) 安全でおいしい水の安定供給

現状と課題

本市では、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的に、上水道1施設、簡易水道6施設を整備し、普及・加入促進を図ってきました。

平成16年6月に厚生労働省が公表した「水道ビジョン」を踏まえ、平成21年3月に策定した「遠野市水道ビジョン」に示される将来像である『信頼され環境に優しい遠野の水道』をめざし、計画的な水道施設の整備や健全な事業運営が求められています。

水道管の老朽化による漏水のため有収率が低下傾向にあります。老朽施設の改修・更新を計画的に進め、安全で良質な水道水を安定的に供給していく必要があります。

施策の方向

① 環境保全と水源涵養

- 安定した水源を維持するため、水源地周辺及び後背地の森林育成などの環境保全と管理、水源の涵養に努めます。

② 安全な水の安定供給

- 老朽施設・管路の更新改修により、有収率の向上に努め、効率的な事業運営を図ります。
- 漏水箇所の改修を進めるとともに管路の耐震化を図るなど、給水サービスの向上を図ります。
- 水道未普及地域においては、水質悪化の事態に対応し、自家用水道施設の普及を図り、生活用水の確保と水質の保全を推進します。

市民と市職員による

水道ワーキンググループ

●テーマ 水道管路の更新延長（5年間の延長 18,660m）

●目標 安全でおいしい水の安定供給のため、遠野市水道ビジョンに基づき、老朽管の更新を推進します。

●方策

◎市民の役割

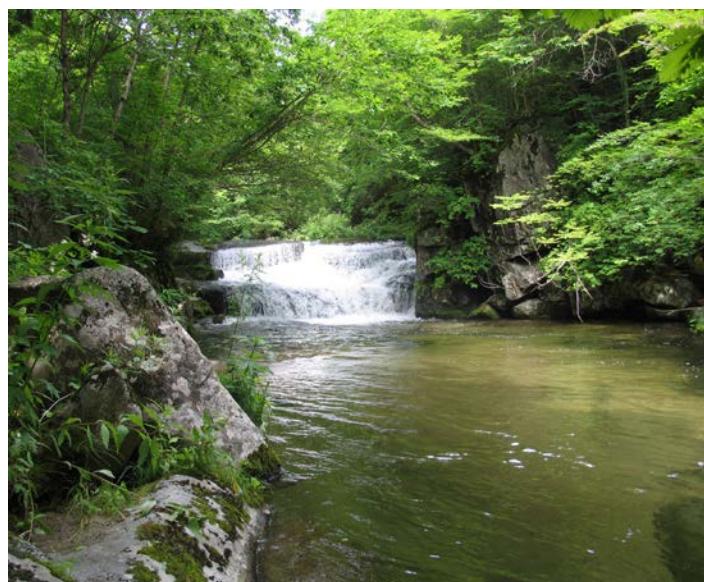
- 遠野市水道ビジョンの理解と協力。

◎行政の役割

- 遠野市水道ビジョンの確実な実行。
- 水をおいしく飲める安全な水道水の確保。
- 自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できる体制の確保。
- 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な財政運営。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
106	水道管路の更新延長 (5年間の延長 18,660m)	m	2,916	4,460	1,200	4,430	3,250	5,320	遠野市水道ビジョンに基づき朽管更新を行う。 (WG・水道事務所)



(3) 衛生的な生活環境の整備

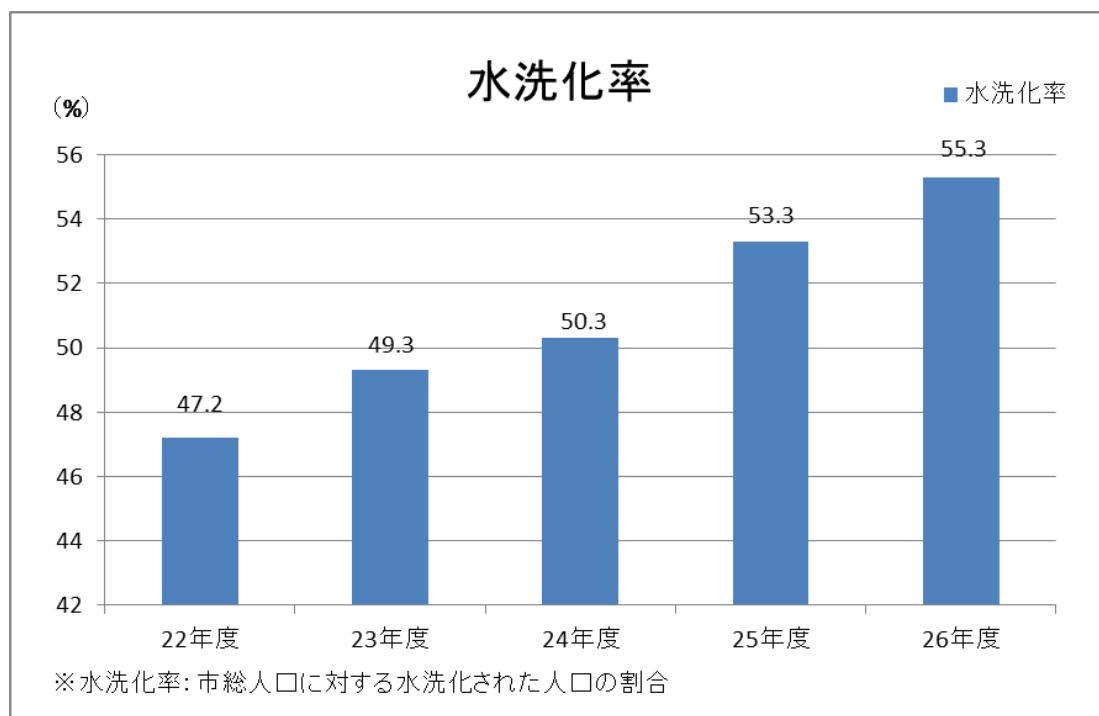
現状と課題

公共下水道は、市民生活や事業者の生産活動によって排出される汚水を浄化し、河川などの水質保全や市民の衛生的な生活環境を向上させる役割を担っています。

汚水処理は、地域の実情に応じ公共下水道のほか浄化槽など、適正な手法で整備する必要があります。

本市では、汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）の整備を図ってきましたが、水洗化率（水洗化人口割合）は、平成26年度末現在55.3%で岩手県全域の69.6%を下回っています。

生活排水の適正な処理は、豊かな自然環境に恵まれた遠野市の財産を未来に継承するために積極的に推進していく必要があります。



施策の方向

① 汚水処理施設の整備

- 汚水処理施設の整備は、公共下水道、浄化槽の各種処理方法により、それぞれ地域の実情と整備及び運用コストを十分踏まえて、計画的に事業の推進を図ります。
- 浄化槽設置に適した地域には、住宅の新築、改築、リフォームなどに導入を誘導するなど、市域全体での汚水処理施設整備率の向上に取り組みます。

② 水洗化率の向上

- 排水設備の水洗化に係る工事費用の負担軽減を図るため、利子補給制度や浄化槽設置に係る国・県補助金の導入と市の嵩上げ補助を継続するとともに、快適住マイル応援事業等との組み合わせによる水洗化を促進します。

市民と市職員による

水道ワーキンググループ

●テーマ 水洗化の促進

●目標 衛生的な生活環境の整備を図るため、水洗化率（市総人口に対する水洗化された人口の割合）を現状の 55.3%から 32 年度に 67.2%まで向上させる取り組みを進めます。

●方策

◎市民の役割

- 補助金、支援事業などを活用した人が制度を PR する。
- 快適生活に水洗化がいかに必要であるかを周知する。

◎行政の役割

- 地域の実情と将来人口を踏まえた整備手法を選定し、他の支援事業との連携を図るなど、効率的な普及及び活用促進を行う。
- 効率的な制度継続のため、長寿命化計画に基づき国の補助事業を活用した施設の更新を行う。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
107 水洗化率	%	55.3	60.4	62.0	63.7	65.4	67.2	平成 32 年度までに水洗化率 67.2% を目指す (WG・水道事務所)

※水洗化率→市総人口に対する水洗化された人口の割合。



③

道路交通基盤の充実

道路交通基盤においては、東北横断自動車道釜石秋田線の釜石までの全線開通に向けた整備を推進するとともに、その活用を図ります。市民生活の利便性を高めるために、市道の整備、橋梁の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。また、総合交通対策として、効率的で持続可能な生活交通システムの構築を図ります。

政策の体系

3 道路交通基盤の充実

(1) 道路基盤の整備

① 幹線道路の整備

② 生活関連道路等の整備

(2) 交通基盤の整備

① 総合交通体系の整備

② 交通環境の整備

③ 鉄道の利便性の向上



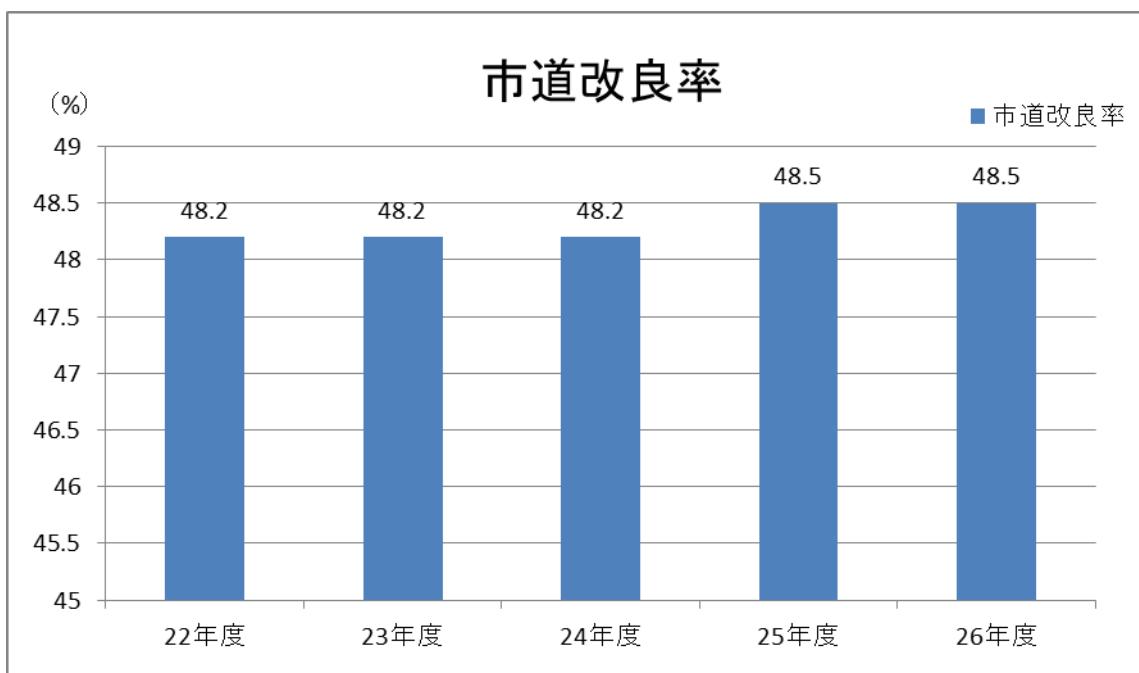
(1) 道路基盤の整備

現状と課題

我が国における少子高齢化社会の急速な進展による社会経済情勢の変化は、開発や基盤整備などのハード事業による社会資本整備から福祉の充実などのソフト事業へと転換をもたらし、まだまだ道路基盤整備を必要とする地方にとっては非常に厳しい環境にあります。

本市は、沿岸部と内陸部を結ぶ交通網の結節・展開地でありながら、広域間を結ぶ道路規格の改良は立ち遅れている状況にあります。こうしたなか東北横断自動車道釜石秋田線は、東日本大震災における復興支援道路としても位置付けられ、花巻ジャクンションから宮守インターまで開通済みとなっており、平成27年度の宮守・遠野間の開通及び平成30年の全面開通に向けて整備が進められています。また、同路線の整備は人的・物的交流の活性化に向けて大きく期待されています。

市民生活の利便性を高めるため、地域生活に密着した市道等の計画的な整備が求められています。



施策の方向

① 幹線道路の整備

- 東北横断自動車道釜石秋田線は、地域間交流の拡大や新たな産業立地などに大きな効果が期待できるもので、今後、地域間連携・交流人口の増加、日常生活圏の拡大

など活力あるまちづくりの動脈として、早期完成に向け関係機関への要望活動を推進します。

- 主要地方道・一般県道については、交通量の増加や幅員の狭小、急カーブな箇所に対応した道路改良など、機能強化と安全性の高い道路整備について関係機関に要望活動を推進します。

② 生活関連道路等の整備

- 市道等の日常生活に欠かせない生活関連道路は計画的に整備を進め、市内各公益的施設や集落間の連絡性や利便性の向上を図ります。
- 各集落内における生活道路については、「生活に身近な道づくり事業計画」に基づき、地域住民の快適性の確保に努めます。
- 老朽化した路面や橋梁、木製施設等の調査を進め、計画的に改良事業の推進を図ります。また、ユニバーサルデザインに基づいたすべての人によるやさしい道づくりに努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
108 市道改良率	%	48.5	48.5	48.5	48.6	48.6	48.6	国土交通省社会資本整備総合交付金事業による計画的な整備を図る。 (建設課)
109 市道舗装率	%	44.9	44.9	45.0	45.0	45.0	45.1	国土交通省社会資本整備総合交付金事業による計画的な整備を図る。 (建設課)

(2) 交通基盤の整備

現状と課題

高齢化の進行に伴い、交通弱者の生活維持に係る交通移動手段の確保と充実が求められています。

本市では、民間バス事業者の撤退に伴い廃止代替路線を維持するため、市営バスのほか、民間バス会社の路線運行及びタクシー事業者のデマンドバス運行の補助を実施し、公共交通の継続維持に努めてきました。

高齢者のマイカー利用の増加など、公共交通利用者の減少が顕著な状況にあり、広大な市域を持つ本市においては、より効率的で、高齢者や障がい者などに配慮した持続可能な交通体系の構築が求められています。

施策の方向

① 総合交通体系の整備

- 生活交通である廃止代替バス路線の運行を継続し、利用者ニーズに合った運行方式や効率的運行、利便性の向上及び負担軽減に努めます。
- 行政と民間交通事業者、住民との連携により、少子高齢化・福祉社会への対応や観光客の二次交通の確保など多様なニーズに応え、広大な生活交通エリアを有する本市ならではの総合的な交通体系の確立と実用化を推進します。

② 交通環境の整備

- 自動車・歩行者の交通量等を考慮しての歩道設置や高齢・福祉社会に対応した歩道の段差解消など、ユニバーサルデザインに基づいたすべての人にやさしい道路づくりを推進します。
- 市民の交通安全確保のため、見通しの悪い交差点の改善、ガードレールやカーブミラー、標識の設置などを進めるとともに、交通安全施設点検に基づいて、老朽化施設の計画的修繕を行います。

③ 鉄道の利便性の向上

- 市外地域とつなぐ重要な公共交通であるJR釜石線の利便性の向上や利用者の確保に向け、駅舎の改修と併せた周辺環境の整備による新たな魅力づくりと、利用者ニーズに立ちった二次交通の充実や新幹線への接続性向上、夜行高速バス運行などを

促進します。

4

安心安全な地域づくり

安心安全な地域づくりにおいては、東日本大震災において内陸部に位置する本市が、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことから、広域的な災害に対応できる消防防災拠点としての機能充実・体制強化を図るとともに、地区単位での自主防災組織の育成、関係機関・団体・地域が一体となった交通安全や防犯活動を推進します。また、ケーブルテレビネットワークの活用による全市的な情報の共有化、情報基盤の整備に取り組みます。

政策の体系

4 安心安全な地域づくり

(1) 防災・消防・救急

① 施設・設備の整備

② 体制の充実

③ 防災コミュニティーの形成

④ 自然災害の防止

(2) 防犯・交通安全・消費者保護

① 防犯体制の整備

② 交通安全運動の推進

③ 消費者保護の推進

(3) 情報基盤の充実

① 情報化の推進

② 総合情報サービスの提供

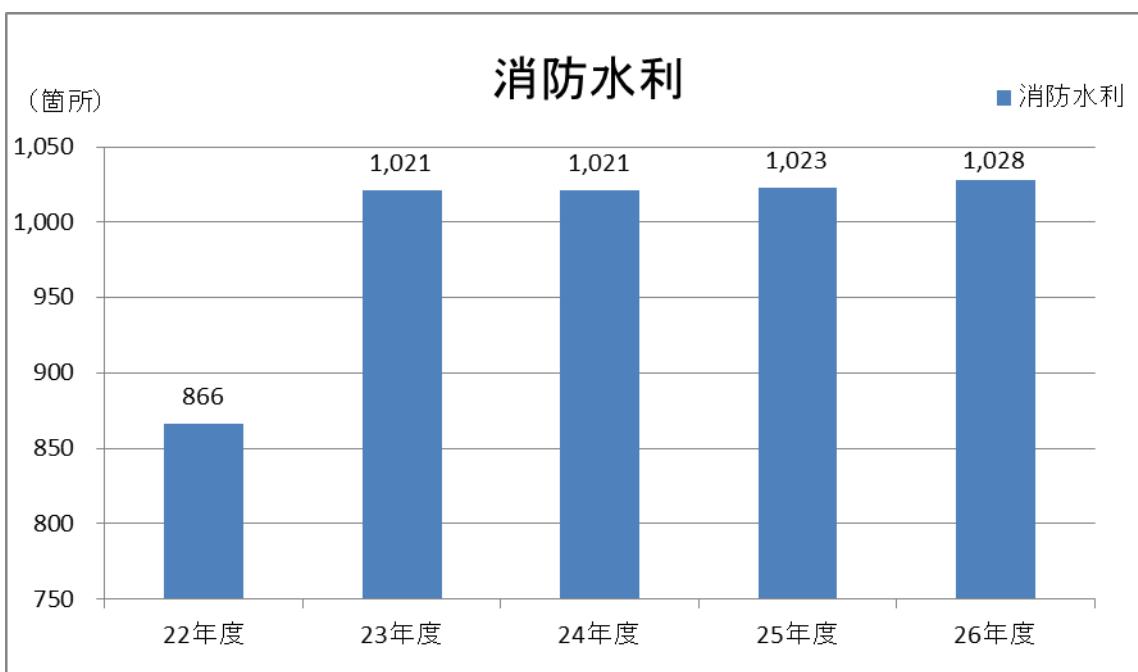
(1) 防災・消防・救急

現状と課題

地球規模の環境変化に伴う異常気象や日本各地でもゲリラ豪雨などによる予測のつかない災害が発生しており、本市でも、昭和56年の台風15号、平成2年の台風19号による風水害や平成15年の三陸南地震で市内全域に甚大な被害を受けたことから、災害に備えた防災力の向上が求められています。

さらに、記憶に新しい平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方に甚大な地震・津波被害をもたらしました。震災に際して内陸部に位置する本市においては、その立地条件を生かし、沿岸被災地の後方支援基地として物資や人的支援に重要な役割を果たしました。

今後も、こうした広域的な災害への対応と併せ、消防施設・設備の充実を図りながら、複雑多様化する災害や救急・救助への対応、行政と地域が協働して社会変化に対応した災害に強いまちづくりの構築が求められています。



施策の方向

① 施設・設備の整備

- 平常時は市民の文化交流活動や健康増進施設として、また、災害時は収容避難機能や後方支援機能を持つ多目的利用施設の整備を検討します。
- 防災基盤を強化するために、老朽化した消防屯所の建替え、消火栓、防火水槽等の

消防水利の確保、消防ポンプ及び積載車等の更新整備を進めます。

- 県及び県内各消防本部との連携強化を図り、災害発生時の災害弱者などの緊急時対応の強化を進めます。
- 消防職、団員が災害活動を安全に遂行するために、安全装備品の充実を図ります。
- 東日本大震災における貴重な資料等を展示し、被災状況と後方支援活動の記録を語り継ぎ、次代に得た教訓を恒久的に伝えるため、「遠野市後方支援資料館」の仮設建物の本設整備について検討します。
- 同報系防災行政無線のデジタル化整備を進め、災害時の迅速な情報発信を図ります。

② 体制の充実

- 市民の生命と財産を守るために、消防本部、消防団、遠野市防火委員会及び自主防災組織の組織体制と連携の強化に努めます。
- 遠野市総合防災センターを防災活動拠点として、市民向けの防災教育や訓練を実施し地域防災力の向上に取り組みます。
- 被災時の水・食糧・生活必需品などの確保を図るとともに、災害時に緊急輸送路となる道路網の維持・管理を図ります。
- 救命率の向上に向けた救急救命士の育成、応急手当普及員を養成しての応急手当講習の啓発・普及を推進し、救急体制の充実と医療機関等との連携を強化します。
- 遠野市防災マップの配布を通じて、様々な災害に対する市民意識を高めるとともに、自助・共助・公助の連携について認識を促し、地区センターを中心とした総合的防災体制の充実を図ります。
- まちまるごと防災事業により、チャレンジ防災スクールの開催、要援護者対策の実施、備蓄品等の充実を図り、自主防災組織の防災力を高めます。

③ 防災コミュニティーの形成

- 各地区における自主防災組織の組織化を促進して、安否確認、初期救助、災害時要援護者の避難支援や救護活動のための地域協力体制の向上に取り組みます。
- 消防本部、消防団、婦人消防協力隊、遠野市防火委員会及び自主防災組織が連携して、地域住民一人ひとりの防火・防災意識の啓発・醸成に努めます。

④ 自然災害の防止

- 地すべり、急傾斜地崩壊などの土砂災害を防止し、豊かな森林資源の保全のため治山治水の促進を図ります。

- 洪水等による水害を防止するため、河川や水路の改修を促進し、自然災害に強いまちづくりに取り組みます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
110	自主防災組織活動支援数	団体	26	5	5	5	5	5	毎年度5組織に組織運営に必要な研修・指導を行い、組織の充実を図る。(消防総務課)
111	救急救命士の数	人	16	16	16	16	16	16	毎年度16人体制を維持する。(消防総務課)
112	防災関係講習会等の参加者数	人	450	500	500	500	500	500	毎年度500人の参加者を維持する。(防災訓練参加者を除く)WG・消防総務課
113	消防水利の整備(累計)	箇所	消火栓 877	881	883	885	887	889	消防水利整備計画に基づき、毎年消火栓及び防火水槽の整備を図る。(保安施設課)
			防火水槽 151	153	153	153	153	155	
			計1,028	1,034	1,036	1,038	1,040	1,044	
114	消防ポンプの更新整備	台	消防団 3	1	—	3	1	3	消防ポンプを計画的に更新整備する。(保安施設課)
115	小型ポンプ積載車の更新整備	台	消防団 4	—	—	3	—	3	小型ポンプ車を計画的に更新整備する。(保安施設課)
116	特殊車両の更新整備	台	消防本部 0	1	1	1	—	1	特殊車両を計画的に更新整備する。(保安施設課)
117	コミュニティ消防センターの更新整備	箇所	消防屯所 0	—	1	—	1	—	消防施設更新計画に基づき、屯所の更新整備を図る。(保安施設課)
118	応急手当講習会参加者数	人	1,862	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	一人でも多くの市民が応急手当の重要性・技術、知識を習得し、安心安全なまちづくりを目指す。(消防署)
119	応急手当普及員養成人数	人	37	40	40	40	40	40	毎年度40人体制を維持し、地域講習会等を通じ、応急手当技術の普及を図る。(消防署)
120	消防団員の確保(総数)	人	929	935	935	935	935	935	消防団員の条例定数935人を維持する。(消防署)

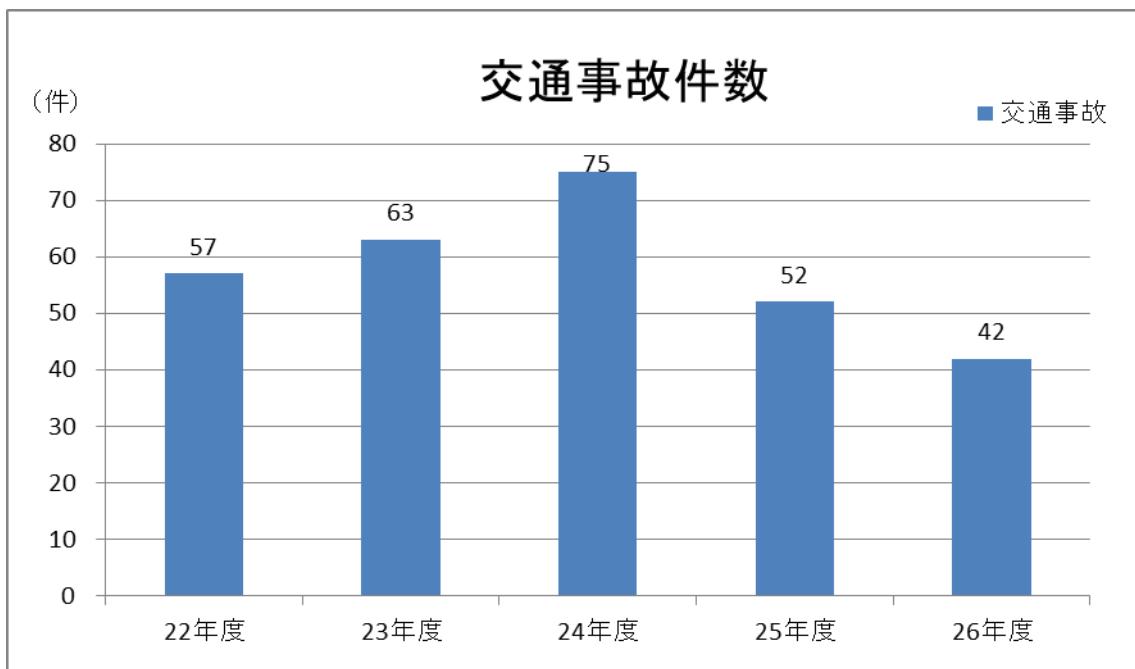


(2) 防犯・交通安全・消費者保護

現状と課題

全国的に地域社会の連帯感が希薄になる中で、犯罪の増加が懸念されています。本市においても、窃盗、高齢者を狙った振り込め詐欺や架空請求などの犯罪被害、子どもへの不審者の声掛け事案が発生しております。また、高齢社会の進展に伴い高齢者が係わる交通事故が増加しています。

犯罪や交通事故に遭わないための意識の啓発と知識の普及の継続的取り組みや防犯・交通安全推進団体、警察と一緒にした取り組みが求められています。また、消費生活において複雑・多様化する消費者問題に対応するため、市の相談と体制の充実が求められています。



施策の方向

① 防犯体制の整備

- 各地区の防犯協会を中心に防犯隊や防犯推進団体、警察、さらに企業等の協力のもと地域防犯活動を一体的に推進します。
- 季節毎の地域安全運動など、住民参加による地域防犯活動を通じ安全意識の高揚と活動の強化を図ります。
- 地域の防犯パトロールや少年委員との連携による街頭指導活動の強化を図るとともに、地域住民の自主的活動を促進します。

- 通学時の児童生徒の安全確保のため、学校と防犯推進団体、警察などの関係機関、見守り隊やスクールガード、子ども 110 番の家などの連携・協力に努めます。
- 空き巣や窃盗、振り込め詐欺など身近な犯罪防止のため、鍵かけの励行、防犯教室の開催、不審者情報の公開などの広報・啓発活動を推進します。
- 犯罪の侵入を許さない地域社会づくりに向け、あいさつ運動などの身近な防犯活動を展開します。
- 計画的に防犯灯の整備を行い、地域生活や児童生徒の通学路の安心安全の確保を図ります。

② 交通安全運動の推進

- 交通安全意識と知識の定着を図るため、幼児から小・中学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施します。
- 全国交通安全運動や岩手県交通安全対策協議会実施の交通安全運動と連動し、交通指導員や交通安全協会など各交通安全推進団体の協力による街頭指導や広報誌及びケーブルテレビを活用した広報・啓発活動を推進します。
- 地域と市交通安全母の会などが連携し、高齢者宅を訪問しての交通安全の啓発と夜光反射材の普及活動を促進します。

③ 消費者保護の推進

- 市の消費相談窓口を中心に、県や警察署などの関係機関との連携を図るとともに、ひまわり基金法律事務所や岩手弁護士会、県消費者信用生活協同組合との連携による法律相談や多重債務相談の充実を図ります。
- 学校教育や社会教育、各種団体の研修会などの機会を捉え消費生活問題解決のための意識啓発に取り組みます。
- 悪質商法の実態や手口などの情報提供、被害に遭わぬための予防策など広報紙やケーブルテレビを通じての広報活動に努めます。
- 緊急度の高い事案については、防災無線での注意喚起を呼び掛け被害の拡大防止に努めます。
- 人権に関する相談は、盛岡地方法務局花巻支局及び人権擁護委員の協力を得て、無料相談会や啓発活動を展開します。

地域安全・交通安全ワーキンググループ

●テーマ 地域安全の啓発活動、交通安全の啓発活動、消費者保護

●目標 犯罪や交通事故、特殊詐欺被害等に遭わないための意識啓発と知識の普及の継続的な取組や、防犯・交通安全推進団体、警察と一緒に取組を実施することで、犯罪及び事故件数等の減少につなげます。

●方策

◎市民の役割

＜地域安全＞

- 鍵かけの励行等、市民一人ひとりが自らできる対策を講じ、自分自身を犯罪から守る意識を持つ。
- 防犯協会等による地域防犯活動に積極的に参加するとともに、環境美化等、犯罪の発生しにくい環境づくりに努める。

＜交通安全＞

- 正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践。
- 交通安全運動に積極的に参加する。

＜消費者保護＞

- おかしいと思ったら、すぐに相談する。
- 声を掛けあい、身近にいて変化に気づいたら、行政につなぐ。
- 賢い消費者になるため、消費者教室等に積極的に参加する。

◎行政の役割

＜地域安全＞

- 警察をはじめとした関係機関との連携を図りながら、繰り返し広報・啓発活動に努め、市民の防犯意識高揚を促し、犯罪に対する抵抗力を高める。

＜交通安全＞

- 警察や交通安全推進団体と連携し、街頭指導や広報・啓発活動等の交通事故防止活動を推進する。
- 幼児から小・中学生、高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識と知識の定着を図る。

＜消費者保護＞

- 県や警察、庁内関係部署と連携し、消費者保護に努める。
- 各年代に応じた消費者教育を行い、消費生活問題解決のための意識を高める。
- 被害に遭わないための広報・啓発活動に努める。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
121	市内における刑法犯罪発生件数	件	58	57	56	55	54	53	地域防犯活動の推進により、32年度までに 26 年度実績値の 10%減を目指す。 (市民協働課・WG)
122	交通事故発生件数	件	42	40	39	38	37	36	交通安全活動の推進により、32年度までに 26 年度実績値の 15%減を目指す。 (市民協働課・WG)



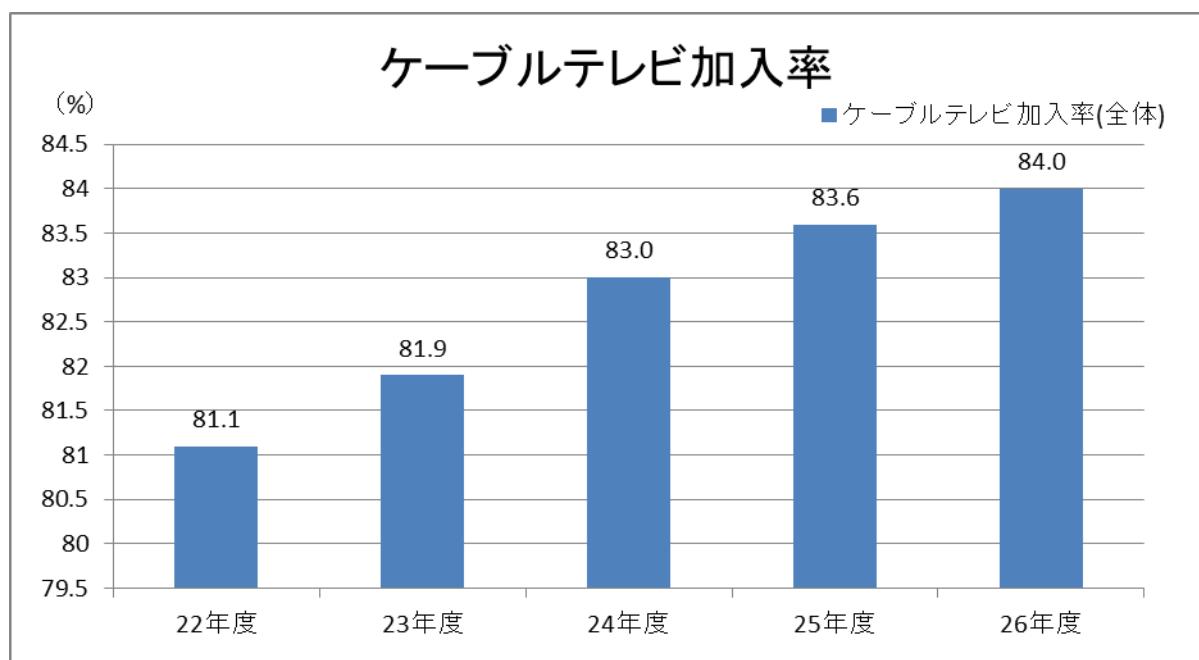
(3) 情報基盤の充実

現状と課題

市民の生活様式の変化や情報通信技術（ＩＣＴ）の進展により、さらに質の高い行政サービスを受けられる環境整備が求められています。

地域における情報格差是正の取り組みとしてケーブルテレビの普及を進め 80%を超える加入率となっており、市民への情報公開、防災情報、災害時の安否確認など情報伝達ツールとして定着しています。

今後は、市内全域に広がるケーブルテレビ情報ネットワーク網を活用した新たな市民サービスの向上や地域活動を促進するコミュニケーションツールとして情報通信技術を活用していくとともに、施設・設備の維持更新を計画的に進める必要があります。



施策の方向

① 情報化の推進

- 地域課題の解決に対応した情報システムの構築とＩＣＴの利活用を図り、行政運営に関しては更なる電子自治体化を進めます。
- 遠野テレビ加入者が安心して活用できるセキュリティ体制の充実を図り、ネットワークの安全性と信頼性の確保に努めます。
- 遠野テレビ加入促進を継続し、ケーブルテレビ情報ネットワーク網を活用した地域情報化の推進を図ります。

- 情報化推進の基盤となっているケーブルテレビ情報ネットワーク網の維持管理や設備更新、旧遠野エリアのFTTH化を計画的に進め、安定した高速通信サービスの提供を図ります。
- 防災拠点施設、避難所等において情報通信が可能となるよう、携帯電話不感地域の解消、公衆無線LAN環境の整備を図ります。

② 総合情報サービスの提供

- ケーブルテレビ情報ネットワーク網を活用し、市民生活に役立つ総合的な情報提供の充実を図ります。
- ICTを最大限に活用し、市民の安心安全の確保につながるサービス提供に努めます。

市民と市職員による

情報ワーキンググループ

- テーマ** 遠野テレビについて（指標設定、意見交換）
- 目標** 遠野テレビの加入率については、加入促進等により高い加入率で推移してきました。人口減少等により頭打ちの状況となっている状況ではあるが、5年間で加入率85%を目標に指標設定を行います。

●方策

◎市民の役割

- 自主放送番組等への積極的参加。
- 未加入者への口コミ等による加入。

◎行政の役割

- 災害に強い高速ブロードバンドに対応したインフラ整備。
- 観光、災害等において、現在情報発信の主流となっている公共Wi-fi等の整備。
- 現在の加入率を維持するための施策。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
123 ケーブルテレビ加入率（全体）	%	84.0	84.2	84.4	84.6	84.8	85.0	32年度までに加入率85%を目指す。 (WG・ICT・医師確保担当)

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。

保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。

健康づくりにおいては、生活習慣病や介護予防対策を推進するとともに、改修工事を終えた市民センターを拠点に、生涯スポーツや生涯学習が一体となった市民総参加による健康づくりを推進します。また、スポーツ活動では子どもたちの体力や運動能力、競技力の向上を図ります。

地域医療においては、在宅診療をはじめ、介護予防、保健予防活動を包括した医療を推進します。また、医師確保に取り組むとともに、東北横断自動車道釜石秋田線やドクターヘリの活用により、市外医療機関との連携を図り、救急搬送体制の強化を図るなど、市民が安心できる医療環境体制の整備に努めます。

地域福祉においては、高齢者が慣れ親しんだ地域や家庭で心身ともに健康でいきいきと生活できるように、生きがいを持って活躍できる環境づくりと日常生活において支援を必要とする人を地域で支えるために、参加と協働の地域づくりを構築する「ハートフルプラン」を推進します。また、身体、知的、精神の三障がいを総合的に一体化したサービスの円滑な実施を図り、障がい者の自立支援を促進するとともに、福祉施設から地域生活への移行を促進するため、在宅支援施策の充実を図ります。

子育て支援においては、病児等保育の充実をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスを行うとともに、児童館や児童クラブの充実により、子どもの健全育成の強化を図るなど、総合的に「わらすっこプラン」を推進します。また、わらすっこ条例の理念のもと児童の福祉を増進するとともに、「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに各施策に取り組み、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。

医療環境の充実

遠野型地域包括支援システムの推進

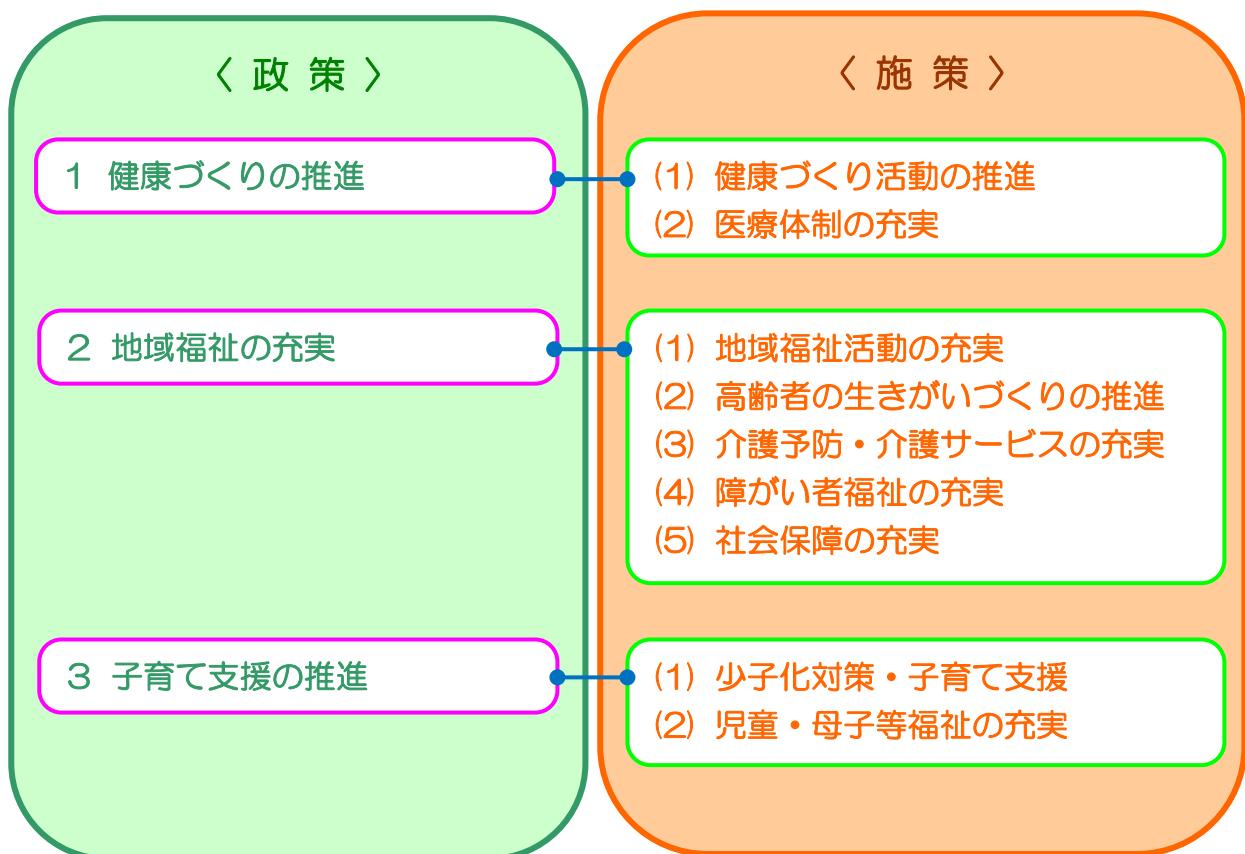
「ハートフルプラン」の推進

心と体をきたえ、温かい
家庭と明るいまち

健康づくりの推進

「わらすっこプラン」の推進

障がい者の自立支援



1 健康づくりの推進

健康づくりにおいては、生活習慣病や介護予防対策を推進するとともに、改修工事を終えた市民センターを拠点に、生涯スポーツや生涯学習が一体となった市民総参加による健康づくりを推進します。また、スポーツ活動では子どもたちの体力や運動能力、競技力の向上を図ります。

地域医療においては、在宅診療をはじめ、介護予防、保健予防活動を包括した医療を推進します。また、医師確保に取り組むとともに、東北横断自動車道釜石秋田線やドクターヘリの活用により、市外医療機関との連携を図り、救急搬送体制の強化を図るなど、市民が安心できる医療環境体制の整備に努めます。

政策の体系

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり活動の推進

① 保健活動の充実

② 健康づくり総合プログラムの推進

③ スポーツの振興

(2) 医療体制の充実

① 医師の確保と地域医療体制の充実

② 広域救急医療体制の確立

(1) 健康づくり活動の推進

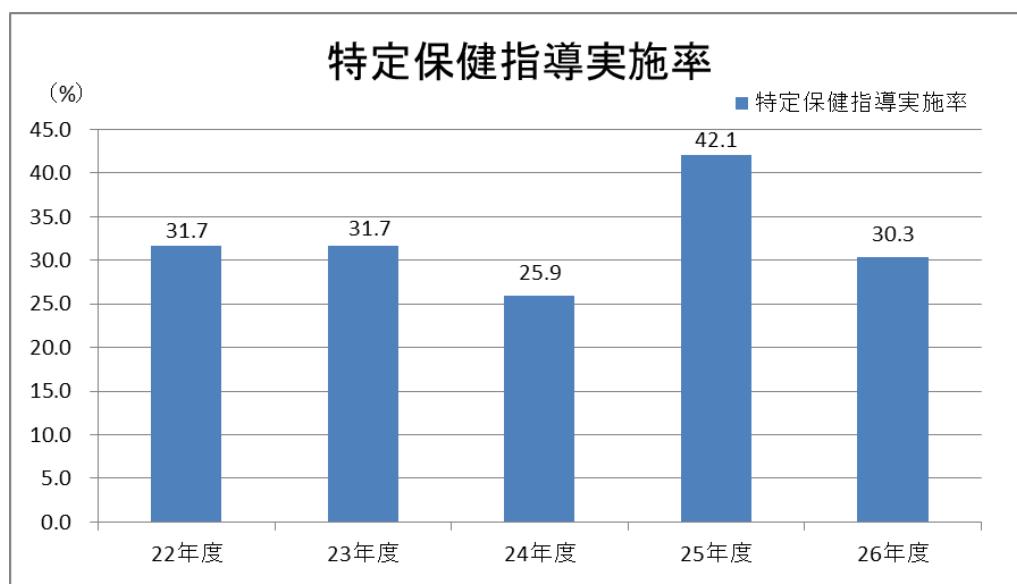
現状と課題

少子化に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、妊娠期から産後への継続した支援を行う必要があります。支援は、マタニティブルーズ、産後うつ、児童虐待等への早期支援から乳児家庭全戸訪問や節目ごとの乳幼児健診などでの様々な面からの子育て支援と育児相談事業を継続して行う必要があります。

食生活の欧米化や運動不足、ストレス社会など生活スタイルの変化に伴う生活習慣病の増加や高齢社会の到来により、要介護状態の人が増加しています。死亡原因をみると、全国、県及び市共に悪性新生物（がん）が最も多く、次いで心疾患、脳血管疾患が上位を占めています。がん対策は、検診による早期発見・早期治療が最も効果的であり、心疾患、脳血管疾患の要因となる生活習慣病は、保健指導等により抑止可能な病気であることから、積極的な対策を講じていく必要があります。

本市では、各種検診や保健事業、ＩＣＴを活用した遠野型健康増進ネットワーク事業により自身の行動変容をねらいとした健康づくり、介護予防に取り組んできました。益々加速する少子高齢化において、幼少期から高齢期までの全ての年代で「健康」を資源とし、健やかで安心安全に暮らしていくよう、より一層の健康増進に努めています。

スポーツは社会状況の変化により、市民ニーズも多様化してきていることから、指導者の育成や確保に向け各種団体との更なる連携が重要な課題となっています。競技スポーツはもとより、子どもからお年寄りまで幅広く健康・体力づくりに向け、楽しめる市民参加型のスポーツ振興に努めています。



施策の方向

① 保健活動の充実

- 遠野市第3次健康増進計画及び第4次母子保健計画を策定し、市民が健康で明るく過ごせる生活環境づくりを進めます。

a. 母子保健

- 遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」においてICTを活用した妊婦健診を継続し健康教育・訪問指導を行い、妊娠婦の健康保持を図るとともに、妊娠婦の安全を確保し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- 乳幼児健康診査や各種育児相談を充実させ、疾病の早期発見のほか、育児不安を抱える母親への支援や育てにくさを抱える親を支援します。
- 専門職による乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化予防に努めます。また、さらなる支援が必要な家庭には、養育支援訪問や電話相談など、継続した支援を実施します。
- 乳幼児及び児童生徒を対象に、予防接種法に規定されている定期予防接種について、公費負担により実施し、各種感染症の発病及びまん延の防止を図ります。
- 妊娠期、乳児期、学童・思春期に合わせた食育を推進します。
- 乳幼児の歯科健康診査や口腔衛生指導を通じて、むし歯の罹患率の低下に向けた歯科保健事業を推進します。

b. 成人保健

- 生涯を通じた健康の保持増進を図るため、各年代や地域など、健康課題に基づいた健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、総合的な保健事業を実施します。
- 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病やがんの早期発見・早期治療につなげるため、知識の普及啓発を図るとともに、受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上及び受診後の個別指導の徹底を図ります。
- ICTを活用した遠野型健康増進ネットワークの拡大を推進しながら、健康指導、運動指導、栄養指導等の事業を実施し、「自分の健康は自分で守る」という市民の健康づくり活動を支援します。
- 喫煙は、がんや循環器疾患等の多くの疾病的危険因子であることから、未成年者の喫煙防止や喫煙者の禁煙対策及び受動喫煙による健康障害の防止対策を推進します。

c. 食育の推進

- 「食を通して健全なこころと体、生きる力を育む」ことを目的に、第二次遠野食育推進計画に基づき、家庭・地域・学校・生産者等と連携を図り、市民の心身の健康と豊かな人間形成の実践に取り組みます。
- 総合食育センターを食育推進拠点に、子どもから高齢者まで総合的な食育の展開を図るとともに、食生活改善推進員、運動普及推進員など健康づくりサポーターとの連携による活動により、地域に広く食生活の改善や運動習慣の定着を図ります。

② 健康づくり総合プログラムの推進

- 市民総参加を目指し策定した「健康づくり総合プログラム」に基づき、健康づくり活動や生涯学習活動、スポーツ活動が一体となり、市民一人ひとりがそれぞれの年齢や健康状態に応じた健康づくりに積極的に取り組む環境の充実を図ります。
- 遠野市健康づくり総合大学「とすぽ」の活動を拡充させるため、「ニュースポーツ」を取り入れ、市民センターを本校、地区センターをサテライト校として市民協働による健康づくり教室や講座を開催します。
- 自ら健康づくりに取り組む意識の醸成を図りながら、運動と栄養の両面から取り組む健康づくりを推進するとともに、ＩＣＴの活用により多様なライフスタイルに対応できる健康づくりの仕組みを構築します。
- 子どもの健康増進と体力向上の取組を推進します。
- 市民の誰もが、自分のライフスタイルに応じて、身近で気軽に健康スポーツに取り組める環境を整え、自ら健康づくりに取り組む意識の啓発と普及に努めます。

③ スポーツの振興

- 「第2次遠野市スポーツ振興基本計画」を策定し、多くの市民がスポーツを通して健康増進と豊かなライフスタイルを実現できる環境の整備・充実を図ります。
- 児童・生徒の健全育成を目的に、スポーツ少年団の育成と活動を支援し、専門的指導者によるジュニアスポーツのレベルアップを図り、競技力の向上に努めます。
- 市民が身近な施設を拠点として、多様なスポーツを楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の振興を図ります。
- スポーツ指導者の養成や育成に努めるとともに、各種スポーツイベントを開催し、夢と感動を与える競技スポーツの向上に努めます。
- 2016希望郷いわて国体におけるサッカー競技少年男子の会場地として、競技会を円滑かつ効率的に開催します。

健康増進（成人保健）ワーキンググループ

- テーマ** 生活習慣病の重症化防止とがん死亡者減少
- 目標** 健康推進の一環として、がん検診・精密検査、特定健康診査の受診率特定保健指導実施率及び特定保健指導改善率の向上に向けた取組みを進めます。

●方 策

◎市民の役割

- 家庭内で検診の重要性について話し合い、毎年、検診を受ける。
- 検診で早期発見につながり完治した人は、検診の応援団の一人として位置付け周囲へ検診の重要性を発信する。
- 地域の組織団体は、保健推進委員や区長の協力のもと、地域の受診状況を把握し、検診や生活習慣病予防の重要性について、理解を深める機会を提供する。
- 事業所は、実施していない検診について、市の検診を利用するよう従業員へ勧奨する。
- 事業所は、従業員の健康増進・疾病予防の意識を高めるよう努める。

◎行政の役割

- 検診内容・検診の重要性(精密検査を含む)について周知する。
- 受診者に地域差や年代差が見られることから、受診傾向を分析し(地区別受診率など)、ターゲットを絞り効果的な受診勧奨を行なう。
- 事業所に対し、検診の実施状況について調査し、未実施の事業所へ積極的な情報提供や受診勧奨を行う。
- 休日・夕方検診の継続、受付方法の工夫による待ち時間の短縮など、受診しやすい運営に努める。

市民と市職員による

ワーキンググループ『ぱすぽる』

●**テーマ** 朝ごはんで身につく望ましい食習慣

●**目標** 子供の頃からの良い食習慣は市民一人ひとりの健康に役立つことから、朝食をとる習慣のある子供の割合 95.0%とし、この目標を達成する取り組みを進めます。

●方 策

◎市民の役割

- P T A活動で食育に取り組む。
- 前日に仕込むなどして、朝食をとる努力をする。
- 学校だけでなく企業などでも「朝ごはんを食べよう」の運動に取り組む。

◎行政の役割

- 医師の協力で、朝食を食べないことによる病気のリスクなどを市民に認知する。
- 朝食におすすめの簡単レシピをHPや学校通信などで普及する。

市民と市職員による

スポーツ推進ワーキンググループ

●**テーマ** スポーツ人口増に向けた取組

●**目標** 運動公園、市民センタースポーツ施設の利用者を、現状の 204,435 人から平成 32 年には 205,800 人に増加させます。

●方 策

◎市民の役割

- 健康づくりのための各スポーツ施設の利用。
- 生涯スポーツへの積極的参加。
- 各種イベント、スポーツ教室への参加。

◎行政の役割

- スポーツ施設の有効利用について市民へ周知。
- スポーツ推進委員を中心としたニュースポーツなど目新しい運動の提案。
- スポーツ人口増に向けた講演会、実技など講習会の開催。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
201	1歳6ヶ月児健康診査の受診率	%	99.5	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	乳幼児健康診査の未受診をなくし、すべての子どもたちの健やかな発育を図る。 (保健医療課)
202	3歳児のむし歯罹患率	%	34.7	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	3歳児健康診査の受診者の内、むし歯に罹患している者の割合の減少を目指す。 (保健医療課)
203	麻しん風しん混合予防接種の接種率	%	95.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	麻しん風しんの発症を防ぐため、国の示す目標値を目指す。 (保健医療課)
204	朝食をとる習慣のある子供の割合	%	94.8	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	健全な食生活の実践のために朝食を食べる習慣の定着を図る。対象は、小中高生。 (総合食育推進課)
205	特定健康診査受診率	%	50.2	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	疾病の予防・早期発見、重症化阻止、医療費や介護費用を抑制するため、国の示す目標値を目指す。 (WG・保健医療課)
206	特定保健指導実施率	%	30.3	50.0	60.0	60.0	60.0	60.0	生活習慣の改善により重症化予防、医療費や介護費用を抑制するため、国の目標値を目指す。 (WG・保健医療課)
207	特定保健指導改善率	%	21.0	25.0	30.0	30.0	30.0	30.0	生活習慣の改善により重症化予防、医療費や介護費用を抑制するため、国の目標値を目指す。 (保健医療課)
208	がん検診受診率	%	33.5	35.0	38.0	40.0	45.0	50.0	がんを早期発見し早期治療へつなげ、がん死亡率の減少を図るため、国の示す目標値を目指す。 (WG・保健医療課)
209	がん検診精密検査受診率	%	87.9	90.0	93.0	95.0	98.0	100.0	有所見者を確実に医療機関へつなげ、早期治療によるがん死亡率の減少を図る。 (WG・保健医療課)
210	健康スポーツプログラム参加者数	人	1,938	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	健康スポーツに関する各種講座を開催し、健康寿命の延伸を図る。 (生スボ課)
211	スポーツ施設利用者数	人	204,435	205,000	205,200	205,400	205,600	205,800	運動公園、市民センター体育棟、緑地グラウンド等々の施設管理サービスで指定管理している施設及び生涯学習施設の利用者数。 (WG・生スボ課)



(2) 医療体制の充実

現状と課題

全国的な医師不足及び都市部への医師の地域偏在により、地方の医療機関では医師の確保が課題となっています。

本市では、地域医療の中心的役割を果たす県立遠野病院の医師確保を優先課題とし、病院と連携して、医師の確保に取り組んできました。また、新消防庁舎敷地内にヘリポートを整備し、救急時の迅速かつ効率的な対応が可能となりました。

しかしながら未だに、産婦人科医師の不在をはじめ専門医師の不足など、喫緊の課題があり、市民の医療ニーズも多様化していることから、今後も医療体制の充実に向けた継続的な取組が必要です。

施策の方向

① 医師の確保と地域医療体制の充実

- 地域の基幹病院であり救急医療を担う県立遠野病院の医師の確保に向け、病院との情報共有を図り密接な連携体制のもと招へい活動を推進します。
- 市民一人ひとりが地域医療の担い手としての意識の醸成を図り、かかりつけ医を持つことや受診マナーなどの啓発を進め、良好な医療環境づくりに努めます。
- 国民健康保険診療施設は、医科・歯科外来診療のほか、介護予防、在宅診療や保健予防活動に取り組み、保健・予防を包括した地域医療を推進します。また、市民が安心して受診できる診療環境の改善を図ります。
- 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導など介護と連携した在宅医療の充実に努めます。
- 県立遠野病院や遠野市医師会及び遠野歯科医師会と連携し、休日当番医制度による安心・安全な休日医療体制の充実を促進します。

② 広域救急医療体制の確立

- 高度・専門医療体制の充実に向けて、市内各診療施設と近隣市町村の各医療機関、高機能病院との連携強化を図ります。
- 東北横断自動車道釜石秋田線の整備やドクターヘリの運用により、市外の医療機関と連携を図り救急搬送体制をさらに強化します。

2 地域福祉の充実

地域福祉においては、高齢者が慣れ親しんだ地域や家庭で心身ともに健康でいきいきと生活できるように、生きがいを持って活躍できる環境づくりと日常生活において支援を必要とする人を地域で支えるために、参加と協働の地域づくりを構築する「ハートフルプラン」を推進します。また、身体、知的、精神の三障がいを総合的に一体化したサービスの円滑な実施を図り、障がい者の自立支援を促進するとともに、福祉施設から地域生活への移行を促進するため、在宅支援施策の充実を図ります。

政策の体系

2 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の充実

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 生活保護の適正実施

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

- ① 社会参加への支援
- ② 生涯学習機会と働く場の確保

(3) 介護予防・介護サービスの充実

- ① 介護の充実と地域・家庭との連携
- ② 介護保険事業の推進

(4) 障がい者福祉の充実

- ① 障がい者の自立と社会参加への支援
- ② 障がいに対する市民の意識啓発

(5) 社会保障の充実

- ① 国民健康保険制度
- ② 後期高齢者医療制度
- ③ 医療費給付制度
- ④ 介護保険制度
- ⑤ 国民年金・農業者年金制度

(1) 地域福祉活動の充実

現状と課題

本市の高齢化率は、増加傾向にあり、今後、さらに上昇すると見込まれています。また、核家族化や少子高齢化に伴う高齢者世帯の増加、ひとり親家庭等の増加などにより、地域社会の機能の低下やコミュニティーの希薄化が懸念されています。

のことから、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域社会で家族と安心して暮らし続けることができるため、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・医療等関係機関団体が密接に連携し、支援が必要な方を身近な地域で支え合う活動の活発化が求められています。

施策の方向

① 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターを中心に、健康で明るく住みよいまちづくりを推進するため、保健・医療・介護・福祉の連携と自助、互助、共助、公助の協調のもと、住み慣れた地域で安心して生活を送るための包括的な地域支援体制を強化します。
- 介護予防・生活相談・介護支援専門員の実践機能を充実するため、人とサービスの質を高め、地域・住民との情報交換を密にした地域福祉を推進します。

② 地域福祉活動の推進

- 「遠野市地域福祉計画」に基づき、保健・医療・介護・福祉が一体となった取組を進めるとともに、遠野市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と連携を強化した活動を推進します。
- 社会福祉協議会と連携し、多様な市民ボランティアの育成を図るとともに、遠野市ボランティア連絡協議会の支援を行います。
- 民生児童委員活動の充実と活性化を図り、自治会や地区P T Aなどとの連携を通じ、地域ごとに住民同士が共に支えあう地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 障がい者や認知症高齢者が適正な福祉サービスを受け、安心して暮らせるよう権利擁護の体制の充実を図ります。
- 遠野市老人クラブ連合会と連携しての一人暮らし高齢者の見守りネットワークの充実、緊急通報装置を活用した救急体制の強化を進めます。

- 自主防災組織など地域と連携し、災害時要援護者の安否確認、避難体制の充実を図ります。
- 広報活動や遠野テレビ、学校教育や社会教育など、あらゆる学習・講習・体験機会を通じて「福祉のこころ」を育てます。
- 生活困窮者等の自立に向け自立支援相談員と関係機関が連携し、個々の課題解決に向けた包括的な支援を行います。
- 生活困窮者等で支援が必要な人を早急に発見し、支援に結びつけるため、ライフライン事業者と地域が一体となった見守り体制の充実を図ります。

③ 生活保護の適正実施

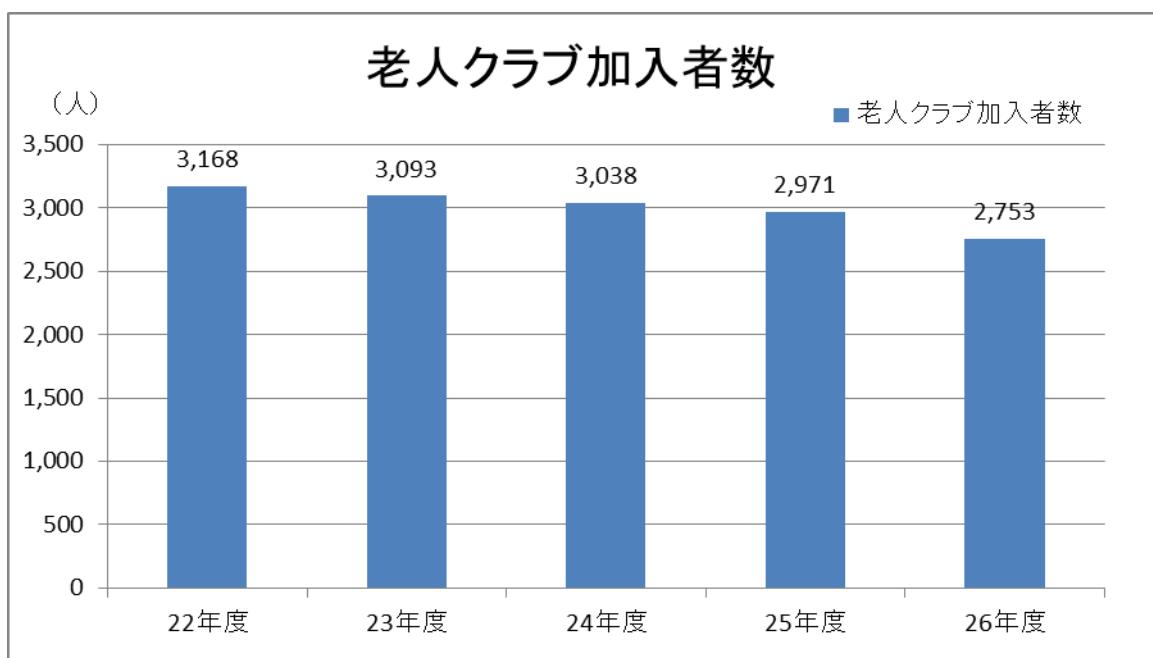
- 民生児童委員等の協力のもと、生活保護世帯の生活状況を把握するとともに、相談、適正な生活指導を図ります。
- 要保護世帯の自立に向けた、就労による収入の増を図るため、ケースワーカー、就労支援員が連携して積極的な就労支援に取り組みます。
- 生活保護費の適正な給付に努めます。

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

現状と課題

団塊の世代が65歳以上となり、今後高齢者人口が年々増加していく超高齢化社会を迎える中、高齢者の価値観や生活スタイル・個性化が進み、組織的な拘束を嫌うなど社会的意識の変化も見られ、本市の老人クラブの加入者数は減少傾向にあります。社会活動を通じて地域を豊かにする老人クラブの活発な活動を継続していくためには、新たな魅力ある活動の構築に努め、高齢者の加入促進を図る必要があります。

高齢者の健康意識の高まりや趣味の講座等への参加意欲は向上しており、高齢者が健康で生きがいを持って、自らの豊富な経験や知識を地域に生かすための取組と、高齢者が地域活動の担い手として活動ができる環境づくりが求められています。



施策の方向

① 社会参加への支援

- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のためのスポーツ活動や文化・芸術活動を支援します。
- 高齢者相互の訪問・見守り活動や世代間交流活動、ボランティア活動などを啓発し、社会活動への参加を促進します。
- 地域活動を通じて、高齢者の知識・技能を後世に継承する場の創出と地域での世代間交流を推進します。

② 生涯学習機会と働く場の確保

- 文化活動や学習活動、伝統技術や伝承芸能など次世代への継承活動など、高齢者が指導者としての生涯学習機会や活躍の場づくりを進めます。
- シルバー人材センターを中心として、高齢者の働く場や機会の拡充を進め、意欲ある高齢者が地域において生きがいを持って就労できる環境づくりに努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
212	老人クラブ加入者数(累計)	人	2,753	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	人口減少と高齢化率の上昇傾向を勘案し現状維持を図る。 (生涯スポーツ課)
213	シルバー人材センター就業延人員	件	15,045	17,000	17,500	18,000	18,000	18,000	地域に密着した就業機会の増加を図る。 (長寿課)



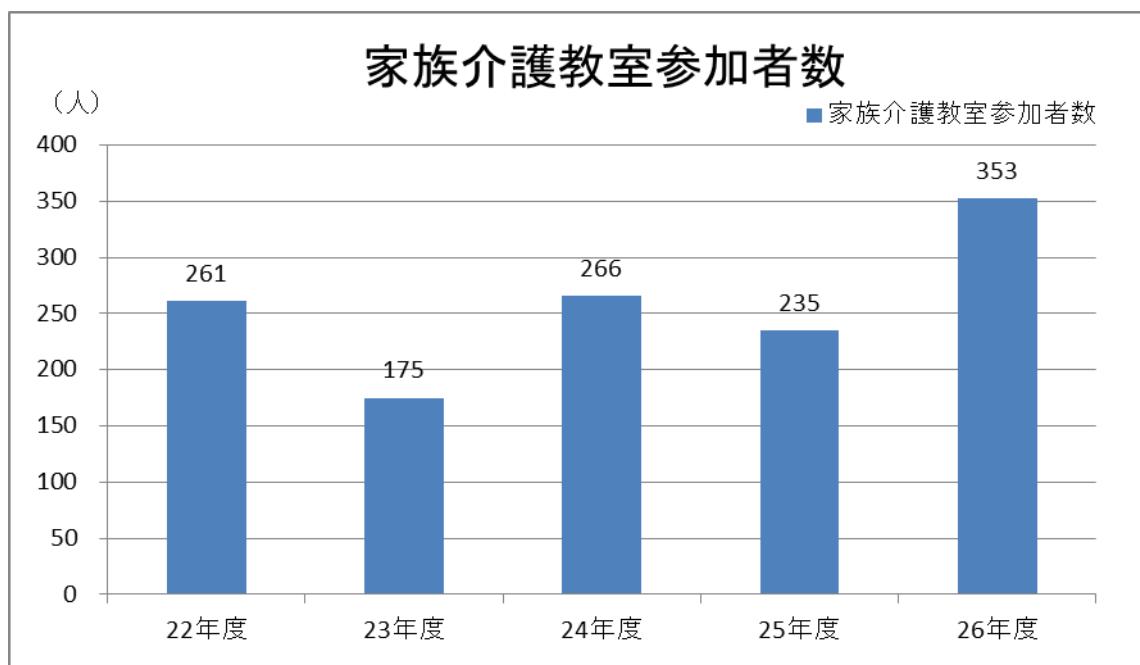
(3) 介護予防・介護サービスの充実

現状と課題

全国的な高齢社会の進展に伴い、医療費負担の増加と病気や障がいを持ちながら社会生活を送る高齢者が増加しています。今後、本市においても要介護・要支援認定者の増加、認知症高齢者の増加が予測されていて、また、この状況に対応する介護の人材不足などの問題も深刻化しています。

本市では、これまで各種介護予防や生活支援活動のほか、地域ぐるみで高齢者の在宅介護支援を目指し「地域が家族いつまでも元気ネットワーク構想」のもと、地域密着サービスによる高齢者の自立した生活の支援に取り組んできました。

核家族化の進行や高齢者世帯の増加により、個々の家庭だけで介護を行うことが困難になっています。介護を必要とする人や家族が身近に相談でき、必要なサービスが受けられ住み慣れた地域で安心して暮らせる環境ときめ細やかな支援体制の充実が求められています。



施策の方向

① 介護の充実と地域・家庭との連携

- 「遠野市高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、在宅福祉を柱とした介護保険事業を推進します。

- 高齢者の自立した生活支援のため、身近で気軽に相談・申請手続・情報交換ができる体制を整え、地域密着型サービス事業所と地域や家族と連携した介護支援体制の充実を図ります。
- 家族介護支援として、家族会や介護についての悩みなどを語り合える場を通じて、介護者の孤立化や孤独化の防止を推進します。
- 在宅の重度の要介護認定者や施設入所待機者の状況を的確に把握するとともに在宅サービス充実のため「介護保険事業計画」に基づき必要な施設整備の推進を図ります。
- 高齢者が介護を必要とする状態にならずに、できるだけ自立した生活を送ることができるように介護予防事業を推進します。
- 介護を必要とする状態になる恐れのある高齢者を早期に発見し、運動器具による機能向上トレーニングなど専門職による適切な介護予防指導に努めます。
- 認知症への対応として、認知症サポート医を中心とした認知症初期集中支援チームを配置するとともに、認知症サポーターの育成を促進し、地域での見守り支援体制の充実を図ります。
- 予防給付の訪問介護及び通所介護を新たに地域の社会資源を取り入れた介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

② 介護保険事業の推進

- 適正な法定給付サービスを実施するとともに、需要と負担の動向を検証しながら、適切な給付に努めます。
- 認定調査員の知識向上を図り、公平・公正できめ細かな訪問調査を推進します。
- 介護認定審査会での多面的な検討による認定と公平性・迅速性の確保に努めます。
- 要介護者一人ひとりの状態や環境にあったサービスを設定するケアプランの質の向上を図り、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援・指導・研修などを行い、相互の連携によるサービスの向上に努めます。
- 介護保険事業者との連携や指導を行い、さらに質の高いサービスの確保に努めます。
- 低所得者の介護保険サービス利用負担を軽減する介護保険サービス利用者支援事業を継続して実施します。
- 福祉・介護の人材確保に向け、ハローワーク等関係機関団体との連携・強化に努めます。

市民と市職員による

介護予防・認知症ワーキンググループ

●テーマ 認知症対策

●目標 認知症になんでも安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーターを毎年200人育成する取り組みを進めます。

●方策

◎市民の役割

- 認知症に対する家族への理解、地域も思いを理解して支える。
- 家族に認知症の者がいることを話しやすい環境づくり。それができて、地域で支えることに繋がる。

◎行政の役割

- 認知症サポーターを活用した施策の検討。
- 若い世代から認知症予防に対する取組み。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
214	一人暮らし老人世帯等の見守り回数	回 (見守対象世帯数)	5,896	6,080	6,080	6,080	6,080	6,080	配食サービス事業等での見守り体制の充実を図る。 (長寿課)
215	元気楽らく高齢者体力アップ利用者数	人	1,349	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	介護予防、筋力アップを目的とした健康増進を図る。 (長寿課)
216	生きがい活動支援通所事業利用回数	回	6,368	6,300	6,400	6,400	6,400	6,400	介護予防、日常生活支援事業の充実を計る。 (基本計画事業・長寿課)
217	認知症サポーター数	人	324	200	200	200	200	200	認知症介護の充実を図るためにサポーターを養成する。 (WG・長寿課)
218	家族介護教室参加者数	人	353	260	270	270	270	270	家族介護支援事業の充実を図る。 (基本計画事業・長寿課)
219	家族介護者交流事業参加者数	人	96	100	100	100	100	100	家族介護支援事業の充実を図る。 (基本計画事業・長寿課)

(4) 障がい者福祉の充実

現状と課題

障がい福祉制度は、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法、さらに障害者総合支援法に移行したことで、身体・知的・精神の種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい者が必要とするサービスを自ら決定し、適切なサービスを受けられる制度になりました。国では、障がいのある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指すノーマライゼーションの実現に向け、障がいのある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。

本市では、障がい者が安心して就労し、生活できる、障がい福祉サービス事業所などの整備や運営への支援のほか、家族や地域とともに、自立した社会生活への支援に取り組んできました。

今後、多様な障がい者への支援や障がい福祉サービスの需要に対する支援策の構築と地域、事業者、行政などが互いに連携し、障がい者と共に生活する地域社会の実現に向けた新たな取組が求められています。

施策の方向

① 障がい者の自立と社会参加への支援

- 「遠野市地域福祉計画」、及び「遠野市障がい者プラン 2015（第3期遠野市障がい者計画、第4期遠野市障がい福祉計画）」に基づき、計画的なサービスの提供と相談支援体制の確保に努めます。
- サービス提供事業者、ボランティア育成機関、障がい者団体、就労関係機関などと連携し、3障がいの一体化したネットワークの充実を図ります。
- ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの「介護給付」と自立訓練・就労継続支援などの「訓練等給付」の充実に努めます。
- 地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、日中活動サービス支援を強化し、施設入所・入院から地域での自立した生活に移行する障がい者への支援の充実を図ります。
- 障がい者の居宅での自立支援を目的に、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業の充実を図ります。

- 関係機関と連携して、職業訓練機会の充実を図るとともに、市内・近隣の企業等の理解を得ながら障がい者雇用、さらには一般雇用の場の確保に努めます。
- 障がい児の養育支援を図るため「岩手県立花巻清風支援学校遠野分教室小学部・中学部」や「のびっこ教室・ジャンプ教室」の充実を図り、保護者を中心とした相談や情報交換、交流に努めます。

② 障がいに対する市民の意識啓発

- 市民一人ひとりが障がい者福祉に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加の推進を促すとともに、誰もが住み慣れた地域で互いに尊重し合い、支え合う地域社会づくりを進めます。
- 障がいについての正しい理解を得るために、学校や地域での福祉教育の推進やボランティア活動の充実を図るとともに、差別や偏見のない共生社会の実現に努めます。
- 障がい者の家族や当事者等で組織する家族会等について、会員の高齢化や会員減少による活動停滞に対し、活動の活性化を図るために支援に努めます。

障がい者福祉ワーキンググループ

- **テーマ** 地域生活への移行促進、一般就労への移行促進、障がい福祉サービス利用の促進
- **目標** 障がい者福祉の充実を図るため、毎年、福祉施設から地域生活への移行者2名、福祉施設から一般就労への移行者2名を目標とし、これを達成する取り組みを進めます。

●方 策

①福祉施設から地域生活への移行促進

◎市民の役割

- 障がい者への理解を深める（障がい者への偏見、差別を無くす。一緒に地域で暮らす意識啓発など）。
- 障がい者と身近に接する機会の創出（製品販売での関わりなど）。
- 地域包括ケアとの連携（地域コミュニティーの確立、人材・地域を育てる取り組みなど）。
- 施設入所者等の情報を家庭と共有する。

◎行政の役割

- 障がい者理解に関する啓蒙。
- 移行先となるグループホーム整備に向けた要望。
- 市営住宅入居条件の緩和（収入面、周辺住民への理解促進など）。

②福祉施設から一般就労への移行促進

◎市民の役割

- 企業、事業所等の理解（得意分野の把握、採用レベルの緩和など）。
- 障がい者雇用率の遵守。
- 障がい者受け入れ体制の整備（相談対応、指導体制など）。

◎行政の役割

- 企業、事業所等との意見交換（定着支援、マンツーマンでの指導を要するケースの理解促進など）。
- 障がい特性の理解促進（研修会など）。
- 企業、事業所等への働き掛け。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
220	福祉施設から地域生活への移行者数	人/年	2	2	2	2	2	2	グループホームの整備、障がい福祉サービスの充実等を促進しながら、地域生活への移行を図る。 (WG・福祉課)
221	福祉施設から一般就労への移行者数	人/年	2	2	2	2	2	2	福祉施設の雇用の場の拡大と併せて、地域全体で一般就労への支援に向けた取組を進め、一般就労への移行を図る。 (WG・福祉課)



(5) 社会保障の充実

現状と課題

保険・医療・介護・年金等の社会保障制度は、市民の健康の維持・増進と安全な暮らしを支えるため、重要な役割を果たしています。

少子・高齢社会の到来によって、それぞれの制度は、将来に向けて持続可能な仕組みの再構築を求められています。

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度においては、医療技術の発展により一人当たりの医療費給付が年々増加し、制度の安定的な財政運営と保険税(料)の適正賦課・徴収が課題となっています。

医療費給付制度は、市単独事業と県補助事業との調整を図りながら、公平公正な制度となるよう隨時見直しする必要があります。

介護保険制度は、年々増加する介護給付費の抑制という問題があり、介護が必要な状態とならないための介護予防への取組み、重度者の施設介護から在宅介護への移行、地域で支えあう体制の整備が求められています。また、公平、適正な負担及び住民理解が求められます。

年金の分野では、無年金者の問題や年金保険料の滞納等が課題となっています。

施策の方向

① 国民健康保険制度

- 国民健康保険税については、医療費の動向や納税義務者の実態把握、負担能力等を勘案し、適正賦課と平準化に努めるとともに、収納率の向上に努めます。
- 年々増加している医療費を抑制するため、特定健康診査・特定保健指導を効果的に実施するなど、疾病予防対策に保健・医療・福祉の連携を図ります。
- 医療費動向の周知を図ります。

② 後期高齢者医療制度

- 高齢者が安心して医療を受けられるよう、岩手県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の円滑かつ安定的な運用を図ります。

- 被保険者間の保険料負担の公平性を図る観点から、収納体制の強化を図り収納率の向上に努めます。
- 医療機関の適正受診や健診等の保健事業に関することなど、幅広く周知を行い、制度全体の周知に努めます。

③ 医療費給付制度

- 県の要綱に沿った乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭への医療費給付に加え、寡婦、身体障がい者3級、小学生及び中学生医療費給付の市単独事業についても給付内容等の見直しを行いながら実施し、生活の安定と福祉の増進を図ります。
- 関係課と情報を共有し、受給者の的確な把握に努めるとともに給付の適正化を図ります。

④ 介護保険制度

- 介護保険制度の周知と市民の理解を得るために、広報活動を充実します。
- 徴収・支払い事務の効率化と徴収率の向上を図るとともに、予防給付や地域支援事業の充実による介護給付費の抑制に努め、介護保険財政の健全運営を図ります。

⑤ 国民年金・農業者年金制度

- 全ての市民が年金を受給できるよう、国民年金制度の意義や役割について周知に努めます。
- 市民への免除制度などの周知、事務の効率化など、花巻年金事務所等との連携のもと適正な制度運営事務に努めます。
- 農業者の老後の生活と福祉の向上・安定が図られるよう、農業者年金制度の周知を図り、加入促進に努めます。

社会保障ワーキンググループ

●テーマ 医療費の抑制について

●目標 社会保障の一環として、市民・行政が一体となって医療費の抑制に向けて取り組みます。

●方 策

◎市民の役割

- 健診をうけ、病気の早期発見・早期治療を心掛けよう。
- 健診の結果は、検査の重複を防ぐためにも活用しよう。
- かかりつけ薬局をもつことで、薬の一括管理を行い、医療費の抑制につなげよう。
- 健康年齢を伸ばすよう、気軽に楽しみながら健康づくりに取り組もう。

◎行政の役割

- 健診の勧奨、受診環境の工夫、未受診者への働きかけを行う。
- 健康づくりや意識づけに関する情報提供を行う
- 事業所や個人への健康保険制度や医療費給付制度等について周知する。



③ 子育て支援の推進

子育て支援においては、病児等保育の充実をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスを行うとともに、児童館や児童クラブの充実により、子どもの健全育成の強化を図るなど、総合的に「わらすっこプラン」を推進します。また、わらすっこ条例の理念のもと児童の福祉を増進するとともに、「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに各施策に取り組み、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。

政策の体系

③ 子育て支援の推進

(1) 少子化対策・子育て支援

- ① 少子化対策・子育て支援総合プランの推進

- ② 子育て支援の充実

(2) 児童・母子等福祉の充実

- ① 保育環境の充実

- ② 児童の健全育成

- ③ ひとり親家庭等への支援の充実

(1) 少子化対策・子育て支援

現状と課題

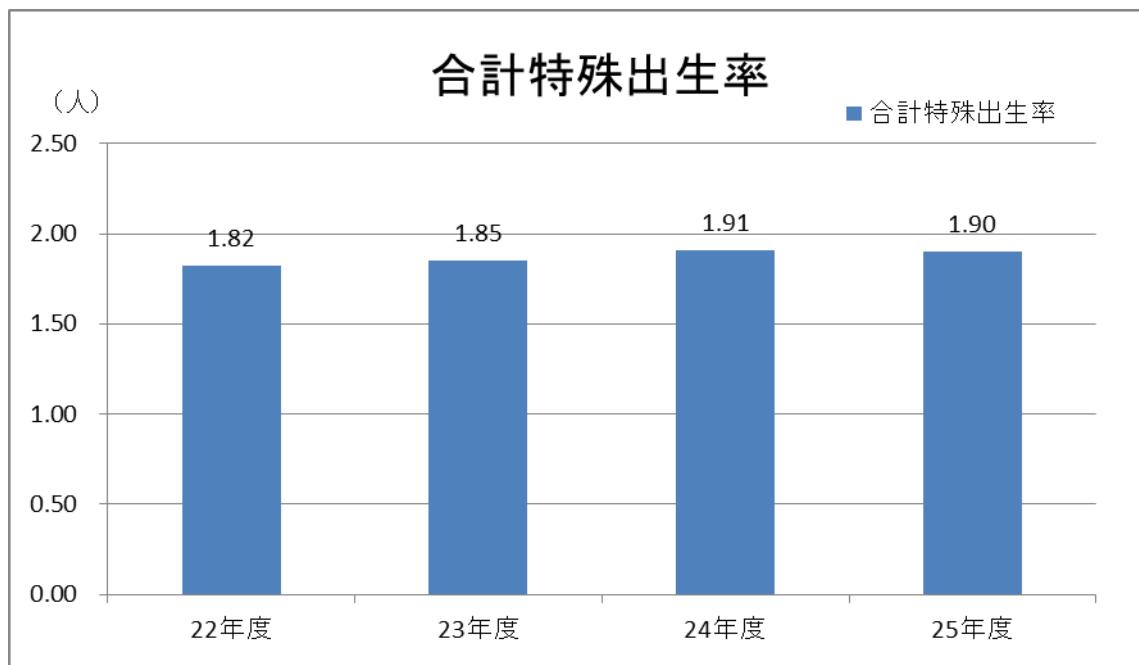
全国的に、都市化や核家族化、少子化の進行により、家庭や地域で子育てに関する環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加傾向にあります。

また、保護者の就労形態の変化などにより、多様な子育てに関する支援へのニーズが高まっています。このような状況を受け、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートし、妊娠・出産への切れ目のない包括的な支援や乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実に向けた取り組みが展開されます。

本市では、子どもを産み育てるに夢がもてるまちづくりに取り組み、助産院「ねっこ・ゆりかご」や病児等保育施設「わらっペーム」を開設し、出産や育児支援策に取り組んできました。

今後、「遠野市わらすっこ条例」に基づき、子どもにとって大切な権利や、これを保障するための大人の責務において、良好な子育て環境の構築と充実が求められています。

さらに、「遠野市少子化対策・子育て支援総合計画（遠野わらすっこプラン）」による各施策に取り組むとともに、市民が安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりが必要です。



施策の方向

① 少子化対策・子育て支援総合プランの推進

- 岩手県周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」を活用し、医療機関との連携体制の構築に取り組みながら、妊婦健康診査費用の助成、妊娠婦通院費助成などの支援を継続します。
- 次代を担う子どもや子どもを育てる家庭を支援する「遠野わらすっこプラン」に基づき、計画的な施策の推進を図ります。
- 若い世代が定住し、結婚観・家庭観の醸成を図りながら、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、出会いから結婚、出産、子育てを通した少子化対策・子育て支援を推進します。
- 妊娠を希望する夫婦に対し、不妊治療費の助成による経済的負担軽減を図るとともに、子どもを産み育てる環境づくりを支援します。
- 安心して妊娠・出産、子育てができるように、妊娠・出産、子育てにわたる切れ目ない支援体制を構築します。

② 子育て支援の充実

- 子育て家庭を支援するため、育児不安などの相談指導、子育てサークルの育成・支援、子育て講座やイベントを充実し、保護者間の子育てネットワークづくりを促進します。
- 予防接種法に規定されない任意の予防接種について、市独自にワクチン接種費用の助成を行い、乳幼児に多い感染性胃腸炎（ロタウイルス）、おたふくかぜ、小児インフルエンザの発病、重症化の予防に努めます。
- 地域子育て支援センターを中心に、幼稚園・保育所、児童館、児童クラブ、地区センター、小中学校、民生児童委員、主任児童委員等によるネットワークを充実し、子育て家庭に対しての情報提供などの支援サービスの充実を図ります。
- 保護者の子育てと就労、社会活動などの多様な活動を支援するため、子ども・子育て支援新制度に基づいた新たな保育サービスの実施について検討し、子どもの健全な育成と子育て世代への支援環境の充実を図ります。
- 保育料の軽減や、奨学金貸付制度の充実、医療費給付事業など子育てに係る経済的負担軽減の充実を図ります。
- 子育て・保育情報を発信し、子育てボランティアの人材発掘や育成、勤労者の育児休業取得推進など家庭と職場の生活が両立する環境づくりを図ります。

- 子育て世帯が地域に定着し、安心してゆとりある生活ができるように、多様な生活形態への支援や子育て住宅の整備に努めます。

市民と市職員による

子育て支援ワーキンググループ

- テーマ** 妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備
●**目標** 育児不安が特に高まりやすい産後1か月の間に、助産師や保健師から十分なケアを受けることができた者の満足度の割合の目標を 85%とし取り組みます。

●方 策

◎市民の役割

<地域での子育て支援>

- 地域の住民による母子の見守り。
- 祖父母により母子を支援する。
- 困った時に相談する場所を知る。

◎行政の役割

<妊娠期からの支援の充実>

- 母子健康手帳交付時の専門職の面談により適切な支援を行う。
- ケースに応じて相談できる場所の情報を提供する。
- 両親教室、妊婦教室等の開催や妊婦訪問を実施する。

<産後支援の充実>

- 産後は、早期の新生児及び産婦訪問を実施し、対象者に合わせた適切な支援を継続して行う。



みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
222	合計特殊出生率	—	1.90 (H25 実績)	1.90	1.92	1.92	1.94	1.94	H24、25 の平均上昇率を基に、ゆるやかな上昇目標を目指す。 (WG・子育て総合支援課)
※ 合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数／同年齢の女子人口) の 15 歳から 49 歳までの合計 岩手県保健福祉年報の数値を適用									
223	妊娠・出産について満足している者の割合	%	87.2	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	育児不安が高まりやすい産後 1 か月程度の期間において、助産師や保健師から十分なケアを受けることができたかの満足度について、国が示す目標値を目指す。 (WG・保健医療課、子育て総合支援課)
224	わらすっこ割合	%	14.02	14.02	14.02	14.02	14.02	14.02	年度末の住民基本台帳上における、市の人口に対する 18 歳以下の子どもの割合とし、現状の割合 14.02% を維持する。 (WG・子育て総合支援課)

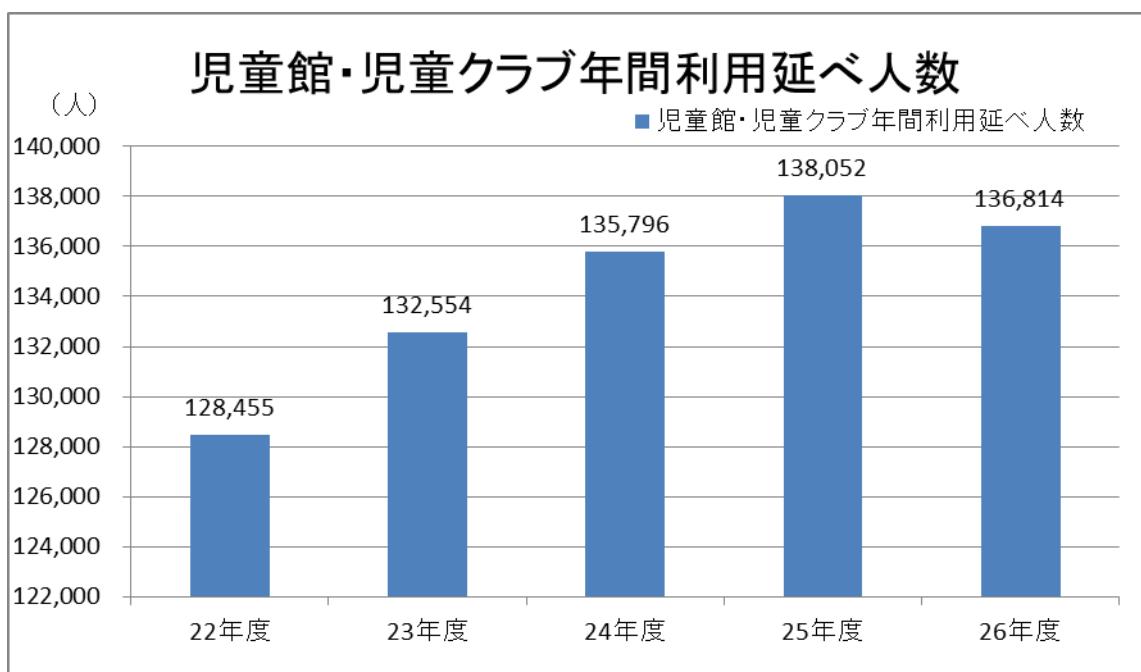


(2) 児童・母子等福祉の充実

現状と課題

少子化により子どもの数は減少しているものの、保護者の子育てに関するニーズが多様化しており、個々の状況に応じた支援策の対応のほか、児童虐待防止など子どもの命と健やかに育つ権利と生活を守る体制と環境づくりが求められています。

児童の健全育成を図るため、経済的・社会的に多くの困難を抱えるひとり親家庭等への支援の充実を図っていく必要があります。



施策の方向

① 保育環境の充実

- 乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児等保育など、保護者の就労形態の多様化などに対応した保育内容の充実を図ります。
- 安心安全で質の高い保育が受けられる施設の実現に向け、防犯・防災対策や施設・設備の改善、老朽化施設、少子化に伴う保育所や認定こども園などの再編等、計画的に改築整備を進め、保育環境の充実に努めます。

② 児童の健全育成

- 放課後児童対策として、市内全地区に整備された児童館や児童クラブの活動を充実し、児童の健全育成を図ります。

- 児童館施設や児童公園等遊戯施設の整備、再編を計画的に進めます。
- 将来を担う子どもたちが、地域学習や体験を通して地域理解を深める活動や高齢者や学年を超えたふれあい活動などの学びの環境づくりの充実を図ります。
- 児童相談所、民生児童委員などと連携し、早期発見・早期対応による児童虐待防止対策を推進します。
- 特別な支援を要する児童の保護者への細やかな情報提供や行政と保護者、保護者同士の交流により子育て支援の充実を図ります。

③ ひとり親家庭等への支援の充実

- ひとり親家庭等の現況やニーズの把握に努め、保護者の精神的・経済的不安を解消するため、相談員や民生児童委員、その他関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導などの充実を図ります。
- 母子、父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当や子ども手当の周知と活用により、ひとり親家庭等の経済的な安定を支援します。
- ハローワークなどの関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労に必要な知識や技能の習得機会を提供します。
- 保護者が安心して働けるよう、保育の充実や放課後児童対策など児童の健全な育成環境を整備します。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
225	児童館・児童クラブ年間利用延べ人数	人	136,814	137,900	138,400	138,950	139,450	140,000	児童健全育成のための児童館・児童クラブ運営の充実を図る。 (子育て総合支援課)

大綱3 活力を創意で築くまちづくり

創意をあつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。

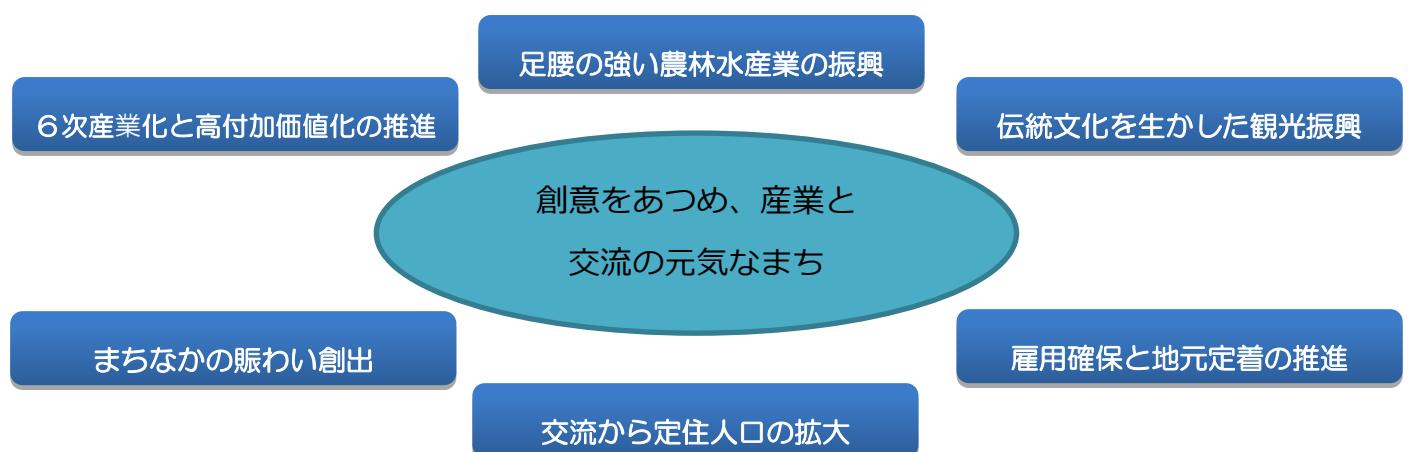
本市の資源や特性を生かした活力ある産業を創意で築くために、異なる産業分野と連携・協力して、地域の特徴を生かした6次産業や観光・交流などの振興により、市民所得の向上が図られるまちづくりに取り組みます。

農業においては、「農林水産振興ビジョン」に基づき、足腰の強い農林水産業の振興を図り、併せて、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成、生産基盤の整備、農地の多面的機能維持活動などを支援します。また、耕畜連携を進め、畜産では、遠野牛の増産に取り組むとともに、遠野ならではの馬事振興を図ります。林業では、森林整備を進め遠野地域木材総合供給モデル基地の機能を生かした木材産業の振興と遠野産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスの利活用を促進します。

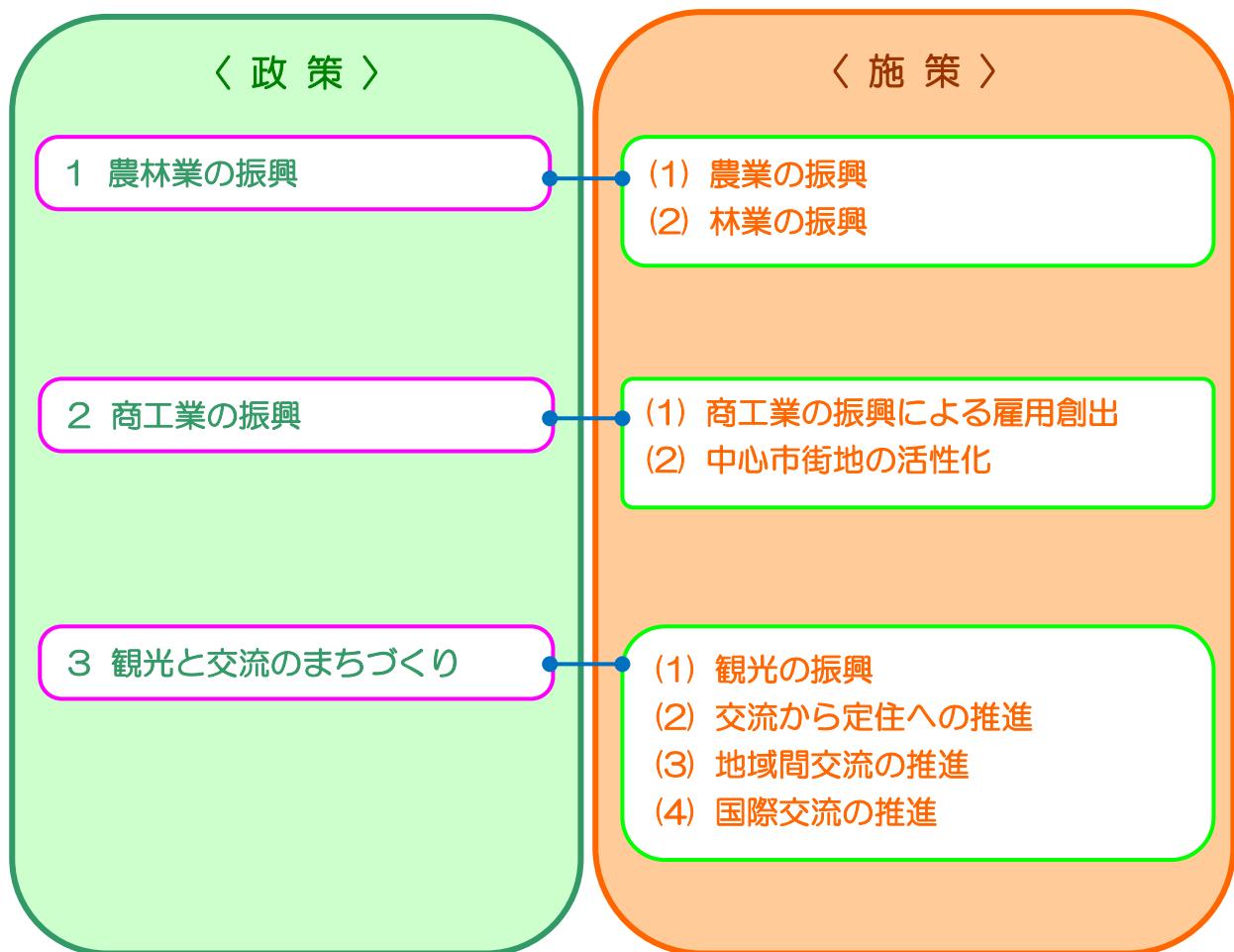
商工業においては、特色ある地域資源を生かす取組を支援し、遠野ブランドの確立や地元特産品の高付加価値化を目指します。また、広域的な経済圏域で、人と資金が好循環し若者が定着する魅力ある雇用の場の確保を図るため、企業誘致の促進と地場企業の設備投資、人材育成の支援強化を図るとともに住環境整備に努めます。さらに、中心市街地に整備する本庁舎を核とする街並み再開発を進め、まちなかの賑わい創出を図ります。

観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取り組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組みます。

交流においては、遠野ツーリズムの推進や全国の自治体、企業、大学及び民間を含めたネットワークづくりを行い、交流人口の拡大を図ります。また、「で・くらす遠野」の活動により、全国の遠野ファンの拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口や空き家バンクを充実させ、定住人口の拡大を目指します。



大綱3 活力を創意で築くまちづくり



1

農林業の振興

農業においては、「農林水産振興ビジョン」に基づき、足腰の強い農林水産業の振興を図り、併せて、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成、生産基盤の整備、農地の多面的機能維持活動などを支援します。また、耕畜連携を進め、畜産では、遠野牛の増産に取り組むとともに、遠野ならではの馬事振興を図ります。林業では、森林整備を進め遠野地域木材総合供給モデル基地の機能を生かした木材産業の振興と遠野産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスの利活用を促進します。

政策の体系

1 農林業の振興

(1) 農業の振興

- ① 農地の有効活用
- ② 多様な労働力の発揮
- ③ 高収益農家の拡大
- ④ 生産振興とブランド化の推進
- ⑤ 地産地消と6次産業化の推進
- ⑥ 農村環境の保全

(2) 林業の振興

- ① 里山美林の推進
- ② 林業・木材・住宅産業の振興
- ③ 山村振興と特用林産の振興

(1) 農業の振興

現状と課題

本市の農業は、水稻を中心に畜産や園芸・花き・工芸作物との複合経営が主で、小規模かつ兼業農家が多く、特定の品目を生産する専業農家が少ないのが特徴です。

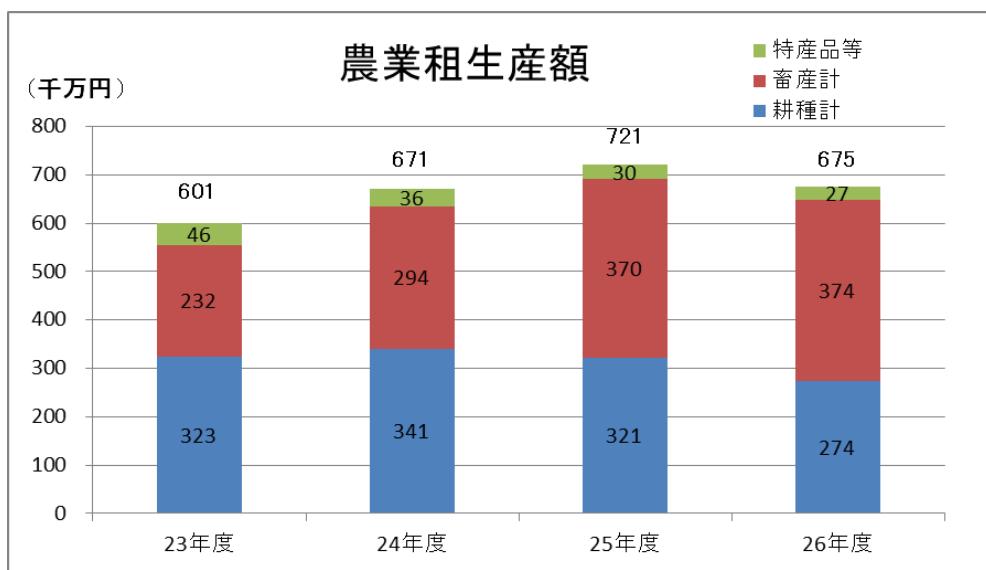
米の生産は、米価の下落等により、安定した所得の確保が期待できない現状から、水稻を中心とした本市の農業にとって大きな打撃となり、農業従事者の減少、農村活力の低下が懸念されます。

一方で、農産物直売所による販売の拡大や新たな流通方法の開拓、集落ぐるみの農作業の共同化や農業生産法人などの多様な農業経営の展開、都市との交流や農村移住など、農業を巡る新たな取組が本市においても、徐々に広まってきております。

また、国では、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と、国土保全といった多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪とした政策を掲げて推進することとしております。本市においても、国の政策に対し、的確に対応した取組を進める必要があります。

原子力発電所事故の影響による放射性物質汚染については、対策を講じることにより被害は徐々に緩和されてきているものの依然規制が続いている。ニホンジカによる農作物被害についても深刻で、安定した農業経営を阻害する状況が起きています。

このような中、農業生産の基本である土地や施設、機械等を活用し、地域の潜在力を生かし大規模園芸団地や6次産業など、農業を基本とした生産性の高い産業を立ち上げ、農業の生産構造、担い手確保対策を積極的に推進するとともに、農業・農村の多面的機能が維持・発揮される取組を進め、いきがいを感じて農業に従事できる環境を構築する必要があります。



施策の方向

① 農地の有効活用

- ほ場特性を活かし需要に応じた作物の作付を進め、農地は農地として活用する取組を推進します。
- 経営規模を拡大しようとする意欲ある農業者や集落営農を中心に、農地の利用集積を進め、農地の効率的な活用を推進します。
- 関係機関や団体と連携し、耕作放棄地や不作付地の実態把握を行い、解消に向けた適切な取組を推進します。
- 作物の生産性の向上、コスト削減につながる農地の基盤整備を推進します。
- 公共牧場の草地基盤の改善と放牧機能向上を進め、管地域内の草資源の有効活用を促進します。

② 多様な労働力の発揮

- 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成及び集落営農の組織化・法人化の推進を支援します。
- 関係機関や団体との連携により、就農希望者に対する支援体制を整備し、就農しやすい環境づくりを進め、新規就農者の確保・育成に取り組みます。
- あらゆる年代層の男女が、それぞれの知識や技術・経験を生かし、各種グループ・団体、集落営農組織等において役割分担し、農業生産活動ができる多様な就農機会の創出に努めます。
- 自給的農家が生きがいを感じて就農できる環境づくりに努めます。

③ 高収益農家の拡大

- 栽培指導や流通対策など、農業経営の多様化・多角化、高付加価値化・規模拡大を支援し、高収益農家の拡大を図ります。
- 高収益を上げるモデル農家の営農及び経営状況の積極的な紹介により、農業者の意欲を喚起し、後継者の確保・育成を図ります。

④ 生産振興とブランド化の推進

- 地域特性を生かし、品目ごとの支援策を講じることにより、品質を高め生産量を増やす生産を振興します。
- 耕種農家と畜産農家による、「耕蓄連携」を柱に、循環型農業の取組を推進します。

- 知名度を活かしたホップ・わさび・やまめ等の特産品のブランド化の推進を図ります。
- 関係機関と連携しながら、重点品目を絞り込み市場と連動した売れる作物の振興を図ります。
- 生産規模拡大(施設、ほ場、生産機器)等、農家の飼養環境整備し、効率的な増頭を支援します。
- 遠野市畜産振興公社の機能を強化し、豊富な草資源とキャトルセンターの有効利用を進め、本市の地域特性を生かした牛の生産体系の確立を図ります。
- 遠野馬の里を拠点に馬産の振興を図ります。

⑤ 地産地消と6次産業化の推進

- 農産物直売組織、各種グループによる農産物加工品の開発と販売促進に対する支援を強化し、農産物等の地域資源の付加価値向上に向けた取組を促進します。
- 農産物直売所、総合食育センター等と連携し、農産物等の地域内消費の拡大により、地産地消の推進を図ります。
- 『産・学・官・金』の連携により、農産物や特産品、生産技術、地域の自然、文化、観光資源を含めた地域資源を活用した新商品・新サービスの開発を促進します。
- 肥育環境の基盤強化等、いわて遠野牛の流通拡大を推進します。

⑥ 農村環境の保全

- 農道・水路等の環境整備や維持補修など地域住民が一体となった地域活動や営農活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努め、農村環境の保全を図ります。
- 市民協働による農村文化の継承や景観保全の取り組みなど、良好な農村環境の保全を推進します。
- 地域ぐるみの農地の適正管理や駆除・防除対策を推進し、有害鳥獣による農業被害及び人的被害防止に努めます。
- 放射性物質除染対策を進め、安心安全な農産物を生産できる環境整備に努めます。
- 馬事文化の伝承及び活用に努めます。
- 農村の潜在的な価値を活用し、都市住民等との交流を推進します。

市民と市職員による

農業振興ワーキンググループ

●テーマ 重点品目野菜の生産振興について

●目標 基幹作物である水稻と野菜の複合経営での農家所得の向上を図る必要があります。市では、野菜の生産振興を図るために、農協が重点品目として位置づけるピーマン、ほうれんそう、ニラ、アスパラガスを重点品目野菜とし、農協と連携し生産振興に向けた取組を進めます。

●方策

◎市民の役割

- 安定生産と経営技術の向上。
- 安定的な農業経営の実現：経営改善計画の作成、経営内容の見直し。

◎行政の役割

- 重点品目野菜生産者への支援：アストパワーアップ支援事業による生産拡大支援。
- 関係機関一体となった経営体の育成支援。
- 目標となる営農類型の設定。（複合経営）
- 新規就農者への就農支援、定着支援。

市民と市職員による

農業振興ワーキンググループ

●テーマ 担い手への農地の利用集積の促進について

●目標 認定農業者や集落営農への農地の利用集積を高め、所得確保を図るために、担い手の水田面積カバー率を現状の 49%から 32 年度には 65%まで向上させる取り組みを進めます。

●方策

◎市民の役割

- 合意形成：地域での課題や方向性について話し合いを実施。
- 担い手の確保：会社勤めの人は、退職後、就農し、地域の担い手になる。
- 米以外の作物導入：集落営農において、米以外の作物の導入し複合経営化を図る。

◎行政の役割

- 担い手の確保：若者が農業を職業として、個人で就農できる仕組みづくり。
- 経営支援：個人の担い手への支援制度（機械導入の補助事業等）の充実。
- 米以外の作物導入：集落営農の複合経営（米と野菜等）をサポートする体制整備。

6次産業化等推進ワーキンググループ

●テーマ 6次産業化・農商工連携・地産地消等の推進

●目標 国では、6次産業の市場規模を平成32年までに1兆円拡大する目標を設定しています。遠野市としては、このうち1億円の拡大を目標値に設定します。

●方策

◎市民の役割

<農業者>

- 農産物の生産・供給。
- 農産物直売所の運営。

<商工業者>

- 地域資源を活用した商品の加工・販売。

<遠野ふるさと公社>

- 地域資源を活用した商品の加工・販売、販路開拓。

<金融機関>

- 金融支援。

<農業団体、商工団体>

- 事業支援の展開。

<観光協会>

- 遠野のPR。

◎行政の役割

<市>

- 地域目標の設定（めざすべき方向性の明確化）。
- 情報収集。
- 情報発信。

馬事振興ワーキンググループ

●テーマ 今後の馬事振興について

●目標 遠野地域の馬事振興の基本は歴史ある馬生産です。遠野ブランドとして全国から高い評価を受けており、期待も大きいことから指標に生産頭数、市場取引額を設定するものです。

●方策

◎市民の役割

※市民の役割設定は困難（馬繁殖生産、育成調教業務は、専門技術、経験が必要。
乗用馬市場運営も上記同様）。

◎行政の役割

- 馬繁殖生産、育成調教に係る
国県市等への協力要請をサポート。
馬事団体への協力要請をサポート。
- 馬繁殖生産、育成調教に係る経費補助
遠野市乗用馬生産振興対策事業。
遠野産馬生産基盤整備事業。
農用馬子馬生産奨励金。
- 馬生産者団体等への事務管理支援
遠野市乗用馬生産組合事務局を無償で受託運営管理。
- 市場運の運営に係る
褒賞依頼、会場準備等のサポート。
市場、共励会等の運営をサポート。



みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
301	特用林産物生産量（原木しいたけ）	t	0.0	1.8	2.3	3.5	4.6	4.6	平成32年度に4.6tの生産量を目指す。 (林業振興課)
302	農産物直売所売上高	千万円	52	56	57	58	59	60	平成32年度に6億円を目指す。 (農家支援室)
303	家族経営協定件数（累計）	組	238	241	244	247	250	253	平成32年度に253組の締結を目指す。 (農業委員会)
304	集落営農数	組織	20	21	22	22	23	24	集落営農の組織化と既存の集落営農の法人化を図る。 (農業振興課)
305	担い手への水田の集積率	%	49	52	55	58	60	65	認定農業者や集落営農への農地の利用集積を高め、所得確保を図る。 【認定農業者及び集落営農の水田の経営面積÷水田の合計面積】 (WG・農業振興課)
306	認定新規就農者	人/年	1	5	5	5	5	5	毎年度、認定新規就農者の認定目標を5人とする。 (農業振興課)
307	耕作放棄地面積	ha	67	61	58	55	52	49	毎年3haの解消を図る。 (農業振興課)
308	野生鳥獣による農作物被害額	億円	1.35	1.15	1.05	0.95	0.90	0.85	野生鳥獣被害対策の根幹の目標である農作物被害防止を図る。 (農業振興課)
309	多面的機能支払事業取組農地の割合	%	46.9	60.5	62.0	63.4	64.9	66.0	農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業取組農地の拡大を目指す。 【農振農用地の多面的機能支払事業取組農地の水田面積÷農振農用地の水田面積】 (農業振興課)
310	中山間地域等直接支払事業取組農地の割合	%	21.1	22.9	22.9	22.9	22.9	23.4	中山間地域等農業生産条件が不利な地域の農用地において、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、取組農地の面積を維持する。 【農振農用地の中山間地域等直接支払事業取組農地の水田面積÷農振農用地の水田面積】 (農業振興課)
311	6次産業化関連効果額	億円	16.5	17.0	17.2	17.3	17.4	17.6	32年度に製造品出荷額(食料品のみ)及び特產品販売額並びに農産物直売所売上額17億6千万を目指す。 (商工観光課・農家支援室)
312	いわて遠野牛出荷頭数	頭	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	2,500	平成32年度に3,200頭の出荷頭数を目指す。 (畜産振興課)
313	馬生産頭数	頭	39	30	30	30	30	30	乗用馬、農用馬の生産頭数を30頭目指す。 (WG・馬事振興課)

314	乗用馬市場取引金額	千円	21,520	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500	需要に対応した馬の生産・育成を推進する。 (WG・馬事振興課)
315	水田の作付割合	%	89.7	89.8	89.9	90.0	90.0	90.0	水田への作物の作付割合(利用率)の維持を図る。 【作物の作付面積÷水田の合計面積】 (農業振興課)
316	ほ場整備率	%	73	73	73	73	73	74	平成32年度に、ほ場整備率74%を目指す。 (農業振興課)
317	農業所得500万円以上の農家数	経営体	13	14	15	16	17	18	高収益農家の拡大を図る。 (農業振興課)
318	農業生産額(水稻)	千万円	193	189	187	185	183	181	米は、需要に応じた生産を推進し、飼料用米などの主食用米以外の作付に転換する。 (農業振興課)
319	農業生産額(野菜)	千万円	35	37	39	41	43	45	生産額の増加を目指す。 (WG・農家支援室)
320	農業生産額(工芸作物)	千万円	24	24	24	24	24	24	生産額2億4千万円を維持する。*基幹作物である葉タバコとホップの販売額。 (農家支援室)
321	農業生産額(わさび)	千万円	3.7	4.1	4.8	4.8	5.0	5.5	平成32年度に5千5百万円の生産額を目指す。 *わさびの販売額(農家支援室)
322	農業生産額(畜産)	千万円	374	370	370	370	370	400	平成32年度に40億円の生産額を目指す。*牛乳、生肉、肉畜等の販売額。 (畜産振興課)
323	農業生産額(内水面)	千万円	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	現状維持を図る。*淡水魚生産組合の売上額 (農家支援室)

(2) 林業の振興

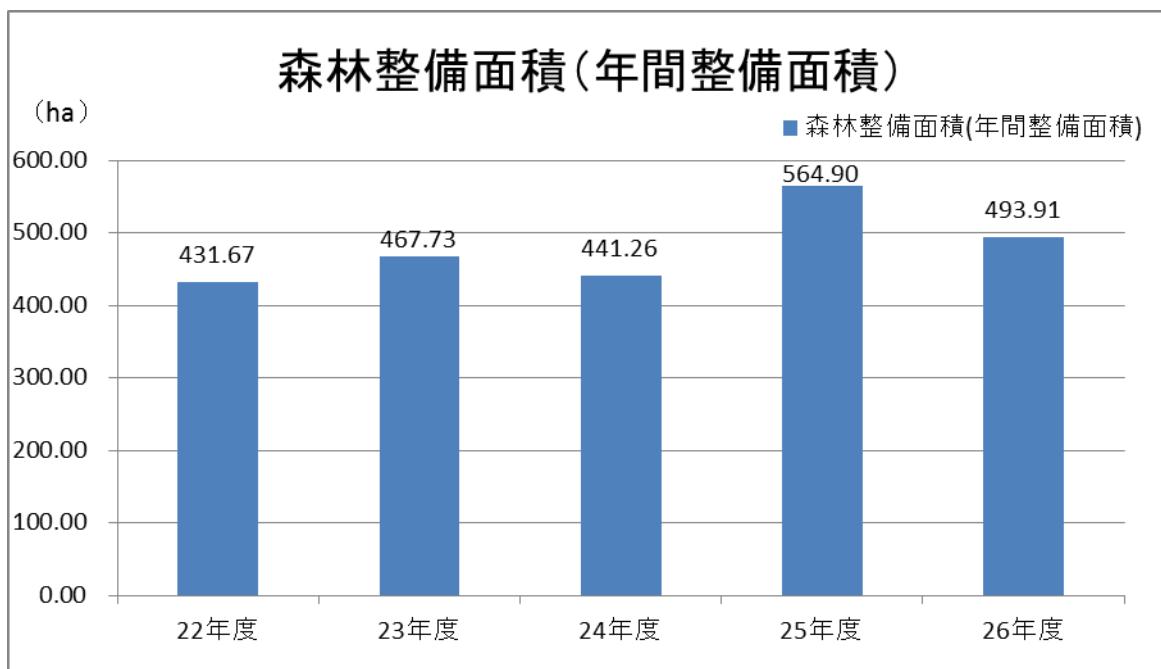
現状と課題

戦後植林された人工林が成熟期を迎えていますが、木材価格の低迷により採算性が悪化し、森林所有者の山に対する関心が薄れ、手入れが行き届かない森林が多くなり、木材としての質の低下と森林の公益的機能の低下を招いています。

国では、木材などの森林資源を最大限に活用し雇用や環境にも貢献するよう、コンクリート構造から木造化へ転換する方針を示しています。

今後において、市の面積の約8割を占める森林の多様な機能を持続的に発揮できるように、適切な除間伐や再造林などの森林整備と、資源の利用を推進するための作業道の整備、及び緑化祭や体験活動を通じた市民の森林活動への参加も推進する必要があります。

また、地域材を活用し付加価値を高めた木材加工製品を供給するために整備した遠野地域木材総合供給モデル基地（遠野木工団地）を核とした木材産業の振興を図る必要があります。



施策の方向

① 里山美林の推進

- 森林整備のための普及・啓発活動、市民協働による里山保全活動に支援します。

- 森林組合と連携した森林所有者への整備促進を図ります。
- 森林整備や木材の搬出が効率的に実施できるための路網の整備を進めます。
- 民有林の除伐材や間伐材を市場に運ぶ経費や再造林作業に対し支援します。
- 松くい虫被害防止のため、被害にあった樹木の処理及び健全木の予防措置など被害拡大の防止に努めます。

② 林業・木材・住宅産業の振興

- 遠野地域木材総合供給モデル基地（遠野木工団地）を中心に、地域内の川上から川下までの木材関連産業を連携させ、原木や製材品に付加価値を付けて出荷する体制を強化し、地域林業の活性化を推進します。
- 高性能林業機械の導入・支援と、その活用による森林整備作業の効率化を促進します。
- 協同組合森林のくに遠野・協同機構を中心に木材産業の連携強化を図ります。
- 市内で生産される木材が市内で使われる仕組みづくりに取り組みます。
- 県や関係団体等と連携し、林業技術者を養成するための公設林業大学校構想を検討します。
- 木材は、環境負荷が少なく再生可能な資源であることから、木材及び木質バイオマスとしての利用を拡大し低炭素社会への取り組みを推進します。
- これまでの学校や市営住宅などの公共施設木造化の取り組みを推進します。
- 市民が間伐材等を山から搬出して売る仕組みを構築します。

③ 山村振興と特用林産の振興

- 山村振興法に基づき指定された振興山村の活性化を推進します。
- ナラの原木が、豊富に確保できる条件を生かした原木しいたけの生産振興を図ります。また、東日本大震災の福島第一原子力発電所事故に由来する放射能被害による露地栽培原木しいたけの出荷制限の早期解除に向け、生産復興等の取組を進めます。
- 清流を活用した根わさびの増産、及び広大な林間を活用した畑わさびの生産拡大を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
324	森林整備面積 (年間整備面積)	ha	494	490	509	547	585	585	計画的に森林整備を図る。 県有林、市有林、民有林の 間伐等森林整備面積の計。 (林業振興課)
325	民有林再造林 面積	ha	42.7	42.0	42.0	42.0	42.0	42.0	計画的な再造林を推進する。 (林業振興課)
326	木工団地事業 体の売上高	億円	17	15	15	15	15	15	年間売り上げ15億円を維持 する。(林業振興課)
327	公共施設の木 造化率	%	42	42	42	47	47	47	市内小中学校の木造化率 47%を目指す。 (林業振興課)
328	松くい虫被害 木駆除材積量	m ³	600	600	600	600	600	600	毎年度 600 m ³ の駆除を目指す。 (林業振興課)



2 商工業の振興

商工業においては、特色ある地域資源を生かす取組を支援し、遠野ブランドの確立や地元特産品の高付加価値化を目指します。また、広域的な経済圏域で、人と資金が好循環し若者が定着する魅力ある雇用の場の確保を図るため、企業誘致の促進と地場企業の設備投資、人材育成の支援強化を図るとともに住環境整備に努めます。さらに、中心市街地に整備する本庁舎を核とする街並み再開発を進め、まちなかの賑わい創出を図ります。

政策の体系

2 商工業の振興

(1) 商工業の振興による雇用創出

- ① 雇用の維持・確保の推進
- ② ものづくり産業の振興
- ③ 生活を支える商業振興
- ④ 地域資源を活用した物産振興

(2) 中心市街地の活性化

- ① 中心市街地活性化基本計画の推進
- ② 遠野まちなかの賑わい創出
- ③ 宮守まちなかの賑わい創出
- ④ 日常生活に密着した地域商業拠点の育成

(1) 商工業の振興による雇用創出

現状と課題

新規学卒者を中心とする若年層の人口流出を抑制するためにも、雇用の場の確保は喫緊の課題です。

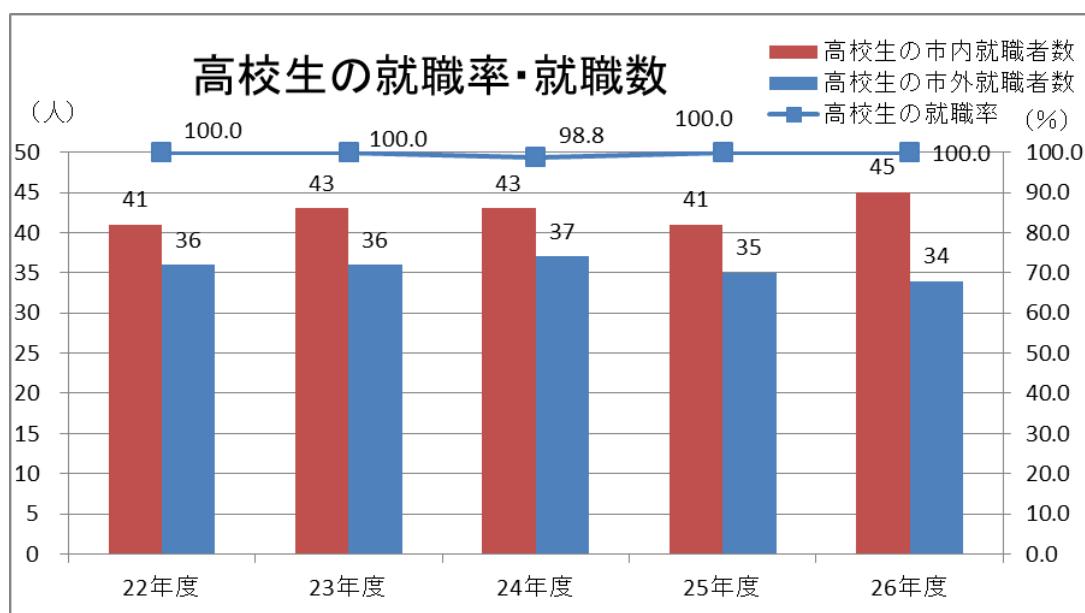
地域経済の活性化を図るためにも、製造業をはじめとする民間企業の設備投資を促進し、さらなる雇用の場の確保を図る必要があります。このためにも、遠野東工業団地の造成を行うほか、企業ネットワーク活動を支援するなど、ものづくり産業に関わる企業の成長を支援し、地域の産業集積と企業立地を積極的に進めていく必要があります。

また、中小企業の事業環境の整備及び経営基盤の強化を図るために、新商品開発や既存商品改良、産学連携による協働研究等への伴走型の支援を行うため、商工会等の支援機関や金融機関との連携体制の構築が必要です。

このほか、市民によるコミュニティービジネスの起業化や企業の経営革新事業への取組などの新しい動きをさらに事業化に結び付けるため、創業支援や事業承継に対する支援を推進していく必要があります。

また、「日本のふるさと再生特区」として認定されたぶろく製造や、ホップを活用したTKプロジェクトなど、地域の特性と資源を生かした多種多様な試みを更に加速させるために、6次産業化、農商工連携、地産地消を推進するほか、地域の知の拠点である大学等研究機関との連携により、更なる付加価値を高める取組を展開していく必要があります。

今後も、遠野ならではの特徴ある事業展開を促進し、地域経済の活性化を図っていくことが重要となります。



施策の方向

① 雇用の維持・確保の推進

- 若者、女性、高齢者等、働くことを希望する人が就業できるよう、雇用の維持・確保や新たな雇用の創出を推進します。
- 市内の高校生の事業所見学や就業体験などを通じて、市内の企業に対する認知度の向上を図り、若者の地元定着を促進します。
- 事業活動の生産性向上につながる技能研修や職業訓練の充実を図り、仕事で活躍できる人材育成を促進します。
- 住環境の充実を図るなど、仕事と生活の双方の調和を推進します。

② ものづくり産業の振興

- 法令等に基づく税の減免や補助制度などの支援措置の充実を図るほか、ものづくり産業拠点としての工業団地の整備を行い、新たな雇用を伴う企業の設備投資を促進するための条件整備に努めます。
- 企業間連携を促進し、先端技術導入や新発想の誘発を図るとともに、市内ものづくり関連企業の定着を促進します。

③ 生活を支える商業振興

- 伝統文化などの豊かな地域資源を活用した「遠野ブランド」の確立・発信など、まちの魅力を高める商業の振興を促進します。
- 小売・流通事業者と異業種の連携などにより、日常生活を支える買い物機能の維持を図るほか、店舗への集客型販売のほか、消費者への接客型販売の導入などの利便性向上を促進します。
- 商店街の街路灯をLED化し、景観形成と維持管理の軽減を図ります。

④ 地域資源を活用した物産振興

- 6次産業化や地産地消、農商工連携など、多様な主体の連携による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や既存商品の改良による付加価値向上を促進します。
- 大学等研究機関の優れた技術と知的資産を活用しながら、地域資源の付加価値向上に資する調査・研究を推進します。
- 地域資源を活用した商品の販路を開拓するため、商談会、展示会などへの積極的な出展を促進します。

ものづくり産業振興ワーキンググループ

●テーマ 法人資産総額の増加にむけて

●目標 若年層の人口流出を抑制するためにも、雇用の確保が必要です。そのためには、企業誘致の促進と地元企業の設備投資、人材育成の取り組みを行うことにより、企業（法人）の事業活動が活発となり、そのための事業用資産（法人資産）の増加につながります。法人資産総額を現在の 350 億円から 32 年度には 370 億円まで増加させる取り組みを促進します。

●方策

◎市民の役割

<企業>

- 事業活動の拡充。
- 若者雇用の確保。

<金融機関>

- 金融支援。

<商工会>

- 中小企業支援策の展開。

<電力会社>

- エネルギーの安定供給。

◎行政の役割

<市>

- 市内企業の情報収集及び情報提供。
- 企業誘致活動、雇用を伴う企業の設備投資への支援。
- 人材育成等研修機会の提供。

<国、県>

- 広域的な産業振興施策の展開。
- 広域的な産業基盤の整備。
- 人材育成等研修機会の提供。

<教育機関（高等学校等）>

- 市内企業の情報提供。
- 工場見学、インターンシップの実施。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
329	市内従業者数	人	10,775	—	10,780	—	—	10,785	32 年度に、10,785 人の市内従業者数を目指す。(商工観光課)
330	就職希望の高校生の就職率	%	100	100	100	100	100	100	市内に就職を希望する高校生の就職率 100%を目指す。(商工観光課)
331	市内の法人数	社	634	637	640	643	646	649	32 年度に法人市民税の納稅義務者数 649 社を目指す。(商工観光課)
332	製造品出荷額	億円	403	404	405	406	407	408	毎年度 1 億円の増加を目指す。(商工観光課)
333	年間商品販売額	億円	317	—	320	—	—	325	32 年度に年間商品販売額 325 億円を目指す。(商工観光課)
334	法人資産総額	億円	350	358	361	364	367	370	32 年度に事業用資産(法人資産) 370 億円を目指す。(WG・雇用定住環境整備室)
335	大学等研究機関との共同研究	件	1	1	1	1	1	1	毎年度大学等研究機関との共同研究実施件数 1 件を目指す。(商工観光課)
再掲	6 次産業化関連効果額	億円	16.5	17.0	17.2	17.3	17.4	17.6	32 年度に製造品出荷額(食料品のみ) 及び特產品販売額並びに農産物直売所売上額 17 億 6 千万を目指す。(商工観光課・農家支援室)
336	商店街街路灯 LED 化促進事業	団体	2	2	4	6	8	10	街路灯 LED 化に取り組み商店街の維持管理の軽減を図る。(商工観光課)



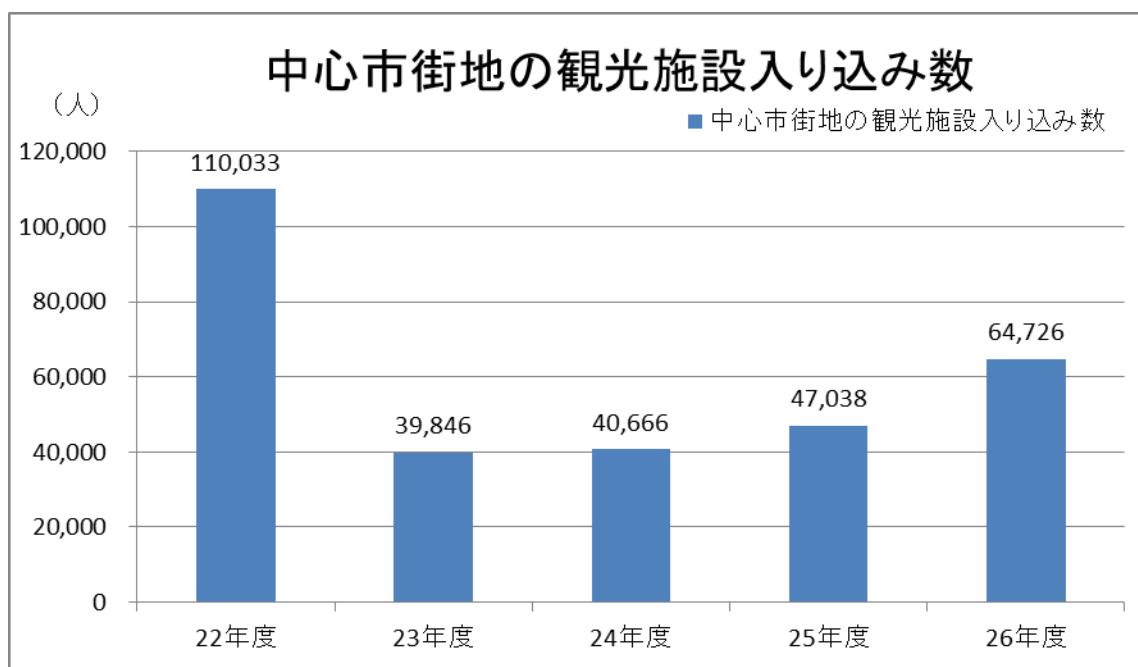
(2) 中心市街地の活性化

現状と課題

道路環境の整備とモータリゼーションの進展、消費者ニーズの多様化により、国道283号バイパス沿線には、広い駐車場を備えた大型店が多数出店し、商業の集積が進んでいます。一方、「まちの顔」とも言うべき中心市街地の空洞化には歯止めが掛からず、その衰退が深刻な課題となっていることから、中心市街地の活性化のために、ハード事業・ソフト事業の両面から様々な施策を展開してきました。

平成21年3月には、国から中心市街地活性化基本計画の認定を受け、遠野ならではの文化を生かしながら各種事業に取り組み、一定の成果を上げることはできましたが、東日本大震災の影響等もあり、5カ年の計画期間終了後において、中心市街地の入込客数や街なか歩行者の増加等、本計画の目標を達成するには至りませんでした。

第2期中心市街地活性化基本計画に沿ったまちなか賑わいの起爆剤として、市役所本庁舎を中心市街地の中心部に整備することから、官民協働のもと中心市街地の活性化に向けて一層の取組が必要です。



施策の方向

① 中心市街地活性化基本計画の推進

- 中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地に賑わいを創出するため、観光客

や子育て世代、高齢者が安心して楽しく回遊できる遠野らしいまちづくりを推進します。

- 中心市街地活性化基本計画の着実な推進のために、中心市街地活性化協議会をはじめとする関係団体との連携を密にし、計画の具現化に努めます。

② 遠野まちなかの賑わい創出

- 空き店舗対策を中心に、中心市街地の活性化施策を実施するほか、まちなか観光の充実による交流人口の増加に努めます。
- 新たに建設される市役所本庁舎やJR遠野駅を中心とする市街地を、市民や観光客等にとって利便性が高く、親しみやすい、本市の顔として整備します。
- 中心市街地活性化センター（とぴあ）や、市立図書館・博物館、とおの物語の館など、中心市街地の各施設の活用を図るとともに、商工会等の関係団体と連携を図りながら、商店街の活性化に努めます。
- まちなかの賑わい創出を図るため、商業者の自発的なコンセンサス形成の支援や消費者を巻き込んだ事業の推進を支援します。
- 「全ての世代が安心して楽しく回遊できるまちづくり」の観点から、施設のユニバーサルデザイン化を進め、子育て世代や高齢者の生活空間の創出と、新たな市民コミュニティーの形成に努めます。
- 遠野テレビ等の情報発信媒体を活用し、まちなかの賑わい創出を図ります。
- 遠野まちなか再生地区（第2期）都市再生整備計画に基づき、駅前通りの電線無電柱化、ポケットパーク再整備、新穀町通りの歩道融雪化を図ります。

③ 宮守まちなかの賑わい創出

- 宮守まちなか再生地区都市再生整備計画に基づき、（仮称）宮守中心市街地活性化センターを地域コミュニティー拠点とし、地域資源を生かした快適な居住環境の形成と魅力あふれるまちづくりを推進します。

④ 日常生活に密着した地域商業拠点の育成

- 日常生活の利便性向上に向けて、商工会等の関係団体と連携し、商店街の魅力づくりを支援します。
- 平成30年に全線開通予定の東北横断自動車道釜石秋田線による交通動態の変化に対応する商業施設等の柔軟な運営や商業活動の促進を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
337	中心市街地の観光施設入り込み数	人	64,726	80,000	90,000	100,000	100,000	100,000	中心市街地の観光施設等の入り込み数100,000人を目指す。(商工観光課)
338	中心市街地通行車両・歩行者数	人	3,610	3,716	3,822	3,928	4,034	4,141	減少傾向が続いている中心市街地の歩行者数の増加を目指す。(まちづくり再生担当)
339	空店舗利用件数	件/年	2	2	2	2	2	2	毎年度、空き店舗改修助成を利用し、市街地に新規出店した事業者2件を目指す。(WG・商工観光課)
340	道の駅宮守入込数	人/年	321,440	327,910	331,180	334,500	337,840	341,220	1年毎に1%の増加を目指す。(地域振興課)



③ 観光と交流のまちづくり

観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取り組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組みます。

交流においては、遠野ツーリズムの推進や全国の自治体、企業、大学及び民間を含めたネットワークづくりを行い、交流人口の拡大を図ります。また、「で・くらす遠野」の活動により、全国の遠野ファンの拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口や空き家バンクを充実させ、定住人口の拡大を目指します。

政策の体系

3 観光と交流のまちづくり

(1) 観光の振興

- ① 官民一体となった観光計画の立案
- ② 国際的な集客推進
- ③ 観光情報の充実
- ④ 観光のメニューの充実
- ⑤ 受入機能の強化

(2) 交流から定住への推進

- ① 遠野ツーリズムの充実
- ② 遠野ファンの全国展開
- ③ 定住促進

(3) 地域間交流の推進

- ① 地域間の交流の推進

(4) 国際交流の推進

- ① 国際化に向けたまちづくりの推進
- ② 国際性豊かな人づくり
- ③ 姉妹都市との交流促進

(1) 観光の振興

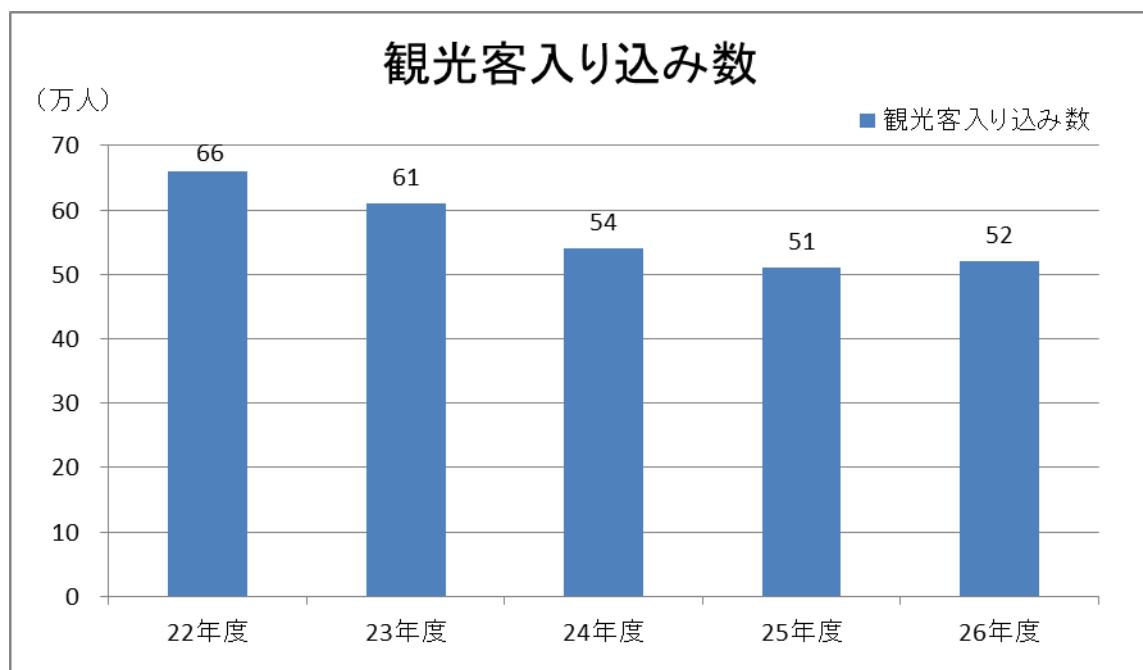
現状と課題

近年の観光旅行の形態は、人々の価値観の多様化に伴い「団体旅行」から「個人・小グループ」へ、「見る」観光から「体験・交流型」観光へ、さらに歴史・文化や自然とのふれあい、心のやすらぎ、癒しを求める観光に変化してきています。

このような中で、観光客入り込み客数や宿泊客数は減少傾向にあり、通過型観光・滞在型観光の両面における魅力創出が課題となっています。

これからは、『遠野物語』に代表される固有の地域資源を最大限生かし、国内外へのPRを強化し、観光客のニーズに対応した遠野ならではの「着地型観光」を推進することが重要な視点となります。

また、平成30年に全線開通予定の「東北横断自動車道釜石秋田線」利用による観光客の動線の変化が想定されることから、より一層の周辺市町村との広域的な連携と、受け入れ体制の充実が必要となります。



施策の方向

① 官民一体となった観光計画の立案

- 観光施策は自治体の総合力という観点から、官民一体となり、それぞれの役割を踏まえ、観光客ニーズに対応した観光計画の立案と投資を検討します。
- 観光施策は自治体の総合力という観点から、実践的で戦略的な観光計画の立案と投

資を検討します。

- 実際の観光客の動向等の定期的な把握と費用対効果を意識し、適宜施策の効果検証を行ないます。

② 國際的な集客推進

- いわて花巻空港からのアクセス、日本の原風景・独自の文化等の資源を生かす事により、外国人観光客の誘致を図ります。
- 四季折々の風景や、遠野物語の魅力をPRするなど、台湾などの諸外国からの集客を積極的に進めます。

③ 観光情報の充実

- 遠野観光交流センター「旅の蔵遠野」や道の駅「遠野風の丘」を中心とした観光案内機能の充実と交流拠点施設「遠野ふれあい交流センター」や市内宿泊業、観光関連業の情報提供機能の充実を図ります。また、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した情報環境整備にも取り組みます。
- インターネットホームページや雑誌等の媒体の企画広告、イベント等を通じて、「永遠の日本のふるさと遠野」のイメージを前面に出した誘客宣伝を首都圏等や、いわて花巻空港との直行便が就航する台湾等の諸外国を中心に広く展開します。

④ 観光メニューの充実

- 神社・仏閣をめぐる「遠野お遍路物語」、「遠野七観音めぐり」や「遠野三山巡り」などの自然・歴史・文化的観光コースの整備を進めるとともに、茅葺家屋の保存や地域に伝わる郷土芸能とまつりの取組を大切にし、通年観光に対応できる観光メニューの充実を図ります。
- 「遠野遺産」などの地域資源、遠野の宝をさらに発掘し、磨きをかけ、観光資源の体系化を図るとともに、観光メニューとしての活用を図ります。
- 遠野市立博物館やとおの物語の館を中心とした、まちなか観光を推進します。
- 地域資源を生かした郷土料理、どぶろくなどのPRを積極的に展開します。
- 市内で日常的に食されているジンギスカンを始めとする郷土料理、食材など「おいしい食」のPRを進め、観光メニューとしての充実を図ります。
- 釜石線沿線自治体と連携し「SL銀河」を核とした誘客を図ります。
- 単独での取組には限界があることから、広域的な取組を視野に入れ、特にも県南広

域振興局管内自治体、釜石線沿線自治体とのより一層の連携を図り、回遊メニューを創出し、来訪者増に取り組みます。

⑤ 受入機能の強化

- 観光・交流施設整備保全事業、伝統かやぶき屋根再生整備事業を継続し、観光施設の整備・充実を図ります。
- これからの観光は、スローライフやグリーン・ツーリズムに関連する滞在型観光の増加が期待されることから、かやぶき屋根の古民家や生活に密接な四季折々の風景、両テーマに合致する遠野らしさのふるさと感を生かせる滞在につながる機能の体制整備を進めます。
- 外国人観光客の来訪に際して、外国語に堪能なガイドの育成、観光パンフレット等の多言語化などを進め、受入れ機能の強化に努めるとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した情報発信を進めます。
- 若年語り部の育成や学校の部活動等との連携を図るとともに、夏休み等においては、高校生ガイドによる現地ツアーの実施等に取組みます。



観光ワーキンググループ

●テーマ 入込み客数増へ向けた取組み

●目標 観光客入込数(道の駅利用者含む・含まず両方)、日帰り旅行者数は、震災前から大幅に落ち込んでおり昨年度の実績を現状としてとらえ、微増に向け取り組むこととします。宿泊者数は、昨年度実績には沿岸復興関係業者が含まれており、純粋な観光客の宿泊数値となっておらず、下方修正が必要と判断します。外国人観光客数については、台湾からの観光客、平成31年のラグビーワールドカップ、平成32年の東京オリンピック等外国人観光客増を想定し、受入体制整備・PRを展開します。

●方策

◎市民の役割

<観光関係者(施設・宿泊)>

- 来訪者の動向、ニーズ調査実施。
- ニーズ調査結果を踏まえ、ターゲットを絞ったPR活動。
- 受入体制、環境整備(wi-fi、インバウンド対応も含む)。

<市民>

- 来訪者への挨拶運動推進。
- 地域の環境整備活動。

◎行政の役割

<観光マーケティング委員会>

- 観光関係者で現時点では、商工観光課で事務局を持っているが、将来的には観光協会へ引継ぎ、市内観光関係者を横断的に調整できる体制整備を目指す。

<観光関係者へのバックアップ>

- PR活動、受入体制・環境整備等に向け、情報提供やアドバイスを行い、円滑な活動へ誘導する。

<市民協力の要請>

- 挨拶運動、環境整備推進。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
341	観光客入り込み数(道の駅を含まない)	万人 /年	52	54	55	56	57	58	毎年度1万人の増加を目指す。 (観光WG・商工観光課)
342	道の駅利用者を含む観光客入り込み数	万人 /年	184	185	186	187	188	189	毎年度1万人の増加を目指す。 (観光WG・商工観光課)
343	日帰り旅行者数	万人 /年	175.4	177.2	178.0	178.8	179.6	180.4	32年度までに日帰旅行者数180万人を目指す。 (観光WG・商工観光課)
344	宿泊客数	千人	86	78	80	82	84	86	32年度までに市内宿泊客数86千人を目指す。 (観光WG・商工観光課)
345	外国人観光客入り込み数	人	1,208	1,800	2,100	2,400	3,000	3,500	32年度までに市内を訪れる外国人観光客3,500人を目指す。 (観光WG・商工観光課)

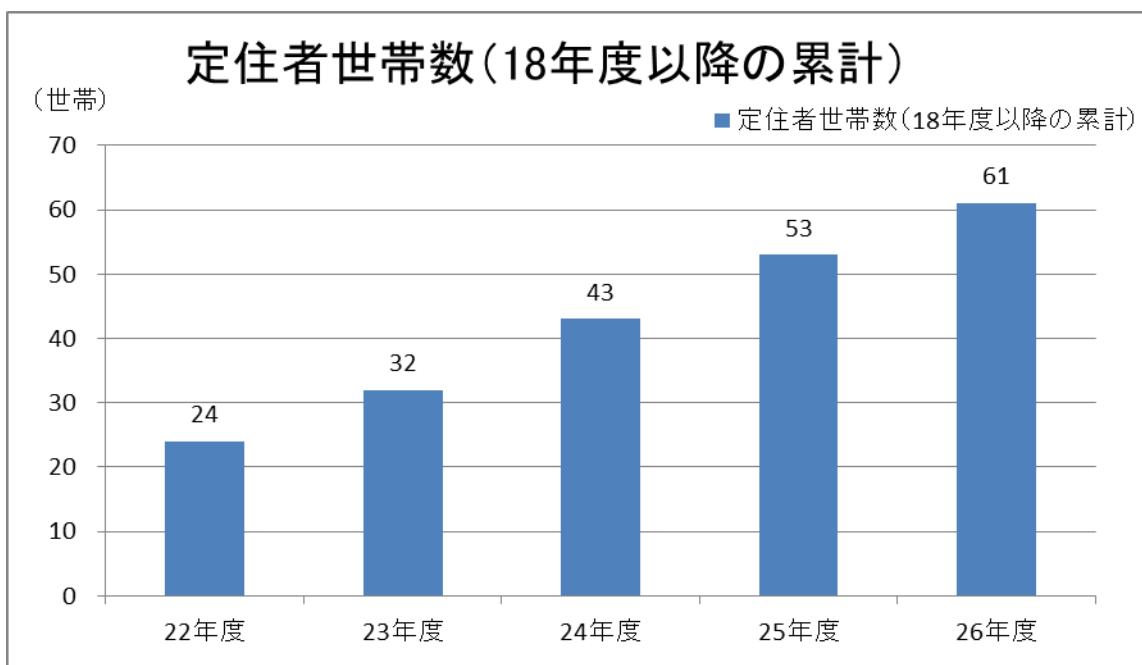
(2) 交流から定住への推進

現状と課題

これまで、本市における遠野ツーリズムの推進は、『遠野物語』に代表される歴史や文化、豊かな自然に育まれた農業・農村体験など、遠野の多面的なツーリズム資源と地域住民の「ぬくもり」と「もてなし」の心で交流の場を提供し、滞在型ツーリストと交流人口の拡大に努めてきました。

その結果、受け入れ環境の整備も進み、地域の特性を生かした市民が企画運営するツーリズム活動や様々な起業化につながり、NPO法人等と連携し、合宿型自動車免許取得とグリーン・ツーリズムのコラボレーションや東北ツーリズム大学の開催等、多様な活動を展開しています。

また、国民生活により身近な感覚で捉えられるようになってきた移住・定住は、多様化するニーズに対応した受け入れ環境の整備を進め、地域との融合や定住後のフォローも含めて地域一体となった取り組みを進める必要があります。



施策の方向

① 遠野ツーリズムの充実

- 遠野の自然や人間性の豊かさを求めてやってくる都市住民に対し、その舞台となる環境の充実を図り、「人・物・心」の交流促進が図られる遠野ツーリズムを推進します。

- 地域資源や特色を生かしたツーリズム活動と新たなツーリズムの魅力創出のため、地域住民や移住者の地域に根付いた視点を取り入れ、「ぬくもり」と「もてなし」の交流を促進していきます。
- 遠野早池峰ふるさと学校（旧大出小中学校）を、都市と農村の交流拠点施設の一つと位置付け、地域の特徴的資源を生かしながら、引き続き有効活用を推進します。
- 「NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク」と連携し、遠野をフィールドとした資源を生かした都市住民との交流の深化と定住の促進を図ります。

② 遠野ファンの全国展開

- ホームページや会報誌を発行しながら遠野の情報を積極的に発信し、遠野ファンの創出を目的とした「で・くらす遠野市民制度」の充実により、交流人口の拡大を図ります。
- 遠野ファンに対する特典の開発や見直しを行いながら、遠野への関心を高めていくとともに、継続会員の拡大に努めています。

③ 定住促進

- 移住希望者のニーズが多様化している中、本市の恵まれた自然・歴史・文化など地域資源の魅力を発信するとともに、教育・医療・福祉サービスの充実など安心安全な住環境の整備を行いながら、定住促進を図ります。
- 本市への移住に関する相談・サポート・情報発信などの窓口を一元化した「で・くらす遠野」を中心に市民や市内外の関係機関と連携を深め、きめ細かいサービスと情報提供の充実に努めます
- 区長会や農業委員会などを通じて、地域住民への定住に対する理解を深めていくとともに、空き家・農地等の情報や移住後のフォローなど、地域と一体となった環境づくりを進めます。
- 空き家等の存在とニーズをマッチングさせる仕組みとして空き家バンク等の機能を充実します。

市民と市職員による

交流から定住への推進ワーキンググループ

●テーマ 交流から定住への推進

●目標 「空き家バンク」と相談体制の充実を図り、毎年20世帯の移住を目指とし、現状の61世帯から平成32年までに160世帯まで増加させます。

●方策

◎市民の役割

- 様々な交流の機会に参画・参加する。
- 空き家の物件や情報の提供を行い協力する。
- 移住・定住が実現した際の良好なコミュニティーを形成する。

◎行政の役割

- 友好都市、交流市町村を中心に往来し交流する機会を提供する。
- 遠野ファンニで・くらす遠野市民会員を増やす。
- 「空き家バンク」と相談体制の充実を図る。
- 移住・定住を希望する市外の方のニーズと、条件にマッチする市内の物件やコミュニティーの環境などを対照して希望者に提案し、必要に応じ補助や支援をする。

みんなで取り組むまちづくり指標

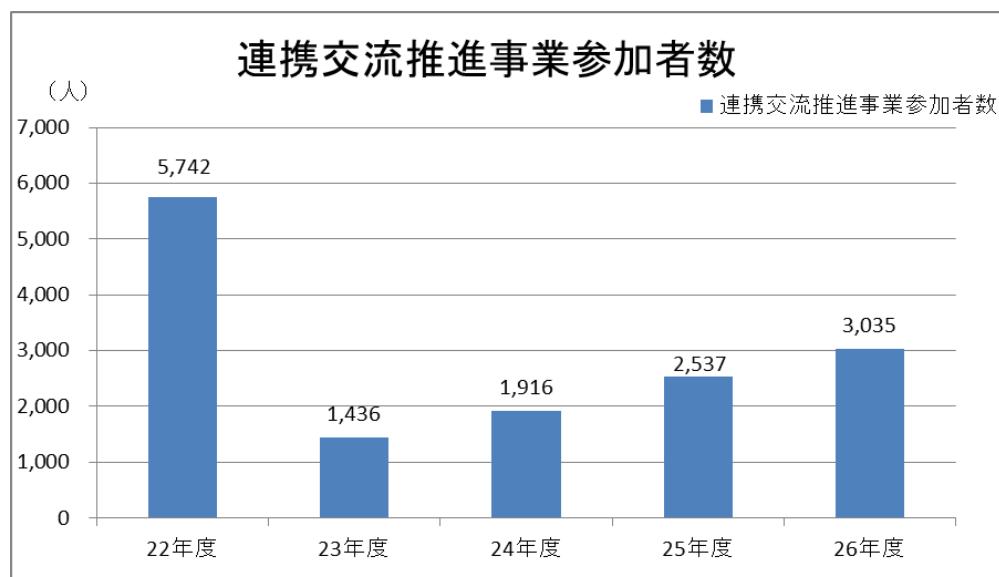
まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
346	農家民泊戸数 (累計)	軒	141	150	155	160	165	170	遠野ツーリズムの受入れ体制整備のため、民泊戸数を毎年5軒ずつ増やしていく。 (連携交流課)
※農家民泊→修学旅行や農家体験の受け入れを登録している農家									
347	定住者世帯数 (累計)	世帯	61	85	100	120	140	160	「空き家バンク」と相談体制の充実を図り、毎年20世帯の移住を目指す。 (WG連携交流課)
348	で・くらす遠野市民人口	人	300	300	300	300	300	300	遠野ファン=で・くらす遠野市民会員を毎年300人登録を目指す。 (連携交流課)

(3) 地域間交流の推進

現状と課題

本市の地域間交流は、東京都武蔵野市、三鷹市、熊本県菊池市、宮崎県西米良村、愛知県大府市及び兵庫県福崎町との友好都市交流をはじめ、南部藩にゆかりのある市町で構成する「平成・南部藩」の交流を行っています。

今後についても、それぞれの地域資源を生かした魅力ある交流を推進していくため、常に交流の在り方を検証しながら、地域間交流の充実を図っていく必要があります。



施策の方向

① 地域間交流の推進

- 友好都市等との市民交流や児童交流、物産交流を継続し、異文化体験による人づくり、まちづくりを進めるための各種事業の充実に努めます。
- 地域間交流を行っている都市などとの職員研修等による行政間の交流を推進します。
- 市民主体の交流が様々な分野で行われるよう支援を行っていきます。
- 交流の歴史や交流事業等について、ホームページなどの情報発信をし、地域間交流人口の拡大を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
349 連携交流推進 事業参加者数	人	3,035	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	交流人口の拡大のため、毎年 3,000 人の交流事業参加を目指す。(連携交流課)

(4) 国際交流の推進

現状と課題

本市では、イタリア・サレルノ市との姉妹都市交流をはじめ、一般財団法人遠野市教育文化振興財団によるアメリカ・チャタヌーガ市への中学生交流、市民のための国際理解講座、在住外国人支援等を実施しています。

今後はさらに、市民参加の機会を増やし、市民の国際理解を深めていくことが必要です。

施策の方向

① 國際化に向けたまちづくりの推進

- 観光パンフレットなどの多言語化によって、海外からの観光客に対応します。
- 多言語ホームページの整備などにより国際交流の推進を図ります。

② 國際性豊かな人づくり

- 國際的に活躍できる人材の育成を図るため、外国語指導助手などによる小中学校での国際理解教育を推進するとともに、中学生海外派遣事業の充実に努めます。
- 市民の国際理解を深め、多文化が共生できるまちづくりのため、国際理解講座や在住外国人のための日本語教室等の実施により、各種国際理解事業の充実に努めます。

③ 姉妹都市との交流促進

- 姉妹都市サレルノ市との交流が、市民の手で一層活発になるよう、さらなる情報収集や発信、関係機関との連携を含め、交流の促進を図ります。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
350	中学生・高校生の海外派遣数	人	9	9	9	9	9	9	中学生を対象とした海外派遣を支援する。 (生スポ課)
351	姉妹都市への市民派遣数	人	51	0	0	0	30	0	姉妹都市締結35周年に市民ツアとして派遣し交流を図る。 (生スポ課)



大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり

恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。

市民一人ひとりが、ふるさとに夢と誇りを持ち、長年にわたって培ってきた個性豊かな文化を大切にするまちづくりに取り組みます。また、家庭・地域・学校が連携を強化しながら、学校教育や生涯学習の充実を図ることにより、郷土を愛し支えていく人材の育成を図ります。

就学前教育においては、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園・保育所などとの連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携・交流の場を確保します。

学校教育においては、小・中学校が連携し義務教育9か年にわたる学習を充実させ、学力の向上に努めるとともに、児童生徒の知育・德育・体育のバランスのとれた教育活動により、「生きる力」の育成を図ります。また、「温かみと潤いのある学習環境」と「地域にとって開放的で親しみのある学校」を基本とした教育環境の整備を図ります。さらに、学校給食では、地域の食文化への理解を深める「食育」の推進を図りながら、地産地消拠点としての総合食育センターによる安心安全な給食の提供を推進します。

生涯学習においては、市民センターや地区センターを拠点として、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の自己実現と社会貢献を支援します。

芸術振興においては、優れた芸術に触れる機会の充実や、遠野物語ファンタジーに代表される市民の芸術活動を振興し、潤いのある市民生活と豊かな感性を備えた人材の育成を図ります。

郷土の文化においては、文化財の保護を通じて国指定重要文化財千葉家住宅や遠野遺産、郷土芸能などの文化的資産を次世代に継承するとともに、『遠野物語』をはじめとする郷土の歴史や民俗資料の収集・調査研究を進めながら遠野市史編さんに取り組み、その成果を広く発信して、文化によるまちづくりを進めます。

家庭・地域・学校の連携

生きる力の育成

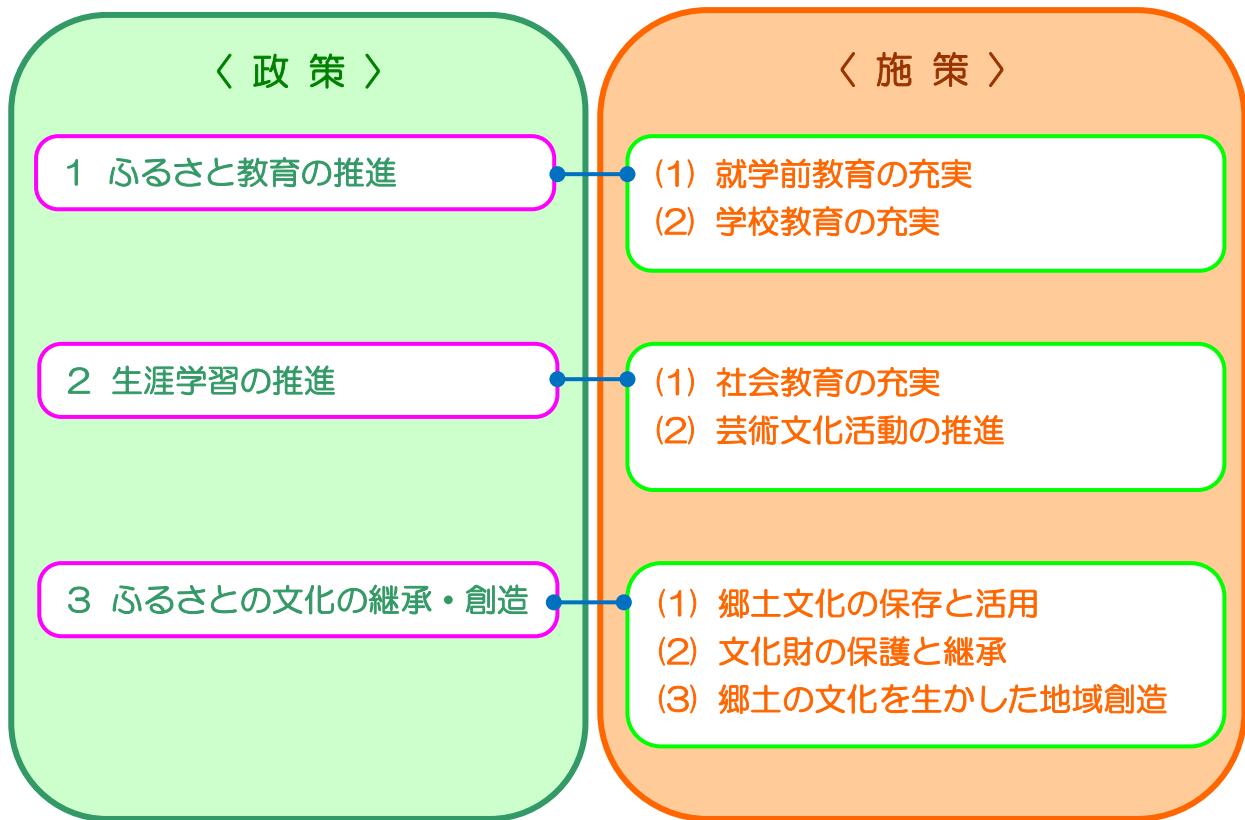
生涯学習の推進

豊かな感性を備えた人材育成

恵まれた文化を活かし、
夢を育む学びのまち

食育と地産地消の推進

文化によるまちづくりの推進



1

ふるさと教育の推進

就学前教育においては、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園・保育所などの連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携・交流の場を確保します。

学校教育においては、小・中学校が連携し義務教育9か年にわたる学習を充実させ、学力の向上に努めるとともに、児童生徒の知育・德育・体育のバランスのとれた教育活動により、「生きる力」の育成を図ります。また、「温かみと潤いのある学習環境」と「地域にとって開放的で親しみのある学校」を基本とした教育環境の整備を図ります。さらに、学校給食では、地域の食文化への理解を深める「食育」の推進を図りながら、地産地消拠点としての総合食育センターによる安心安全な給食の提供を推進します。

政策の体系

1 ふるさと教育の推進

(1) 就学前教育の充実

① 家庭や地域での教育

② 教育・保育の充実

(2) 学校教育の充実

① 教育内容の充実

② 教育環境の充実

③ 学校給食の充実

④ 学校と家庭、地域社会との連携

⑤ 高等学校への支援

(1) 就学前教育の充実

現状と課題

就学前の幼児期は心身の発達が著しく、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

本市においては、三世代同居や農家世帯も多いことから都市部より子育てしやすい環境にありますが、共稼ぎ家庭の増加や核家族化の進展など、家庭における養育の時間が不足しがちな傾向にあります。このため、幼稚園、保育所、家庭及び地域が連携し、幼児の成長を見守り、安心して自立に向けての基礎を身に付けることができる環境づくりを進める必要があります。

施策の方向

① 家庭や地域での教育

- 「遠野市わらすっこ条例」の普及・啓発活動を通じ、子育ての楽しさ、家庭における就学前教育のあり方、幼児向けのイベント情報や子育てに関する情報の提供の充実を図ります。
- 「キッズ元気アップ応援隊」による運動と遊びのプログラムを通じて、就学前幼児の体力の増進に努めます。
- 幼児の地域住民との交流や世代間交流を図り、大人が子育てにかかわる環境づくりを進めます。

② 教育・保育の充実

- 幼稚園・保育所と小学校、家庭、地域との連携を図りながら、幼児の健やかな育成と自主的・自発的な活動を促す環境づくりをめざします。
- 地域の食材や季節の食材で調理した給食を通して、幼児期からの食育に努めます。
- 保護者の就労形態等に応じた保育の利用時間の設定や在宅育児者への相談・助言、親子の交流の場の提供など、子育て支援の充実を図ります。
- 幼稚園及び保育所の定期的な巡回を通じ、特別な支援を必要とする児童の早期発見と療育教室による療育支援に努めます。
- 私立幼稚園については、園児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、園の健全な運営を支援し、私立幼稚園での教育の充実を促進します。

みんなで取り組むまちづくり指標（案）

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
401	キッズ元気アップ教室 参加者数（延べ人数）	人	1,573	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	幼児期から体を動かす楽しさを実感させ、体力向上を推進する。（生スポ課）



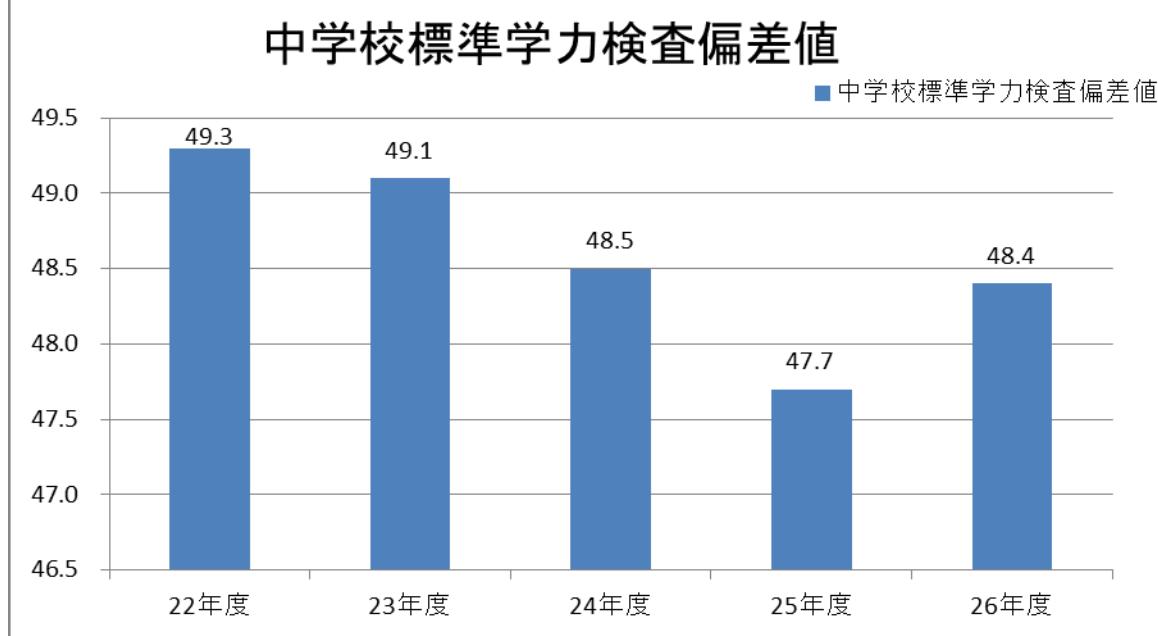
(2) 学校教育の充実

現状と課題

少子化の進行、高度情報化の進展など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になってきています。具体的には、児童生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ力を育成し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成し、子どもの個性を生かす教育の充実が求められています。

また、児童生徒の減少が続く中、安心安全な学校生活を送るための学校施設・設備の整備や、質の高い教育を支えるための教材等の充実をさらに図っていくことが重要となっています。

安心、安全な学校給食の提供を継続するとともに、給食を通じて豊かな「食育」に心がける必要があります。



施策の方向

① 教育内容の充実

- 教職員の参画による目標達成型の学校経営の充実を図るためのまなびフェスト等の作成と学校評価の実施、校内での意図的・計画的人材育成と開かれた学校づくりを

推進するための「学校懇談会」の実施及び異校種間連携、「いわての復興教育」、キャリア教育の充実並びに地域の人材を積極的に活用し、郷土理解や郷土愛を育む「特色ある学校づくり事業」を実施し、学校経営の質的向上を図ります。

- 9年間の義務教育を見取る中学校区単位での研究・研修の充実、指導主事・学校教育専門員・外国語指導助手・学習指導講師の学校訪問による教職員の資質と指導力の向上、授業の充実及び各種研修会の実施と校内研究会の充実並びに諸調査を位置付けたPDCAサイクルによる授業改善を推進し、確かな学力の育成を図ります。
- 組織的な推進体制による道徳教育の充実、公益財団法人日本サッカー協会が行う「JFAこころのプロジェクト」とタイアップした「遠野わらすっこ『夢の教室』」の開催、地域の自然、歴史や文化、環境等の郷土理解と郷土愛を育てるふるさと教育及び読書活動、体験活動、ボランティア活動の充実並びに生徒指導の3機能を生かした教育活動、学級経営の充実を図り、人間性の育成に努めます。
- スクールカウンセラーや教育相談員等による相談、指導の充実等を図り、いじめ、問題行動、不登校等への迅速かつ組織的な対応に努めます。
- 体力・運動能力を向上させる学校体育及び望ましい生活習慣を目指した学校保健活動並びに東日本大震災の被害等を教訓とした防災教育と安全教育の充実を図り、健やかな体の育成に努めます。
- 組織的な関わりによる一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援及び各種研修会を実施し、特別支援教育の充実に努めます。

② 教育環境の充実

- 小学校は、日常生活に必要な内容を確実に習得させるため、日常生活圏の中で、地域とかかわりをもって教育課程を進めることを重視し、現在の11校を維持しますが、今後の更なる少子化の進展は、小学校の維持にも大きく影響しますので、注視していきます。
- 学校施設の耐震化率は100%ですが、児童生徒が安全かつ健康で心豊かな学校生活を送るため、老朽化した学校施設及び設備の計画的な整備や維持補修の適切な対応を進めます。整備に当たっては、木造化・木質化をはじめとする環境にやさしい学校づくり（エコスクール）や地域開放型の学校をめざします。
- 学校施設のより効果的かつ効率的な管理及び整備を図るとともに、地域の実情に応じて学校施設と公の施設の複合化にも努めます。
- 学校図書・教材備品・ICT環境の充実、スクールバス等の通学対策の充実、就学援助等の教育費の支援など児童生徒への質の高い教育を支える環境整備を推進しま

す。

- 教育上特別な支援を要する児童生徒のニーズに応じた特別支援教育の環境の充実を図るとともに、岩手県立花巻清風支援学校遠野分教室小学部及び中学部の充実に取り組みます。

③ 学校給食の充実

- 安心安全な学校給食の提供を継続するとともに、生産者の思いが伝わる地元食材を積極的に活用し、郷土料理を生かしたメニューの提供や健康のための「やさしい味付け」など「食育」の推進を図ります。

④ 学校と家庭、地域社会との連携

- 市内小学校単位に組織されている地域教育協議会と連携しながら、学校、家庭、地域の密接な協力体制のもと、児童生徒の健全な育成に努めます。
- スポーツ少年団活動や地域の子ども会での遊びや体験活動・ボランティア活動など、異なる世代間や高齢者との交流の機会づくりを促進します。

⑤ 高等学校への支援

- 経済的な事由により修学が困難である優秀な生徒や学生に対し、遠野市奨学資金貸与事業において、学資の貸与を行い、有能な人材の育成を図るとともに、Uターンにより市内での就職・定住を促進する取組の実現に努めます。
- 生徒が将来の夢や希望に応じて進路を主体的に選択し、意欲的に学習できるよう、中学校と市内県立高等学校との連携を密にし、高等学校教育の充実及び魅力の発信を支援します。
- 農林業から馬事文化、情報化、国際交流、ふるさと学習まで、幅広い分野における地域の特性を生かした人材を育成するため、市内県立高等学校との連携を図ります。
- 市内県立高等学校の教育環境の充実や進学・就業支援を積極的に推進し、市民、地元企業、団体、行政が一体となって生徒を守り育てる体制を整えます。
- 岩手県教育委員会が進めている今後の県立高等学校再編成については、2校維持に向け対応していきます。

市民と市職員による

ワーキンググループ『ぱすぽる』

●テーマ 地域の食文化や産業の理解

●目標 地産地消は地域の食文化を育み農畜産業を支えることから、学校給食に使用する遠野産食材の割合を65%と設定し、これを達成する取り組みを進めます。

●方策

◎市民の役割

- 生産者の情報（生産状況など）を使用者側に届ける。
- 安全安心な食材供給のための学習会などに参加する。

◎行政の役割

- 旬の時期に合わせた献立作成をさらに心掛ける。
- 根菜類の使用期間を調整する。
- 長期保存できる設備のための支援（補助）を行う。
- 安全安心な食材供給のためのスキルアップを図る（学習会実施等）。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
402	小学校標準学力検査偏差値	偏差値	53.8	53.8	53.8	53.9	53.9	53.9	全国標準学力検査（NRT）の結果をもとに、課題を分析しつつ学力向上を図る。（学校教育課）
403	中学校標準学力検査偏差値	偏差値	48.4	48.5	48.5	48.6	48.6	48.6	全国標準学力検査（NRT）の結果をもとに、課題を分析しつつ学力向上を図る。（学校教育課）
404	学校給食に使用する遠野産食材の割合	%	65.3	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0	遠野産食材を積極的に使用し、地域の農畜産業や食文化の理解「食育」の推進を図る。（WG・総合食育推進課）



2 生涯学習の推進

生涯学習においては、市民センターや地区センターを拠点として、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の自己実現と社会貢献を支援します。

芸術振興においては、優れた芸術に触れる機会の充実や、遠野物語ファンタジーに代表される市民の芸術活動を振興し、潤いのある市民生活と豊かな感性を備えた人材の育成を図ります。

政策の体系

2 生涯学習の推進

(1) 社会教育の充実

- ① 総合推進体制の整備
- ② 家庭や地域教育の充実
- ③ 成人教育の充実
- ④ 高齢者教育の充実
- ⑤ 青少年の健全育成と指導者の養成

(2) 芸術文化活動の推進

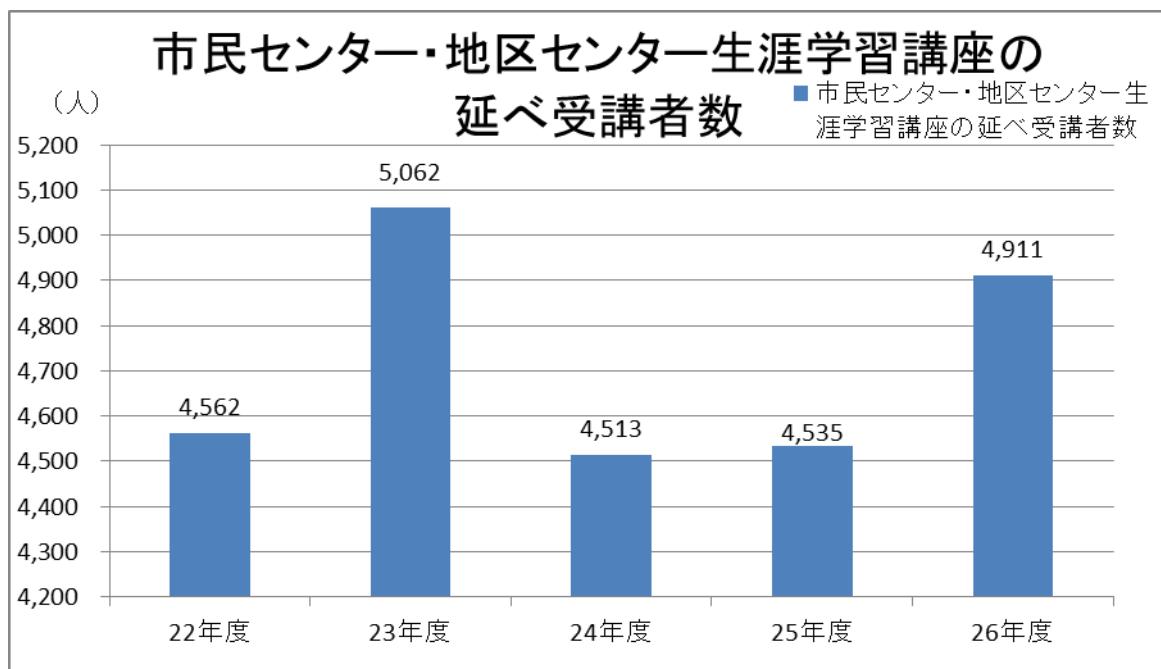
- ① 芸術文化団体の育成と支援
- ② 創作芸術文化活動の振興

(1) 社会教育の充実

現状と課題

本市では昭和 46 年 12 月にオープンした市民センターを中心に社会教育の充実を図ってきました。それと同時に市民憲章と花・鳥・木を制定し、各町の地区センターと一緒に社会教育の推進を図ってきました。また、平成 17 年、宮守村と合併を機に生涯学習のまちづくりを進めてきました。時代の流れとともに、個人生活の多様化や価値観の相違により、市民が求めるニーズも健康や福祉、環境、情報化など多岐にわたってきました。

市民が主体的に健康づくりや情報の活用、歴史・文化、工芸など様々な教室や講座等の学習機会を提供する場や仲間づくりの支援を図る必要があります。さらに、少子・高齢化、核家族化に伴う集落の過疎化の進行などによる、家庭や地域の教育力の低下などが課題となっています。



施策の方向

① 総合推進体制の整備

- 誰もが自ら学習できる環境づくりを総合的に進めます。
- 地区センターを生涯学習の活動の場として、気軽に集い活動できる環境づくりを推進します。

- 社会教育に係わるリーダーの発掘と育成に努めるとともに、講師の斡旋や細やかな情報の提供を行い、自主的グループ活動やサークル活動を支援します。
- 総合的な視野で公共施設と学校施設、公民館及び地区センターなどの社会教育施設の一体的、効率的な管理・整備を積極的に進め、市民が集い活動しやすい環境整備を図ります。

② 家庭や地域教育の充実

- 家庭における教育力の向上を図るため、小中学校や地域団体と連携し子どもの発育に応じた保護者の学習機会の充実や地域支援体制の確立を図ります。

③ 成人教育の充実

- 学びの出前講座の開催や市民講師の発掘・登録・紹介の仕組みを構築し、積極的・自主的な市民の学びの支援を図ります。

④ 高齢者教育の充実

- 高齢者が生きがいを持って、さまざまな地域社会活動に進んで参加できるよう、一人ひとりの希望に応じた多様な学習機会の創出と学習活動の支援に努めます。
- 高齢者が持っている知識や技能、幅広い経験を発揮できる活動の場や機会の拡充に努めます。

⑤ 青少年の健全育成と指導者の養成

- 青少年の健全育成と青少年組織の活動支援を関係機関の連携により充実します。
- 青少年に郷土理解の場を提供し、地域との関わりの中で心豊かな青少年を育む活動を実施します。
- 少年センターの少年委員を中心に地域が連携して、青少年の非行防止や有害図書の指導などを通じ環境浄化活動を推進します。
- 地域の指導者による青少年活動の支援や学習機会を提供し、青少年と地域の人とのふれあいの充実に努めます。
- 青少年活動に参加する人材の発掘・育成に努めるとともに、活動リーダー養成のための研修等の充実を図り、青少年団体の育成と自主的活動を支援します。
- 青少年活動において、高校生等が指導者としてボランティア活動できる場を設けます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
405	市民センター施設の利用件数（スポーツ施設除く）	件	4,657	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	生涯学習などの充実により、利用件数を維持する。 (市民協働課)
406	市民センター施設の利用者数（スポーツ施設除く）	人	186,011	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	生涯学習などの充実により、利用者数を維持する。 (市民協働課)
407	全講座における継続的な学習機会の割合	%	37.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	1コースが4回以上の講座の実施割合を毎年40%とする。 (生スポ課)
408	市民センター・地区センター生涯学習講座の延べ受講者数	人	4,911	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	受講者数の現状維持を図る。 (生スポ課)
409	家庭教育講座等の延べ参加者数	人	1,558	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	受講者の現状維持を図る。 (生スポ課)

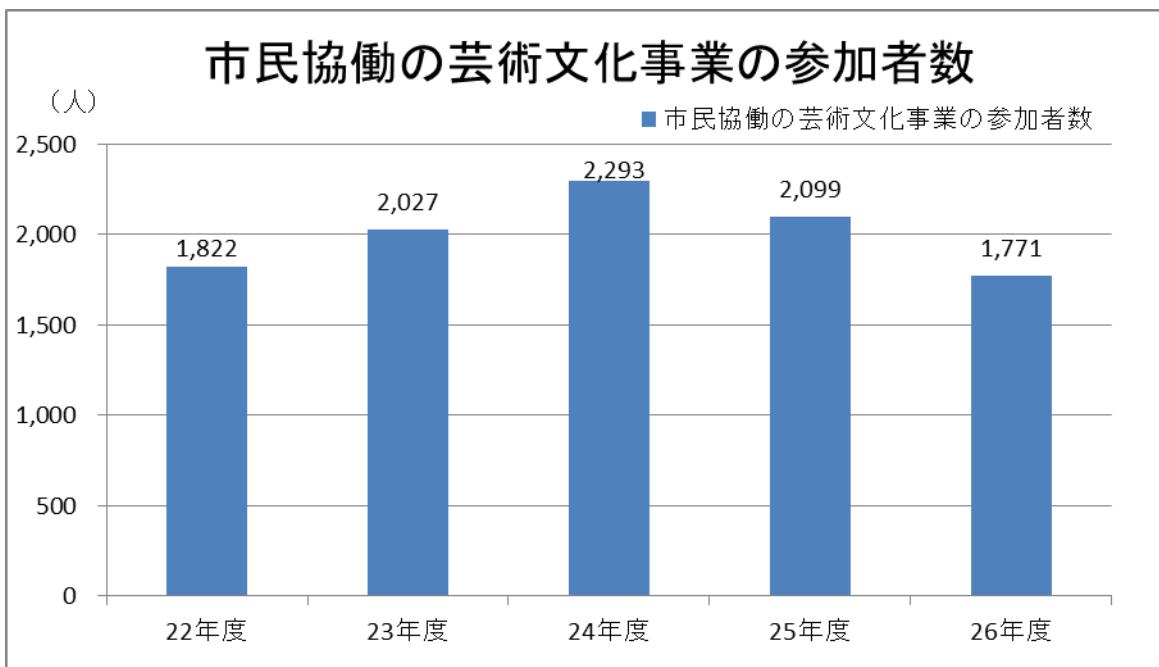


(2) 芸術文化活動の推進

現状と課題

本市には、民俗学の金字塔と称される『遠野物語』があり、今なお多くの人々を魅了しています。歴史や伝統に培われた昔話など遠野固有の文化を育み、地域に根差した芸術団体の育成と、優れた芸術に触れる機会の提供や「市民の舞台 遠野物語ファンタジー」に代表される、市民による芸術の振興を図ってきました。

一方では、芸術文化団体会員の高齢化や後継者不足、新規会員の確保が困難な状況にあります。市民センター及びみやもりホールを有効活用し活動を充実させることで、会員確保や団体育成を図る必要があります。



施策の方向

① 芸術文化団体の育成と支援

- 芸術文化団体の活動支援や発表の場の提供などに積極的に取り組み、市民の芸術・文化活動を支援します。

② 創作芸術文化活動の振興

- 「市民の舞台 遠野物語ファンタジー」など市民自らが行う優れた芸術・文化活動を振興し、芸術・文化活動の活性化を図ります。

- 芸術・文化活動の活性化を図り、優れた芸術に触れる機会を企画・実施し、潤いのある市民生活の創造に努めます。
- 市民センターバレエスタジオや遠野少年少女合唱隊の充実を図り、幼児期から芸術文化に親しむ機会と場を計画的に提供します。

市民と市職員による

芸術活動推進ワーキンググループ

- テーマ** 芸術活動の推進
- 目 標** 芸術・文化活動の活性化を図り、優れた芸術に触れる機会を企画・実施し、潤いのある市民生活の創造を実践する。

●方 策

◎市民の役割

- 参加、鑑賞を含めた芸術に親しむ環境づくりに努める。

◎行政の役割

- 「市民の舞台 遠野物語ファンタジー」など市民主導の企画運営支援
- 自主事業時のアンケートを実施し、次回事業の参考とする。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
410	自主事業の顧客満足度	%	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	自主事業後のアンケートにより次回事業に活かす。 (生スポ課)
411	市民協働の芸術文化事業の参加者数	人	1,771	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	参加者の増加を目指す。 (生スポ課)
412	市民協働の芸術文化事業の鑑賞者数	人	9,792	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	鑑賞者 8,500 人を確保する。 (生スポ課)

※芸術文化事業→バレエ・合唱隊発表会、市民芸術祭、遠野物語ファンタジー、芸術文化協会加盟団体の自主事業



③ ふるさとの文化の継承・創造

郷土の文化においては、文化財の保護を通じて国指定重要文化財千葉家住宅や遠野遺産、郷土芸能などの文化的資産を次世代に継承するとともに、『遠野物語』をはじめとする郷土の歴史や民俗資料の収集・調査研究を進めながら遠野市史編さんを取り組み、その成果を広く発信して、文化によるまちづくりを進めます。

政策の体系

③ ふるさとの文化の継承・創造

(1) 郷土文化の保存と活用

① 博物館活動の推進

② 図書館活動の推進

(2) 文化財の保護と継承

① 文化財調査・保護

② 郷土芸能活動の推進

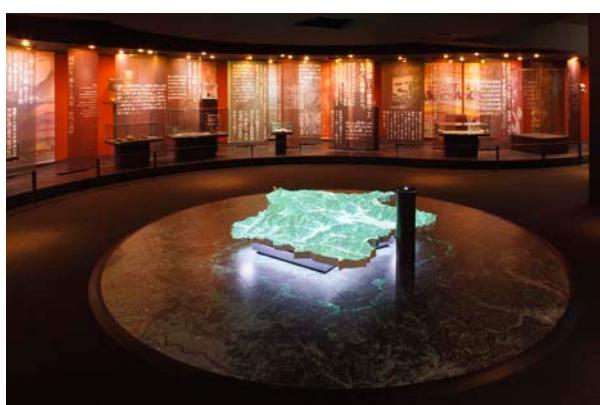
③ 遠野遺産の認定と保護活動及び活用の推進

(3) 郷土の文化を生かした地域創造

① 市史編さん事業の推進

② 郷土文化の研究・調査の推進

③ 次世代へのふるさと文化の継承



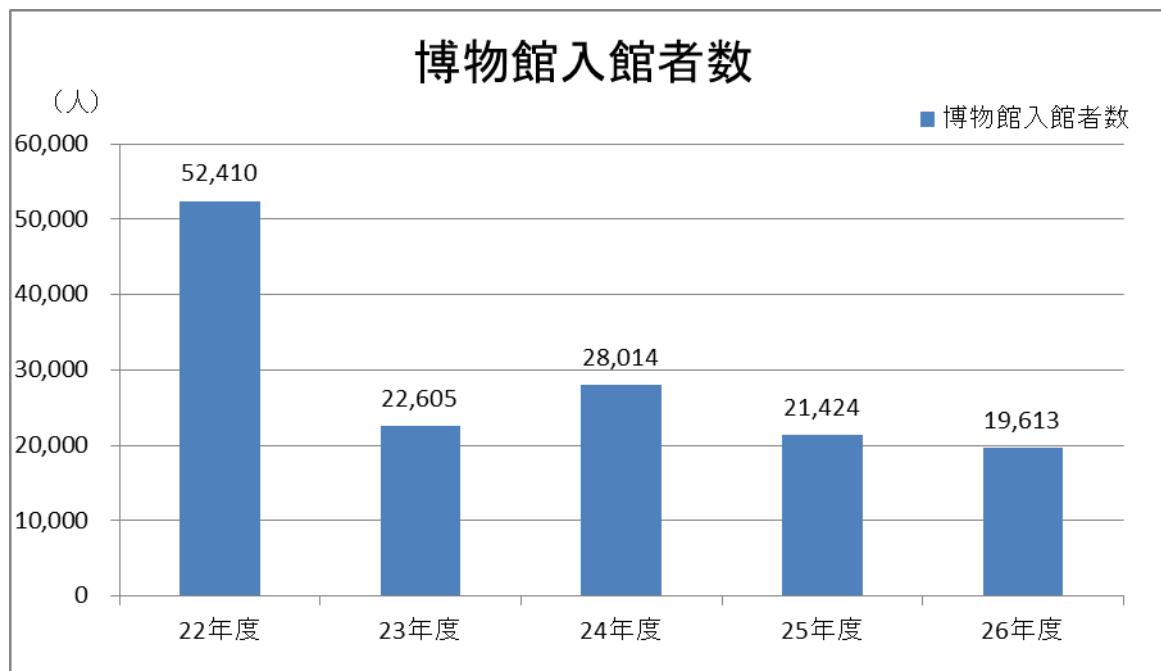
(1) 郷土文化の保存と活用

現状と課題

平成 22 年 4 月に図書館博物館を、遠野固有の民俗文化や『遠野物語』の世界を紹介する施設としてリニューアルしました。当施設は『遠野物語』の著者柳田國男が遠野を旅したときの印象を体感できるゾーン、遠野の「町」「里」「山」の暮らしや文化を紹介するゾーン、遠野の先人の業績やフィールド情報を検索できるライブラリー等を備えています。今後、遠野の郷土文化の保存・伝承を図り、後継者育成や調査研究をさらに進め、後世に伝えていく必要があります。

平成 25 年 4 月には「とおの昔話村」を「とおの物語の館」としてリニューアルオープンして、中心市街地の観光拠点として期待されています。

また、中心市街地の図書館利用者の利便性向上のため「まちなか図書館」の整備など、図書館活動の拡充に努める必要があります。



施策の方向

① 博物館活動の推進

- 郷土資料の収集と適切な保管に努めるとともに、郷土文化の調査・研究を進め、特別展の開催や研究図録の発刊などにより広く研究成果の公開に努めます。
- 各種講座や教室を企画・開催し、生涯学習や学校教育、商工、福祉など様々な分野との連携に努め、市民のニーズに応じた学習機会の提供と充実を図ります。

- 各種学術大会の誘致や研修の場を提供するなど、市内外の研究者や愛好家との交流と連携を深め、博物館活動の活性化を図ります。
- 博物館の補完施設として「遠野まちなか・ドキ・土器館」に埋蔵文化財を収蔵展示するとともに、小中学生の郷土学習や市民・観光客の学習交流施設として活用の拡大を図ります。
- 「とおの物語の館」を中心市街地の観光拠点に位置付け、展示の充実と語り部や郷土芸能などの魅力的な事業を実施し、まちなかのにぎわい創出を図ります。
- 貴重な郷土資料を適切に整理・保存し、未来に伝えるため、収蔵庫と収蔵資料の整備を進めます。
- 展示の充実を図るため、新規映像ソフトを定期的に制作し、映像機器等展示の定期的な保守管理及び更新を図ります。また、安全で快適な展示環境を維持するために本館及び分館の定期的な施設設備の更新を行います。

② 図書館活動の推進

- 小中学生への読書の普及と教育環境の充実に向け、学校図書館と連携し図書貸出の充実を図りながら、市立図書館、学校図書館、読書ボランティアとネットワークづくりを進めるとともに、市立図書館と学校図書館、児童館や福祉施設などの施設と連携しながら、施設貸出文庫の充実に努めます。
- 図書館に来られない市民の図書利用に供するため、移動図書館車の充実と効率的運行を推進し読書普及に努めます。
- 中心市街地に「まちなか図書館」を整備し、市民が読書に親しめる環境づくりに努めます。
- 読書に関する教室や展示に工夫を凝らし、学校やボランティアグループとの連携を図り、読み聞かせなどの活動を通じ、幼児期から読書に親しむ環境づくりと普及に努めます。
- 貴重な郷土資料や図書館資料及び情報を収集・整理・保存し、適切な管理に努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
413	博物館入館者数	人	19,613	20,000	20,200	20,400	20,600	20,800	平成26年度の入館者数を基準とし、毎年基準値の1%（200人）ずつの入館者の増加を目指す。（文化課）
414	博物館講座等の受講者数	人	944	950	950	950	950	950	平成26年度の実績値を上回る950人を目標値に設定し、人口減少が進む中でも、PRや講座内容の充実を図ることで実現を目指す。（文化課）
415	図書館の利用者数	人	17,008	16,300	16,000	15,800	15,500	15,300	平成26年度の利用率59%のため、利用率60%を目指す。（文化課）
416	市民への図書貸出冊数	冊	65,905	65,200	67,200	71,100	74,400	76,500	平成27年度利用者1人当たり3.8冊、最終年度5冊を目指す。（文化課）
417	移動図書館車の貸出冊数	冊	11,526	11,200	11,300	11,300	11,400	11,400	貸出冊数は平成27年度で4.1冊のため、最終年度4.5冊を目指す。（文化課）
418	学校図書館・児童館への貸出冊数	冊	12,510	20,900	21,100	21,200	21,400	21,500	貸出冊数を1校当たり小学校で50冊、中学校で40冊増を目指す。（文化課）



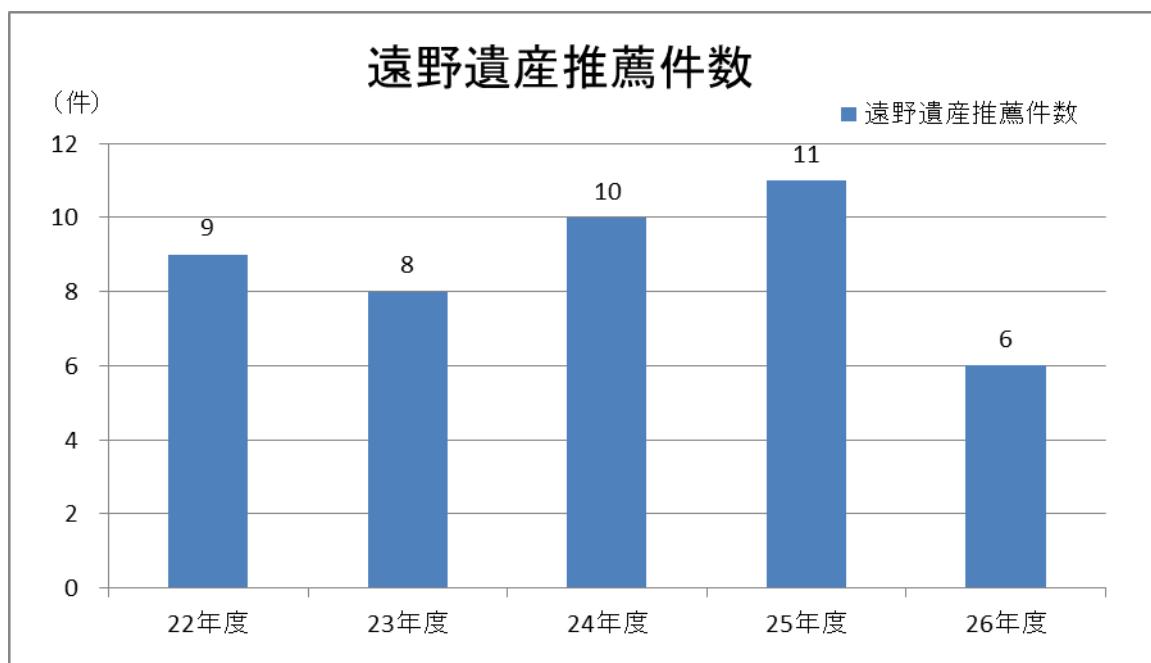
(2) 文化財の保護と継承

現状と課題

本市では、これまで市内に点在する豊富な文化財の掘り起こしと調査を重ね、重要な文化財を指定し保護に努めてきました。また、「遠野市民が愛する遠野らしいもの」として遠野遺産認定制度を創設し、地域が誇る有形・無形の文化的資源に光をあてながら地域の活性化を図る活動を推進してきました。

今後、さらに調査を進め、先人が残した市民共通の財産を後世に継承するとともに、地域づくり活動を通じて、郷土の文化に触れ・親しむ機会を提供していく必要があります。

郷土芸能においては、多様で希少な芸能が少子高齢化による後継者不足の進行によって継承・存続が危惧されています。後継者の確保・育成を柱として、各保存団体への支援の充実が求められています。



施策の方向

① 文化財調査・保護

- 文化財全般の調査・保護を継続しつつ、文化財行政を推進するため「歴史文化基本構想」の策定に取り組み、文化財を生かしたまちづくりとして一貫性のある遠野市の施策展開を目指します。
- 『遠野物語』の原風景としての景観を保全するため、国の重要文化的景観「荒川高

「原牧場」の計画的な保護に努めるとともに、「土淵山口集落」の保存事業を継続します。

- 国指定の重要文化財「千葉家住宅」は、遠野を象徴する建造物であり、平成28年度から計画的な改修事業を進めます。なお、主屋については、5年程度で改修を終え公開するなど段階的な改修・整備を行います。
- 国指定史跡綾織新田遺跡や国内最古級の市指定史跡金取遺跡などの重要史跡について、調査研究及び情報発信を推進し積極的な活用を図ります。
- 文化財の調査・記録、市の指定などによる適切な保護に努めるとともに、案内板・説明板の設置、文化財に関する冊子の更新を進めるなど、文化財の周知に努めます。
- 文化財について市民の理解と関心を深めるため、情報提供に努め、文化財に関する学習機会の充実に取り組みます。

② 郷土芸能活動の推進

- 郷土芸能の保存伝承を図るため、映像などの記録・保存に努めるとともに、伝統芸能文化伝承事業により、必要な物品・用具の整備などの支援を積極的に図ります。
- 遠野市郷土芸能協議会の活動を支援し、郷土芸能団体相互の協調と連携を図るとともに、郷土芸能の公開・発表の場の確保による後継者の確保・育成など、地域に伝わる無形民俗文化財の継承に努めます。

③ 遠野遺産の認定と保護活動及び活用の推進

- 遠野遺産認定制度の一層の周知、充実に努め、認定した遠野遺産の検証を行いながら、さらなる地域文化資源の掘り起こしと遺産認定を推進します。
- 遠野遺産認定を契機とした、市民と行政との協働による保護・活用事業の支援を図り、情報発信により魅力があり、誇りが持てる地域づくりの活性化を推進します。

遠野遺産認定事業ワーキンググループ

●テーマ ふるさとの文化の継承・創造

●目標 ふるさとの文化を育むまちづくりとして、遠野遺産推薦件数の増加をめざします。また、実際の遠野遺産保護活用活動に関わっている団体の割合を示す目標値を60%と設定し、認定後の遺産について検証する取り組みを進めます。

●方策

◎市民の役割

- 地域の見直し。
- 遺産保護活動の継続。
- 後継者の育成。
- 遺産活用の検討、実施。

◎行政の役割

- 遠野テレビを活用した情報発信。
- 観光と連携した情報発信。
- 関係課と連携した環境保護。
- 遠野遺産に対する市職員の全体的認識の深化。
- 遺産活用に必要な情報提供。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
419	指定文化財説明板設置件数 (累計)	基	88	90	91	92	93	94	老朽化した説明板の更新、看板未設置指定文化財、新規指定物件説明板を設置し周知する。 (文化課)
420	民俗芸能の映像記録件数 (累計)	件	22	24	25	26	27	28	郷土芸能について、毎年1件の映像記録を保存することにより堅実にデータを蓄積し、保存活用する。 (文化課)
421	遠野遺産推薦件数の増	件	141	144	145	146	147	148	文化的資産の保護と地域づくりの対象件数の増加を示す数値 (WG・文化課)
422	遠野遺産保護活用活動実施割合(実施団体数/認定件数)	%	—	60	60	60	60	60	遠野遺産の保護活用活動等の推進を図る。 (WG・文化課)



(3) 郷土の文化を生かした地域創造

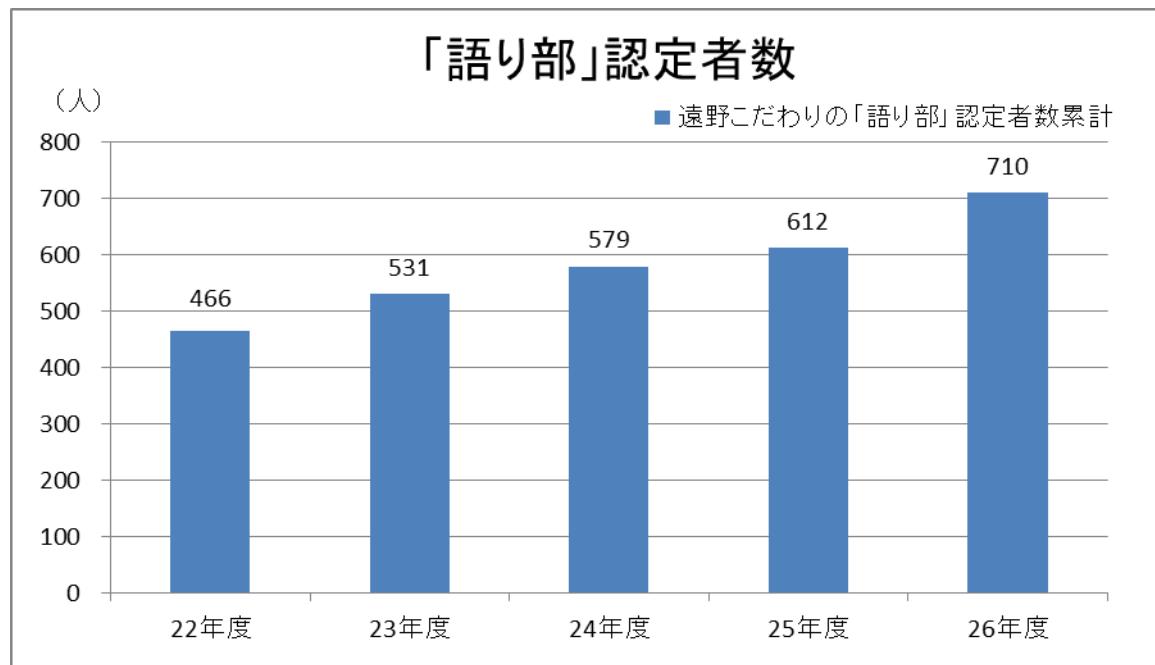
現状と課題

本市では、『遠野物語』発刊100周年を契機として、平成23年に「遠野文化研究センター」を創設し、文化による復興支援、文化を生かした「人づくり」「まちづくり」に取り組んできました。

その一方で、少子高齢化のため、ふるさとの文化を継承し、研究、発信する人材や団体が年々減少しています。このため、これまで推進してきた事業の更なる充実を図り、次代を担う「人づくり」を進める必要があります。

また、遠野市誕生後10年が過ぎましたが、根幹となる市の史料は、昭和50年代に刊行した旧「遠野市史」及び「宮守村誌」のみであり、近現代史料の散逸が懸念されているとともに、その後の歴史研究も大きな進展が見られます。

そこで、市史編さん事業に着手し、市民協働による資料収集・記録を通して、市民共有の財産として保存活用することで、未来を見据えた「まちづくり」の基盤とすることが求められています。



施策の方向

① 市史編さん事業の推進

- 遠野の歴史と文化を多角的に解明するとともに、未来を見据えた「まちづくり」の基盤となる市史編さんに取り組みます。

② 郷土文化の研究・調査の推進

- 遠野の文化に関する調査研究に努めます。
- 観光と産業振興、景観保全と環境、芸能や昔話、地域の宝などの遠野の文化を生かしたまちづくりに関する研究に努めます。

③ 次世代へのふるさと文化の継承

- 遠野文化フォーラムなどの講演・講座を開催し、遠野「語り部」1000人プロジェクトを進め、子どもから大人まで、次世代への文化伝承を担う「人づくり」に努めます。

市民と市職員による

遠野文化研究センター活動ワーキンググループ

●テーマ 次世代へのふるさと文化の継承

●目標 郷土の文化を生かした地域創造の一環として、遠野文化研究センター活動参加者人数を毎年400人と設定し、参加者の満足度については、市場顧客満足度調査のNSP（ネット・プロモーター・スコア）の考え方に基づいた質問に対して、11段階（0点から10点）で答えてもらい、平均6点以上を目指します。

●方策

◎市民の役割

- 市民協働で活動の企画、運営に参画する。
- 遠野文化研究センター活動に参加する。
- アンケートなどで事業を評価する。
- 活動を受けて市民自身が主体的に学び、研究する。
- 主体的な学びの成果を互いに教え合い共有する。

◎行政の役割

- 市民と協働で活動を企画、運営する。
- 遠野文化研究センター活動を実施する。
- 市民の主体的な学びをサポートする。
- 主体的に学ぶ市民の活動を発表する場を設ける。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
423	遠野文化研究センター活動の参加者	人	768	400	400	400	400	400	毎年度400人の参加者を目指す。 (WG・調査研究課)
424	遠野文化研究センター活動の参加者満足度（11段階評価）	点	—	6	6	6	6	6	活動毎の参加者にアンケートを行い、平均6点以上を目指す。 (WG・調査研究課)
425	遠野こだわりの「語り部」認定者数	人	710	800	850	900	950	1,000	文化の継承と「語り」でにぎわうまちづくりの実現のため1,000人の認定を目指す。 (調査研究課)
426	市史編さん事業進捗率	%	—	100	100	100	100	100	各年度、4項目＊の指標で事業進捗率100%と設定する。 (調査研究課)

* ①市史編さん委員会開催、②資料収集・調査、③刊行のための実務作業、④教育普及・広報



共に考え方支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

地区センターを中心としたコミュニティーの振興を図り、市民が自ら地域活動に積極的に参画し、市民と行政が共に考え、共に支えあう協働のまちづくりに取り組みます。また、効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、地域特性を生かした持続可能なまちづくりに努めます。

市民との協働においては、地域づくり団体などが、まちづくりを主体的に行うための地域活動への支援・連携・協力の仕組みを構築し、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。さらに、男女がともにあらゆる分野で、一層活動できる男女共同参画を推進します。

広報広聴においては、広報遠野やケーブルテレビなどを通じた分かりやすい情報提供と、市民が主体的に市政運営に参画できる「市長と語ろう会」の開催や「市政なんでも相談箱」などによる広報広聴の充実を図ります。

行財政基盤の強化においては、市税などの歳入確保、経費の節減と合理化、適正な公共施設の維持による持続可能な公共サービスの実現、補助金などの整理合理化などを進め、民間委託、民営化などの推進、事務事業を見直すとともに新公会計制度への移行を図り、財政基盤の強化に努めます。第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」を踏まえ、一層の経営改革や組織再編を働き掛けます。

行政サービスにおいては、新庁舎における市民の利便性を図るとともに、社会保障・税番号制度の運用や、窓口業務のあり方を総合的に検討し、サービスの充実に努めます。

公共施設の整備と活用については、今後の公共施設のあり方とニーズの変化に対応した有効活用に取り組みます。

市長と語ろう会の開催

市民の主体的活動の支援

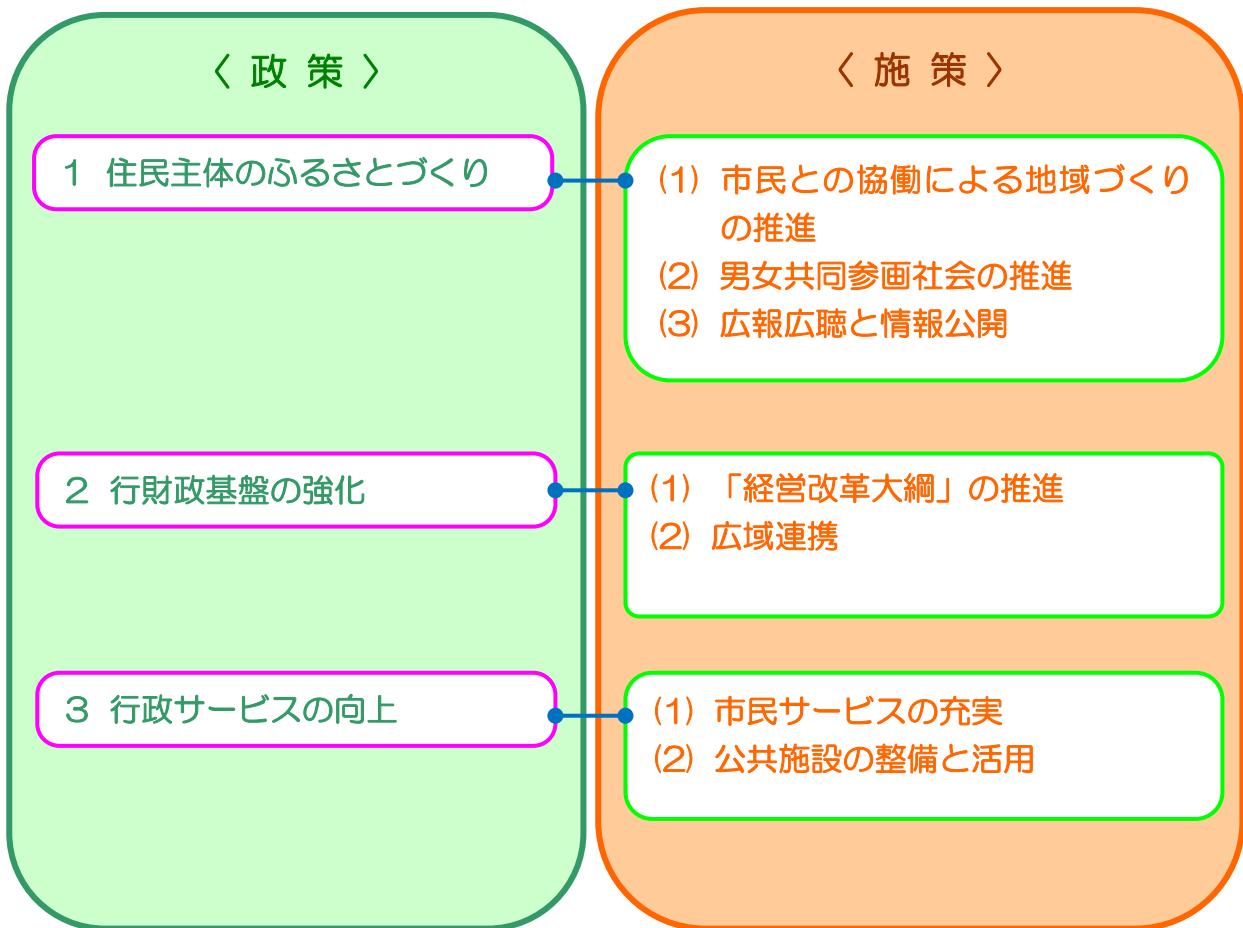
男女共同参画の推進

「自立・連携行動プラン」の推進

共に考え方支えあって、
未来を望む協働のまち

経営改革の推進

行政サービスの維持・向上



1 住民主体のふるさとづくり

地区センターを中心としたコミュニティーの振興を図り、市民が自ら地域活動に積極的に参画し、市民と行政が共に考え、共に支えあう協働のまちづくりに取り組みます。また、効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、地域特性を生かした持続可能なまちづくりに努めます。

市民との協働においては、地域づくり団体などが、まちづくりを主体的に行うための地域活動への支援・連携・協力の仕組みを構築し、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。さらに、男女がともにあらゆる分野で、一層活動できる男女共同参画を推進します。

広報広聴においては、広報遠野やケーブルテレビなどを通じた分かりやすい情報提供と、市民が主体的に市政運営に参画できる「市長と語ろう会」の開催や「市政なんでも相談箱」などによる広報広聴の充実を図ります。

政策の体系

1 住民主体のふるさとづくり

(1) 市民との協働による地域づくりの推進

① 市民との協働の推進

② 地域づくり活動の支援

③ コミュニティー施設の充実

(2) 男女共同参画社会の推進

① 男女共同参画社会の推進

(3) 広報広聴と情報公開

① 広報広聴機能の充実

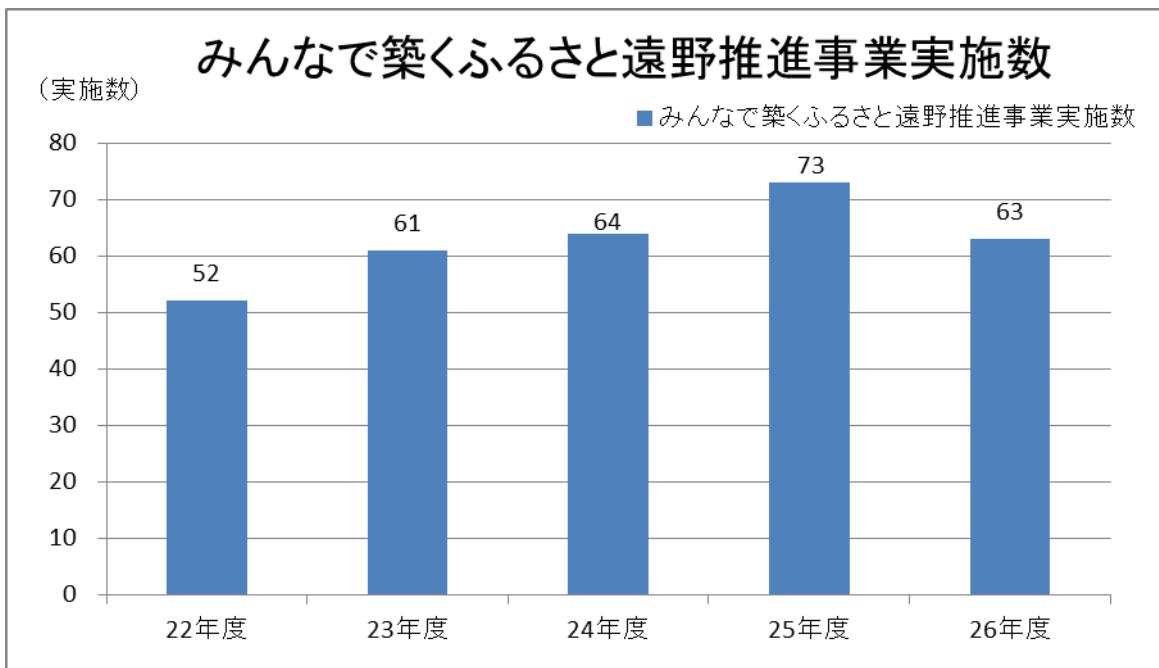
② 情報公開

(1) 市民との協働による地域づくりの推進

現状と課題

人口減少、少子高齢化の進行など、地域社会を取り巻く環境が変わりつつある中、「市民センター構想」に基づき、各地区センターと地域が連携した地域づくりの取り組みを長年進めてきましたが、少子・高齢化による集落の機能低下が顕在化してきています。

多様化する地域社会の問題解決には、行政だけではなく、地域住民自らが取り組むことが重要であり、市民と行政との協働によるまちづくりを進める必要があります。



施策の方向

① 市民との協働の推進

- 市民憲章の普及・啓発に努め、市民協働による住民主体のまちづくりを推進します。
- 地域づくりの拠点施設である市民センター・地区センター機能の一層の充実を図り、地域づくり連絡協議会や各構成団体、自治会、市民との協力・連携体制を強化し、様々な地域課題の解決や住民主体の地域づくり活動の推進を図ります。
- 「みんなで築くふるさと遠野協働指針」に基づき、市民と行政が地域の課題を共有し、互いに知恵を出し合いながら、協働による地域づくりを推進します。
- 環境対策、景観保全、地域安全、生涯学習、子どもの健全育成、健康づくり、地域スポーツ、地域福祉などの全ての分野で、人と人との支え合いの絆が「地域総合力」

として機能するような地域づくりに取り組みます。

② 地域づくり活動の支援

- 地域課題の解決や地域の活性化の取組を支援する「地域活動専門員」を配置し、地域コミュニティーにおける活動の連携・協力を促進し、地域が明るく・元気に・楽しく生活できる環境づくりを推進します。
- 埋もれている地域の宝を復活・再生させながら、世代間交流や絆の回復につながる地域活動の拡大・強化を総合的に支援します。
- 地区センターのサテライト機能を充実し、健康増進や保健・食育など市民のニーズに対応したサービスの向上に努めます。

③ コミュニティー施設の充実

- 地域づくりの活動拠点となる地区公民館などの自治集会施設や設備の充実を図るとともに、学校などの公共施設の地域開放や空校舎（中学校）の活用により、コミュニティー環境の充実に努めます。
- 自治集会施設の新築・増改築・水洗化などに要する経費に対して補助の充実を図り、施設整備等を通して地域活動の促進に努めます。
- 「遠野市民センター学びのプラットホーム」特区認定により、公民館の効率的な管理と計画的な施設整備に努めます。



地域づくりワーキンググループ

●**テーマ** 市民との協働による地域づくりの推進

●**目標** 多様化する地域社会の問題解決には、行政だけではなく、地域住民自らが取組むことが重要であり、市民と行政との協働によるまちづくりを進める必要があることから、みんなで築くふるさと遠野推進事業実施数をまちづくり指標に設定します。

●**方策**

◎市民の役割

- 市の事業に対し、市民も積極的に参画・参加する。
- 限られた予算を有効に活用するため、市民として権利を主張するだけでなく、市民と行政の協働で実施できるような企画提案をする。
- 地域で頑張るといった意識を持ち、市の支援を得ながら協働で地域づくりを実施する。

◎行政の役割

- 市民に対して、支援事業の募集及び事業実績などの情報提供をする。
- 地域づくり団体などの自主的活動や市民の活動に資金面や情報などで支援する。
- 市民が事業計画に参画する機会を多く提供する。
- 市民活動の自主性、自立性を尊重する。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
501	市内河川清掃 参加者数	人	7,590	7,540	7,470	7,400	7,320	7,250	市民協働による河川清掃の 推進を図る。推計世帯数の 80%を確保する。 (環境課)
502	道路環境整備 参加者数 (延べ人数)	人	14,465	12,950	12,950	12,950	12,950	12,950	市民協働による市の環境整 備を図る。 (環境課)
503	みんなで築く ふるさと遠野 推進事業実施 数	事業	63	65	65	63	65	65	地域の活性化につながる事 業推進を図る。 (WG・市民協働課)
504	みんなで築く ふるさと遠野 推進事業参画 者数	人	1,654	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	地域の活性化につながる事 業推進を図る。 (WG・市民協働課)

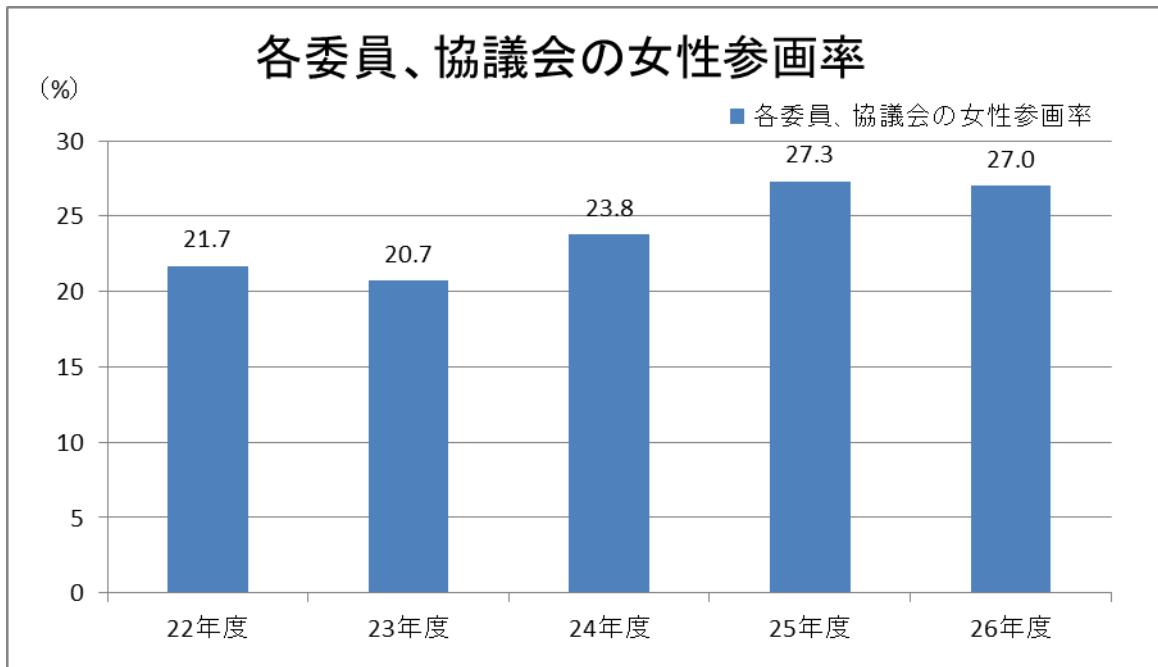
(2) 男女共同参画社会の推進

現状と課題

国では男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を達成するために、女性の参画を拡大する施策を展開しています。

男性も女性も互いに尊重され、意欲と能力を十分に發揮することができる「男女共同参画社会」の形成を図るため、政治的・経済的・文化的なあらゆる分野での男女の参画機会平等の実現が必要です。

男女共同参画社会を阻害する社会制度や慣習の見直し、暴力などの根絶と防止に向けた意識づくりと啓発・普及に努めます。



施策の方向

① 男女共同参画社会の推進

- 「と・お・のいきいき参画プランー遠野市男女共同参画基本計画ー」のさらなる普及・啓発を図り、男女共同参画社会の実現に向けた着実な事業推進に努めます。
- 地域づくり連絡協議会や自治会組織と連携し、地域や家庭での男女の固定的な役割分担意識の改善を進め、多様な活動への参画を促す学習機会や情報提供に努めます。
- 事業所などへ「ワーク・ライフ・バランス」や、女性の再雇用などの啓発を進め、

働きやすい環境づくりを促進します。

- 各分野の委員会・審議会など、政策や方針決定の場への女性の参画を促進し、積極的に女性の意見を遠野市のまちづくりに反映します。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
505 各委員、協議会の女性参画率	%	27.0	27.6	28.2	28.8	29.4	30.0	2020 年までに 30%とする国の目標に合わせ設定(生スボ課)

(3) 広報広聴と情報公開

現状と課題

市民への情報公開、市民と行政との情報の共有は、多様化する市民ニーズの把握や、行政に対する市民の信頼を確保する観点からも重要であり、情報化社会の進展を踏まえ、各媒体の特徴を生かした広報活動を進めていく必要があります。

本市では、「市長と語ろう会」や「市政なんでも相談箱」遠野市ホームページに開設している「市長への手紙」などにより、広く市民の意見・提言を受け施策に反映するとともに、広報紙をはじめホームページ、ケーブルテレビ情報ネットワークを活用し、積極的に情報の提供を行ってきました。

今後は、さらに迅速できめ細かな情報の提供と公開、市民意識を的確に把握することにより、まちづくりの理念や目的が共有化されることが求められています。

施策の方向

① 広報広聴機能の充実

- 行政情報の提供は、公正で民主的な行政運営を進めるうえで重要な役割を担っています。市民との情報の共有化を進めるため広報紙、ケーブルテレビ情報ネットワーク、ホームページなどを媒体とし、迅速で分かりやすく、きめ細かな広報活動を進めます。
- 市民が主体的に市政に参画できる方法として、「市長と語ろう会」の開催、「市政なんでも相談箱」「市長への手紙」を継続設置して、広く地域課題等への意見・提言をいただくための公聴機能の充実を積極的に図り、市民の意識や意向の的確な把握に努めます。また、提案のあった意見・提言を集約し、検討結果や対応状況を公表します。
- 「市長と語ろう会」においては、参加者の性別・年齢等が偏らないように参加方法の工夫と充実を図ります。

② 情報公開

- 公正で開かれた行政運営を進めるため、法令や条例に基づき、個人情報の保護に十分留意しながら、積極的な行政情報の公開に努めます。
- 各種計画の策定や進行状況について、各広報手段を活用して公開するとともに、パ

ブリックコメントを適宜実施し、市民意向を踏まえた上での行政との協働の環境づくりを推進します。

- 行政事務執行の透明性の確保と説明責任を明確に果たすため、各種審議会などの審議過程や施策・財政などの行政情報の積極的公開に努めます。

みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標	単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
506 市長と語ろう会開催回数	回	0	11	11	11	11	11	各地区で市長と語ろう会を開催し市政運営に反映させる。 (企画総括担当)



2 行財政基盤の強化

行財政基盤の強化においては、市税などの歳入確保、経費の節減と合理化、適正な公共施設の維持による持続可能な公共サービスの実現、補助金などの整理合理化などを進め、民間委託、民営化などの推進、事務事業を見直すとともに新公会計制度への移行を図り、財政基盤の強化に努めます。第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」を踏まえ、一層の経営改革や組織再編を働き掛けます。

政策の体系

2 行財政基盤の強化

(1) 「経営改革大綱」の推進

- ① 計画的なまちづくりを進めるための財政基盤の強化
- ② 行政サービスの質の確保を目的とした事務事業等の見直し
- ③ 行政ニーズに迅速・的確に対応できる組織の再編
- ④ 理解が広がる情報のオープン化
- ⑤ 総合力を発揮する職員間の連携と能力開発

(2) 広域連携

- ① 広域連携の確立

(1) 「経営改革大綱」の推進

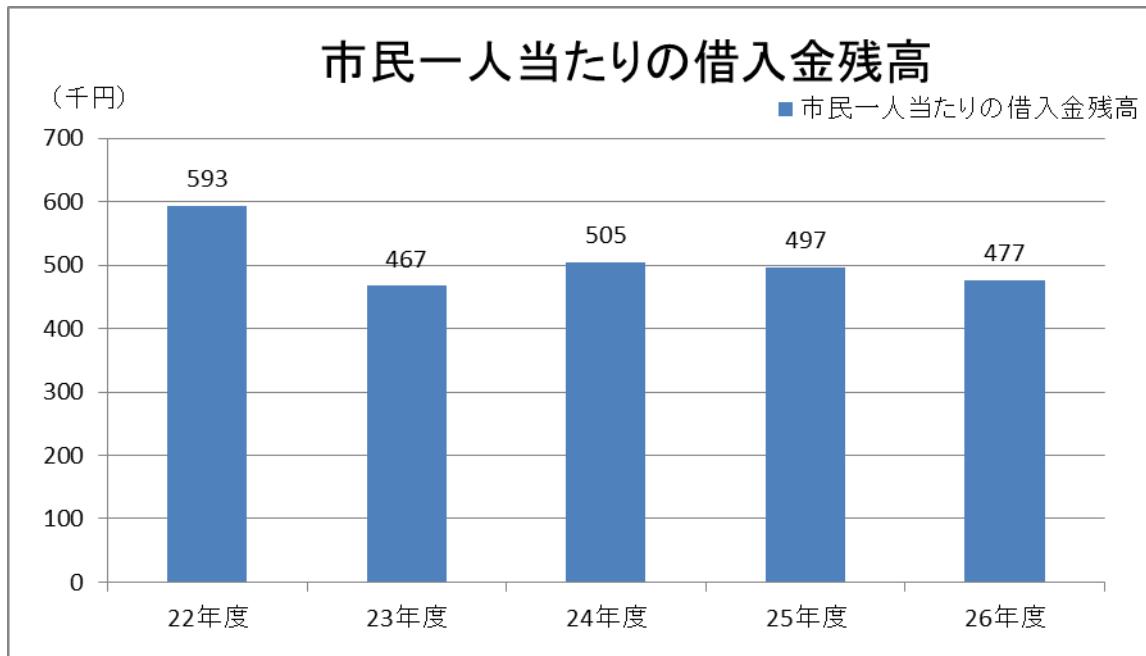
現状と課題

国や県では「地域主権」を起点に、国家としての存立にかかわることを国が、住民に身近な行政は地方公共団体が担うこととし、より住民ニーズに合った行政運営を行うこととしています。

本市はこれまで、「第二次遠野市経営改革大綱」に基づき、県からの権限・事務委譲を積極的に進め、いち早く対応してきました。しかし、さらなる「地方への期待」に応えるためには、これまで以上の経営の健全化と住民ニーズの変化に対応した施策の選択が必要となります。

平成30年4月からは、全国統一的基準による「新地方公会計」がスタートし、公共施設毎に個々のコスト計算が行えるほか、他の自治体との財務比較が容易となり、より透明性の高い財政状況を公表することとなります。

平成28年度から実施する「第三次遠野市経営改革大綱」により、事務事業の一層の見直しを行いながら、自立した自治体経営の実現と市民の「満足」「理解」「信頼」を築き、市民協働をさらに進化させるための「地域総合力」を生み出す改革を進めます。



施策の方向

① 計画的なまちづくりを進めるための財政基盤の強化

- 市税及びその他の収入等の収納率の向上対策に取り組み、自主財源の確保に努めま

す。

- 持続可能な財政基盤を確立するため、第三次健全財政5カ年計画を推進します。
- 事務事業の効率化、負担金・補助金等の整理統合、既存公共施設の再配置や用途転換及び必要に応じた統廃合等に取り組み、事業の選択と財源の集中に努めます。
- 全事業会計の中期財政計画を策定し、経営の健全化に努めます。

② 行政サービスの質の確保を目的とした事務事業等の見直し

- 時代やニーズの変化、官民の役割分担、優先順位の設定等、すべての事業にわたり徹底したスクラップアンドビルドを行い、事務事業のさらなる効率化を図ります。
- 第二次大綱で対象となった事務事業の見直しのうち、継続が必要な取組については引き続き改革を進めます。
- 行政サービスはこれまでと違い、国の規制緩和などで民間事業者等の参入機会が拡大しています。サービスと費用、官民の役割やあり方を見直し、事務事業の民間移管や委託を推進し、行政事務のスリム化を図ります。

③ 行政ニーズに迅速・的確に対応できる組織の再編

- 時代の変化に的確に対応するための、簡素で効率的な組織体制の検討を行います。併せて、決裁権限や事務分掌を見直し、事務処理や意思決定の迅速化を図ります。
- 事務事業の見直し、民間活力の導入を進めながら、現在及び将来の事業量を検証し、「遠野市定員管理計画」により職員数を適正に維持します。
- 市が出資している第三セクター・財政支援を行っている関係機関・団体等、事務局を持つ審議会や委員会・協議会等については、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」による経営の健全化や体制の見直しなどの改革を進め、まちづくりを一層進化させます。

④ 理解が広がる情報のオープン化

- 案内通知や説明会資料など、市民に発信する情報は、文字を見やすくしたり、グラフやイラストを活用したり、専門用語を避けたりするなど、簡素で分かりやすいものに改めます。
- 情報は、月1回発行の広報紙に集約するとともに、いつでもどこからでも情報を引き出すことができるよう、ケーブルテレビやインターネットなどのさまざまな媒体を活用し発信します。
- 市民の理解と市政への積極的な参画を促すため、事務打合せ及び「非公開」と定め

られた会議以外は原則「市民公開」に努めます。

- 災害時における要援護者の避難や一人暮らし高齢者の見守りなど、市民福祉の向上に直接結び付く個人情報については、個人情報保護法の趣旨に基づく厳格な管理ルールのもと、特定の市民・団体との情報の共有化を図り、その活動に役立てます。

⑤ 総合力を発揮する職員間の連携と能力開発

- 市民からの問い合わせ等に素早く対応するため、各種イベント情報や市民生活に直接関係する情報については、職員間での情報共有を図るための仕組みを検討します。
- 「遠野市人材育成基本方針」の理念のもとに、「職員研修の充実」「人事制度の改革」「職場環境づくり」を通じて、職員のスキルアップに努め、「経営感覚を持つ職員」「未来を創り出す職員」「市民と協働する職員」「課題に挑戦する職員」「自己を改革する職員」の育成を図ります。
- 職階級に応じた人材育成のほか、人事評価制度を活用したマネジメント能力の醸成、主体的な能力開発及び職員の士気の向上を図ります。



みんなで取り組むまちづくり指標

まちづくり指標		単位	現状 (H26)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	指標設定の考え方
507	経営改革大綱実行計画の達成率	%	77.1	80.0	80.0	90.0	90.0	100.0	経営改革を100%達成し、市民サービスの向上と財政基盤の強化をめざす。 (企画総括担当)
508	国土調査進捗率	%	84.2	85.90	86.29	86.50	87.34	88.23	未調査地区の計画的な調査を推進する。 (建設課)
509	市税等の収納率(現年分)	%	97.46	97.48	97.49	97.50	97.51	97.52	財政基盤の強化のため、市税等の収納率の向上を目指す。 (税務課)
510	経常収支比率(普通会計)	%	83.2						現在、調整中。 (財政担当)
※ 経常収支比率とは、経常経費（人件費、扶助費、公債費の義務的に支出しなければならないお金）と経常一般財源額（自由に使えるお金）の割合 ※ 普通会計とは、本市では一般会計とケーブルテレビ事業特別会計を合算した会計区分									
511	実質公債費比率(普通会計)	%	11.2						現在、調整中。 (財政担当)
※ 実質公債費比率とは、公債費（借入金に対する償還金）と経常一般財源額（自由に使えるお金）の割合									
512	市民一人当たりの借入金残高	千円	477						現在、調整中。 (財政担当)
※ 建設事業に充当した市民一人当たりの借入金残高は、普通会計に係る残高で減税補てん債及び臨時財政対策債を除く									
513	市職員数	一般職員	人	321					現在、調整中。 (総務課)
		消防職員	人	52					
		計	人	373					

(2) 広域連携

現状と課題

道路交通基盤整備の進展等による移動時間の短縮に伴い、通勤圏・通学圏・医療圏・経済圏などの市民生活の活動圏域は、市町村の区域を越えた拡大が見られます。

本市は、県央部と沿岸部を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線や各国道の結束・展開拠点としての地理的好立地条件を有しています。

こうした環境を生かし、「人」、「物」、「情報」が行き交う広域的な経済活動による効率的・効果的な地域活性化が求められています。

施策の方向

① 広域連携の確立

- 事務事業の効率化や地域課題等における広域的行政課題の共有と解決に向け、県・近隣市町村などとの緊密な交流や連携を確立し、経済・社会のグローバル化に対応します。
- 東北横断自動車道釜石秋田線や一般国道 340 号のトンネル化の整備が着実に進むなか、社会インフラと地理的立地条件を生かし、広域的な人的・物的交流のネットワーク化を進め、広域経済圏域の要（拠点）としての確立に努めます。
- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に際して、内陸部に位置する本市がその立地条件を生かし、沿岸被災地の後方支援基地として物資や人的支援に重要な役割を果たしたことには鑑み、今後も後方支援基地としての機能の充実に努めます。

③ 行政サービスの向上

行政サービスにおいては、新庁舎における市民の利便性を図るとともに、社会保障・税番号制度の運用や、窓口業務のあり方を総合的に検討し、サービスの充実に努めます。

公共施設の整備と活用については、今後の公共施設のあり方とニーズの変化に対応した有効活用に取り組みます。

政策の体系

③ 行政サービスの向上

(1) 市民サービスの充実

① 市民サービスの充実

(2) 公共施設の整備と活用

① 公共施設の整備と適正な活用



(1) 市民サービスの充実

現状と課題

近年、社会構造がめまぐるしく変動する中で、市民の立場に立った対応やサービスが求められています。

本市では、とぴあ庁舎を活用して2階渡り廊下で接続する新庁舎を整備し、とぴあ庁舎と一緒に新たな本庁舎の整備を進めています。

これにより分散された庁舎機能が集約されることから、市民のニーズに対して利便性を高め、より質の高い行政サービスの提供に努める必要があります。

施策の方向

① 市民サービスの充実

- 市全体の窓口業務の連携を強化し、窓口サービスの充実に努めます
- 新庁舎の整備及び既存の公共施設においても、案内表示やトイレなどの設備、申請書類など、どなたでもすぐに分かり、簡単に安全にサービス・施設が利用できるよう、公共施設等のユニバーサルデザイン化に努めます。

(2) 公共施設の整備と活用

現状と課題

市役所中央館が東日本大震災により倒壊したため、中心市街地活性化センター（通称：とぴあ）を仮庁舎として活用していますが、新庁舎をとぴあ南側に整備し、とぴあ庁舎と2階渡り廊下で接続する新たな本庁舎の整備を進めており、より質の高い行政サービスの提供と効率的な行政運営が図られる仕組みを構築する必要があります。

全国的な経済成長の鈍化、少子高齢化による人口減少が懸念される中、税収の減少を始めとして、地方自治体の財源の確保は一層の厳しさを増しています。その中で、いかに施設に要するコストを削減し、利用者である市民にとってその効用を最大限に発揮するための公共施設整備が求められています。

本市の市有財産についても、公共施設の移転や廃止に伴う跡地利用や、遊休市有地の活用について課題が残っており、その有効な利活用を進めていく必要があります。

施策の方向

① 公共施設の整備と適正な活用

- 中心市街地に整備する本庁舎は、行政執行と市民サービスの拠点施設とともに、新たなまちづくりの活力を発信する核施設として市民に愛される市役所を目指します。
- 市内の公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、必要に応じた再配置や用途転換等を図り、既存の施設の効果的な活用を図ります。
- 官民連携で運営している遠野みらい創りカレッジ（旧土淵中学校）を地域及び産業の発展と人材育成の拠点として更に推進するとともに、国内外の交流を拡大し国内有数の触れ合いながら学ぶ交流拠点を目指します。
- 旧上郷中学校は市民協働による「郷土芸能伝承館」、「遠野グローバルプラザ」、「スポーツ・カルチャー施設」の三本柱を活用構想として、交流の拡大を図り持続可能な地域の活性化を推進します。
- 中学校再編成等に伴い活用されていない校舎及び旧遠野高等学校情報ビジネス校については、地域の再生につながる活用方法等について十分な検討を図ります。
- 市が所有する土地、建物等については、公共施設等総合管理計画に基づき、地域の状況に則して適正な公共サービスを提供する観点から用途転換や再配置、運営方法の検討などを総合的に行うことにより、効果的・効率的な行政運営を目指します。

- 中学校再編成による各学校の所蔵する歴史的資料の保存・継承のため、「学校教育歴史記念館」を整備します。

